

容量市場業務マニュアル
「実需給前に実施すべき業務（全般）編（対象実需給年度：2028年度）」
及び「電源等差替編（対象実需給年度：2028年度以降）」
の策定及び公表について

業務規程第32条の5の規定に基づき、以下の容量市場業務マニュアルについて策定及び公表する。

- ・「実需給前に実施すべき業務（全般）編（対象実需給年度：2028年度）」
：実需給前に実施すべき業務における事業者の具体的な手順等を規定するもの
- ・「電源等差替編（対象実需給年度：2028年度以降）」
：電源等差替の手順、提出書類等を規定するもの

〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以上

【添付資料】

別紙1：容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編（対象実需給年度：2028年度）

別紙2：容量市場業務マニュアル 電源等差替編（対象実需給年度：2028年度以降）

容量市場
業務マニュアル
実需給前に実施すべき業務
(全般) 編

(対象実需給年度：2028 年度)

2025 年 5 月 29 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2025年5月29日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	6
1.2	実需給前に実施すべき業務および市場退出事由	6
第2章	実需給前に実施すべき業務	11
2.1	余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）	11
2.2	余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）	26
2.3	電源等情報の追加登録（容量提供事業者）	32
2.4	電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）	49
2.5	FIT 制度、FIP 制度適用の電源でない場合の異議申立	53
2.6	事業者の退出表明に基づく市場退出	61
2.7	供給指示に関する給電申合書等の締結	68
第3章	実需給前のペナルティ対応	73
3.1	経済的ペナルティの算定・通知	73
3.2	経済的ペナルティの返金に係る算定・通知	79
3.3	請求内容の受領	84
3.4	欠番	87
3.5	経済的ペナルティの支払	88
3.6	経済的ペナルティの督促に対する対応	89
3.7	経済的ペナルティの返金額の入金	92
Appendix.1	図表一覧	95
Appendix.2	様式一覧	99
Appendix.3	業務手順全体図	106

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第 32 条の 5）に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給前に実施すべき業務および当該業務に起因する市場退出¹事由によりペナルティが科された場合の対応に係る業務について、必要な手続きや容量市場システム²の操作方法³が記載されています。

なお、実需給年度前のペナルティについては、「容量市場メインオークション募集要綱」および「容量確保契約約款」を併せて参照してください。

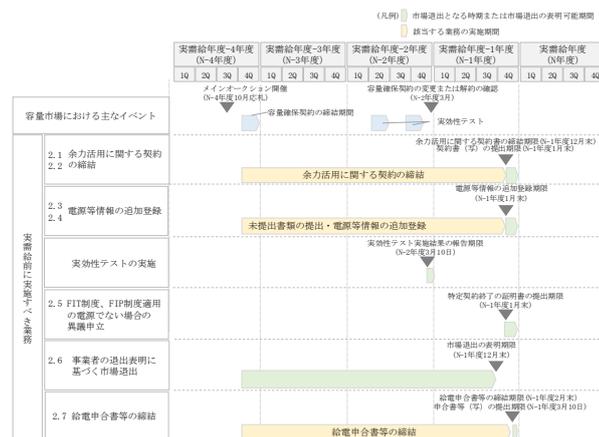


図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール

実需給前に実施すべき業務および市場退出事由となりうる業務に係る具体的な手続きに関しては第 2 章、市場退出に伴ってペナルティが科される場合のペナルティの通知・請求・入金・返金に係る具体的な手続きに関しては第 3 章に記載していますが、本章で説明する以下の 1.1~1.2 もご確認ください。

¹ 容量確保契約約款の第 12 条のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部を解約または一部の容量を減少させることを市場退出と呼びます。

² 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション）、長期脱炭素電源オークション）への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

³ 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-2 参照）。

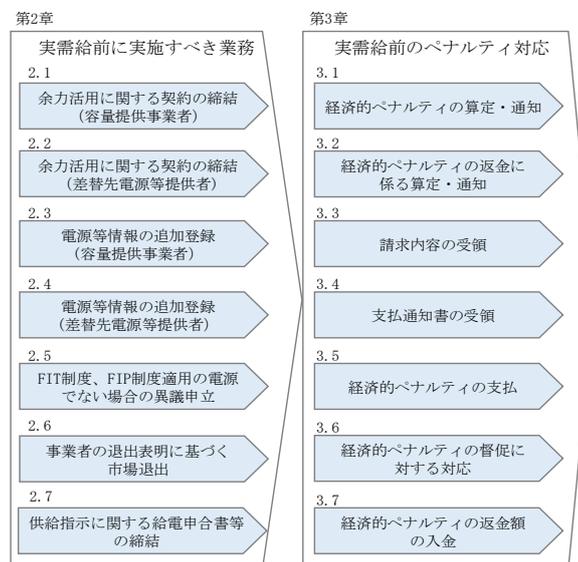


図 1-2 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

1.2 実需給前に実施すべき業務および市場退出事由

実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等は、表 1-1 を参照してください。また、本業務マニュアルに記載している実需給前の市場退出事由は、表 1-2 を参照してください。

表 1-1 実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等

対応する章節番号	業務名	業務の対象となる電源等
2.1 2.2	余力活用に関する契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 調整機能を有する安定電源 ※ただし、全量を電源等差替した安定電源は対象外・安定電源を差替元電源等とする調整機能を有する差替先電源等
2.3 2.4	電源等情報の追加登録	<ul style="list-style-type: none"> 電源等情報の登録時に未提出の書類のある電源等（差替先電源等を含む） 電源等情報の登録時に未登録の項目（※）のある電源等（差替先電源等を含む） ※相対契約上の計画変更締切時間、発電 BG コ

対応する 章節番号	業務名	業務の対象となる電源等
		ード、需要 BG コード・計画提出者コード、電源の起動時間、など
—	実効性テストの実施	・発動指令電源 ⁴
2.5	FIT 制度、FIP 制度適用の電源でない場合の異議申立	・対象実需給年度中に適用される FIT 電源、FIP 電源
2.6	事業者の退出表明に基づく市場退出	・市場退出を希望する全ての電源等
2.7	給電申合書等の締結	・安定電源 ※ただし、属地一般送配電事業者が締結不要と判断した場合は対象外

表 1-2 市場退出事由の一覧

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
2.1 2.2	余力活用に関する契約が未締結	<p>安定電源のうち、電源等情報に調整機能「有」（調整機能を有する電源等）と登録された電源で、本機関が指定した期限（実需給年度が始まる直前の 12 月末まで[例]実需給年度が 2028 年度の場合は 2027 年 12 月]）に属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない場合、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>（契約書写しの提出期限は実需給年度が始まる直前の 1 月末まで[例]実需給年度が 2028 年度の場合は 2028 年 1 月]）</p> <p>なお、実需給年度中に調整機能が「無」から「有」に変更となる場合は、「有」となり次第速やかに、当該変更</p>

⁴ ただし、以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができます。

- a 実需給年度の前々年度に実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合
- b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合
- c 本機関が合理的と判断した場合

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
		<p>関して電源等情報の変更を行い、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結し、当該契約の写しを提出してください。</p>
2.3 2.4	書類が未提出・ 電源等情報が未 登録	<p>対応するオークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限（実需給年度が始まる直前の1月末）までに提出しない場合または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、対応するオークションにおける当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p>
—	発動指令電源に 関する書類が未 提出	<p>発動指令電源において実効性テストを受けるための電源等リスト提出の期限までに電源等リストを提出しない場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>また、本機関が指定した期限までに実効性テストの結果を本機関に提出しない場合、または本機関が認める他の実績を提出しない場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」を参照してください。</p>
—	実効性テスト結 果が契約容量に 満たない場合お よび 1,000kW 未 満となった場合	<p>発動指令電源における実効性テストの発動実績が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの発動実績を差し引いた容量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>また、実効性テストの発動実績が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>本件の詳細は、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」を参照してください。</p>

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
2.5	対象実需給年度中の FIT 制度、FIP 制度の適用	<p>容量確保契約を締結する電源が FIT 電源または FIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出⁵となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>対象実需給年度中に FIT 電源または FIP 電源でないことを証明したい場合、容量提供事業者は、本機関の定める期限（実需給年度が始まる直前の 1 月末）までに特定契約終了の証明書などを提出する必要があります。</p>
2.6	事業者の退出表明	<p>容量確保契約書を締結する電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>また、容量確保契約を締結する電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替をおこなった容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替後の容量を差し引いた容量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。</p> <p>なお、市場退出の表明は、実需給年度が始まる直前の 12 月末まで受け付けます。</p>
2.7	給電申合書が未締結	<p>実需給年度までに給電申合書を締結しなかった場合、当該電源の契約容量の全量が市場退出となり、市場退出に伴う経済的ペナルティが科されます。給電申合書等の締結期限：実需給年度が始まる直前の 2 月末まで[例]実需給年度が 2028 年度の場合は 2028 年 2 月]、申合書等(写)の提出期限：実需給年度が始まる直前の 3 月 10 日まで [例]実需給年度が 2028 年度の場合は 2028 年 3 月 10</p>

⁵ 変動電源（アグリゲート）を構成する小規模変動電源（リソース）が FIT 電源または FIP 電源であると判明した場合は、当該リソース分が市場退出となります。また、リソースの市場退出により、変動電源（アグリゲート）の契約容量が 1,000kW 未満となった場合、当該変動電源（アグリゲート）は市場退出となります。

対応する 章節番号	市場退出事由	概要
		日])。 ※ただし、属地一般送配電事業者が締結不要と判断した場合は対象外

注：参入ペナルティについて

容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、容量確保契約約款、容量確保契約書およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、本機関は当該容量提供事業者在一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げなどの参入ペナルティを科すことがあります。

参入ペナルティが科される事例として、落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない場合や、電源等情報に偽りの情報を登録する場合などが該当します。

第2章 実需給前に実施すべき業務

本章では、実需給前に実施すべき業務に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）
- 2.2 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）
- 2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）
- 2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）
- 2.5 FIT 制度、FIP 制度適用の電源でない場合の異議申立
- 2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出
- 2.7 供給指示に関する給電申合書等の締結

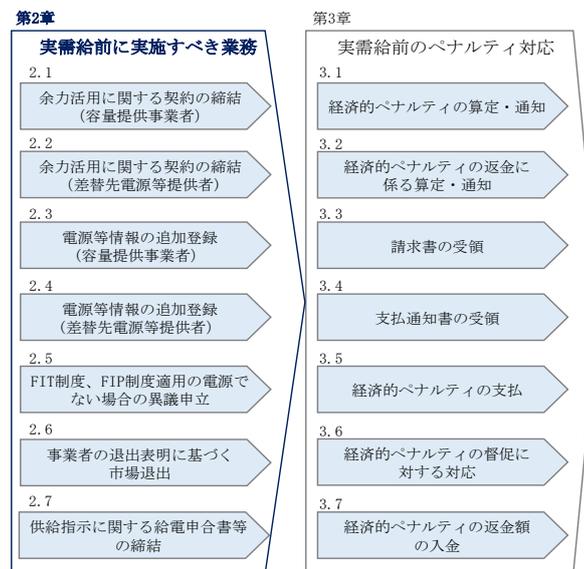


図 2-1 第 2 章の構成

2.1 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）

本節では、容量提供事業者の余力活用に関する契約の締結について以下の流れで説明します（参照）。

注：当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バラシシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

2.1.1 余力活用に関する契約の締結手続き

- 2.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）
- 2.1.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込
- 2.1.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

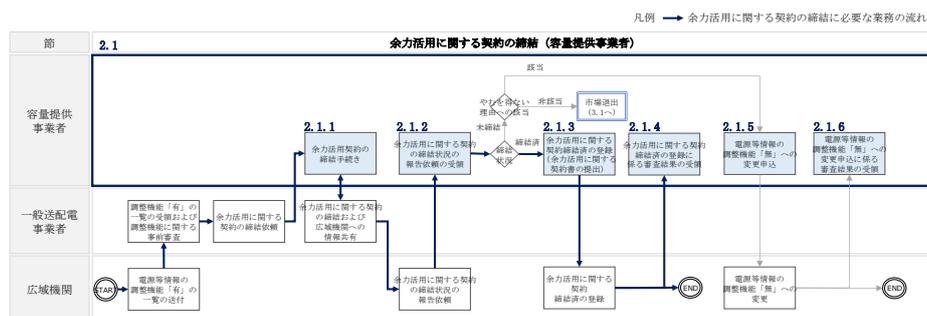


図 2-2 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）の詳細構成

2.1.1 余力活用に関する契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者と一般送配電事業者との間における余力活用に関する契約の締結手続きについて説明します（図 2-3 参照）。

- 2.1.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領
- 2.1.1.2 余力活用に関する契約書の内容記入および締結



図 2-3 余力活用に関する契約の締結手続き

2.1.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領

一般送配電事業者による調整機能に関する事前審査が行われ、審査に合格した電源等を提供する容量提供事業者へ、一般送配電事業者から余力活用に関する契約の締結依頼がメール等で送付されます。

注：専用線または簡易指令システムの構築について

専用線または簡易指令システムの工事は時間を要するため、余裕をもって余力活用に関する契約締結のための手続きを進めてください。

2.1.1.2 余力活用に関する契約書の内容記入および締結

調整機能を有する電源等を提供する容量提供事業者は、一般送配電事業者からの連絡に基づき、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結します。

注：容量提供事業者は、一般送配電事業者と締結する余力活用に関する契約において、上げ調整力および下げ調整力の両方を提供する必要があります。

2.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します（図 2-4 参照）。

2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領

2.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

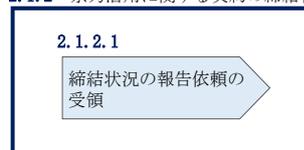


図 2-4 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼

2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領

本機関の指定する余力活用に関する契約の締結期限が実需給年度が始まる直前の 12 月末までであるため、実需給前年度の実需給年度が始まる直前の 11 月頃[例]実需給年度が 2028 年度の場合は 2027 年 11 月]に、余力活用に関する契約の締結状況を自主的に報告していない容量提供事業者へは、本機関から余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼がメールで送付されます。

余力活用に関する契約を締結済の場合は『2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録』へ進み、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて余力活用に関する契約の写しを提出してください。未締結の場合は『2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込』へ進み、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更の上、余力活用に関する契約を締結していない合理的な理由（やむを得ない理由）を記載してください。なお、余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由があると認められる例は表 2-1 を参照してください。

表 2-1 余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）がある例

番号	余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）がある例
1	調整機能が故障し、必要な対応を行った上で実需給年度内の復旧見通しが不明な場合
2	事前審査において、一般送配電事業者が求める要件を満たさない場合
3	電源種別が水力の場合において、調整機能を使用することにより、河川法等に定める公共安全が保持されない場合

注 1：自主的な余力活用に関する契約の報告について

本機関からの報告依頼の受領前であっても、余力活用に関する契約の写しを提出することは可能です。

注 2：余力活用に関する契約の未締結による市場退出について

締結期限（実需給年度が始まる直前の 12 月末）までに余力活用に関する契約が締結済みではない、且つ未締結であること、やむを得ない理由もない場合、市場退出（全量退出）となりますので留意してください。

2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

本項では、余力活用に関する契約書の提出に係る手続きについて説明します（図 2-5 参照）。

2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

2.1.3 余力活用に関する契約締結済の登録
（余力活用に関する契約書の提出）

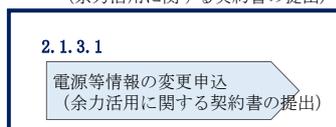


図 2-5 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

余力活用に関する契約を締結している場合、余力活用に関する契約書の写しと契約対象電源が分かるものとして需給調整市場システムの画面コピー（MMS 電源等詳細画面）を PDF ファイル（4MB 以下とすること、別ファイル可）にして容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ提出してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

（提出期限：実需給年度が始まる直前の 1 月末）

電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、余力活用に関する契約書の写しを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「余力活用に関する契約締結」欄の「有」を選択して、「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして余力活用に関する契約書の写しをアップロードします。また、「変更理由」欄には「余力活用に関する契約書の写しの提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリック後、「実行」ボタンをクリックします（図 2-6、表 2-2 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、余力活用に関する契約書の写しの提出は完了していませんので注意してください。

注：余力活用に関する契約書の写しのファイル名について

余力活用に関する契約書の写しは PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「余力活用に関する契約書_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名： 余力活用に関する契約書_〇〇株式会社_2028_0123456789.pdf
対象実需給年度 電源等識別番号

※ファイル名称の長さは 50 文字以下でお願いします（拡張子を含む）。容量市場システムにアップロードするファイルのファイル名が 50 文字を超える場合には、ファイル名の一部を略して、50 文字以内とってください。また、禁則文字や容量の

制限があります。詳細は容量市場システムマニュアルを参照願います。この但し書きは、以下に示すすべてのファイル名の説明に適用されます。

電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査管理画面」へ進みます。

「電源等情報審査管理画面」の電源等区分を選択後、余力活用に関する契約書の写しを提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は余力活用に関する契約書の写しが提出されているかを審査します。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに、審査コメントに記載されている不合格理由を確認したのち余力活用に関する契約書の写しを再提出してください。

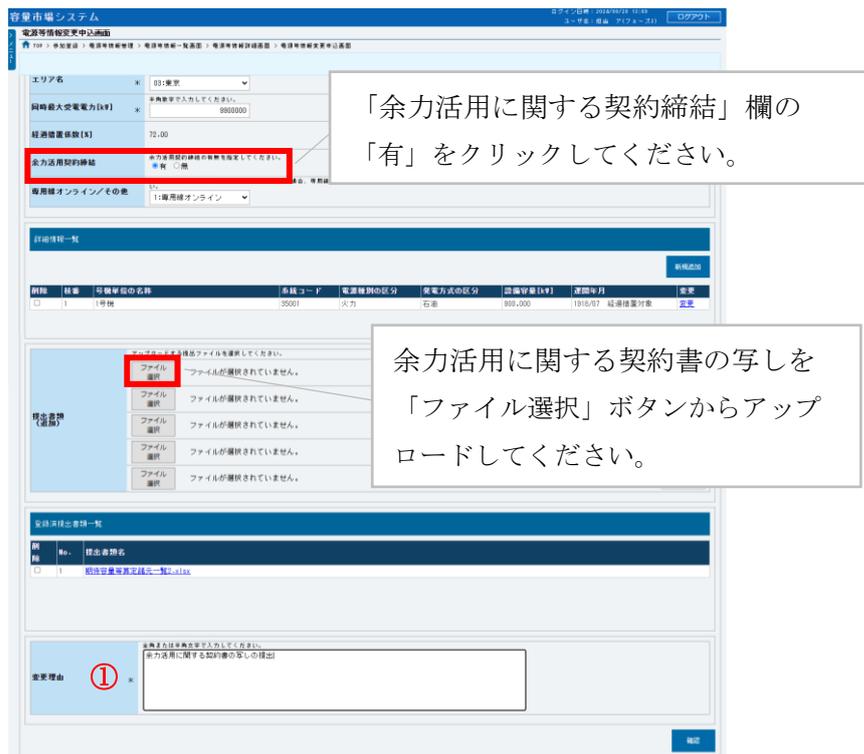


図 2-6 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-2 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（余力活用に関する契約の提出）

No.	項目	留意点
①	変更理由	・ 余力活用に関する契約書を締結済の場合 「余力活用に関する契約書の写しの提出」と記入

2.1.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-7 参照）。容量提供事業者は、本機関から余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

2.1.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.1.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

2.1.4.1

余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.1.4 余力活用契約締結済の登録に係る審査結果の受領

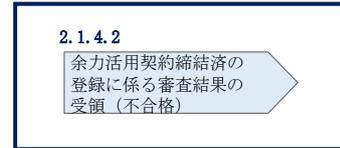


図 2-7 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

2.1.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者には電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.1.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

余力活用に関する契約の提出後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用に関する契約の締結期限内に余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等情報審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します（図 2-8 参照）。

2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）

2.1.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

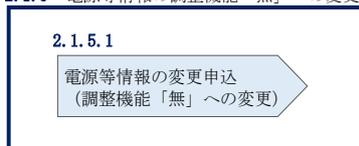


図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）

余力活用に関する契約を締結済みではない、且つやむを得ない理由（表 2-1 参照）がある場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて調整機能を「無」に変更し、変更理由欄にやむを得ない理由を記載してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

※同一の電源について、過去年度の電源等情報で調整機能を「有」から「無」に変更している場合でも、当該年度の電源等情報で調整機能を「無」に変更する場合は、調整機能を「無」にするやむを得ない理由を証明する書類（過去年度実施した「調整機能に関する事前審査結果」）等を添付して、変更を行ってください。

電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、変更を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み、調整機能の有無を「無」に変更します（図 2-9、図 2-10 参照）。また、やむを得ない理由を証明する書類等がある場合、本機関は

当該書類を受け付けます。書類を提出する場合は、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします。

登録内容の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由（やむを得ない理由）を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図 2-11、表 2-3 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、調整機能「無」への変更申込は完了していませんので注意してください。

電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、調整機能「無」へ変更申込をしたい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は余力活用に関する契約を未締結であることやむを得ない理由の審査および変更申込の確認をします。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

容量市場システム ログイン日時: 2024/09/26 15:09
ユーザー: 経協 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分: 安定電源

変更区分: 電源等情報変更

実需給年度	2026
事業者コード	7Y01
参加登録申請者名	事業者A
電源等識別番号	0000008601
電源等の名称	* 全角または半角文字で入力してください。 7Y01 (改修確認INC-Ph3-AP-
受電地点特定番号	* 半角数字で入力してください。 33000000011111111122
系統コード	* 半角英数字で入力してください。 31111
エリア名	* エリア名を指定してください。 03:東京
同時最大受電電力[kW]	* 半角数字で入力してください。 9900000
経過措置係数[%]	72.00
余力活用契約締結	余力活用契約締結の有無を指定してください。 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
専用線オンライン/その他	譲渡締結の有無が有の電源等詳細情報を登録する場合、専用線オンライン/その他を指定してください。 1:専用線オンライン

詳細情報一覧 [新規追加](#)

別称	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	経過措置対象	変更
	1	1号機	35001	火力	石油	900,000	1916/07	経過措置対象	変更

アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイルが選択されていません。

図 2-9 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

容量市場システム

電源等詳細情報編集画面

号機単位の所有者 *	
系統コード *	半角英数字で入力してください。 10001
電源種別の区分 *	電源種別の区分を指定してください。 02:火力
発電方式の区分 *	発電方式の区分を指定してください。 024:石油
設備容量[kW] *	半角数字で入力してください。 110000
運開年月 *	yyyymm形式で入力してください。 200012
調整機能の有無 *	調整機能の有無を指定してください。 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
発電用の自家用電気工作物 (余剰) の該当有無 *	発電用の自家用電気工作物 (余剰) の該当有無を指定してください。 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

パターン名 起動～並列 時間 分 並列～フル出力 時間 分

図 2-10 「電源等詳細情報編集画面」 電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

詳細情報一覧

新規追加

削除	装置	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
<input type="checkbox"/>	1	1号機	11121	再生可能エネルギー	風力	10,000	2008/01 経過措置対象	変更

アップロードする提出ファイルを選択してください。

やむを得ない理由を証明する書類等がある場合、「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

提出書類 (追加)

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

ファイル選択 ファイルが選択されていません。

アップロードボタン

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
<input type="checkbox"/>	1	使用届検査合格証1.pdf

変更理由 *

全角または半角文字で入力してください。

確認

図 2-11 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（調整機能「無」への変更）

No.	項目	留意点
①	変更理由	<p>余力活用に関する契約を未締結であること、やむを得ない理由がある場合に具体的な理由を記入</p> <p>記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整機能が故障し、実需給年度内の復旧の見通しが立たないため 調整機能に関する事前審査にて、一般送配電事業者の求める要件を満たさなかったため (水力の場合) 調整機能を使用することにより、河川法等で定める公共の安全が保持されないため

2.1.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明します（図 2-12 参照）。容量提供事業者は、本機関から電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

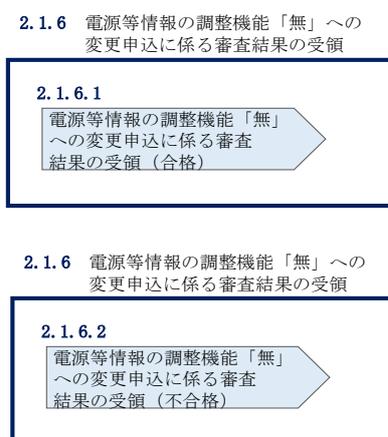


図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者には電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）
調整機能「無」への変更申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、余力活用に関する契約の締結期限内に調整機能「無」への変更に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.2 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）

本節では、差替先電源等提供者の余力活用に関する契約の締結について以下の流れで説明します（図 2-13 参照）。

注：当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランスンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

- 2.2.1 余力活用に関する契約の締結手続き
- 2.2.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領
- 2.2.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）
- 2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領
- 2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込
- 2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領
- 2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

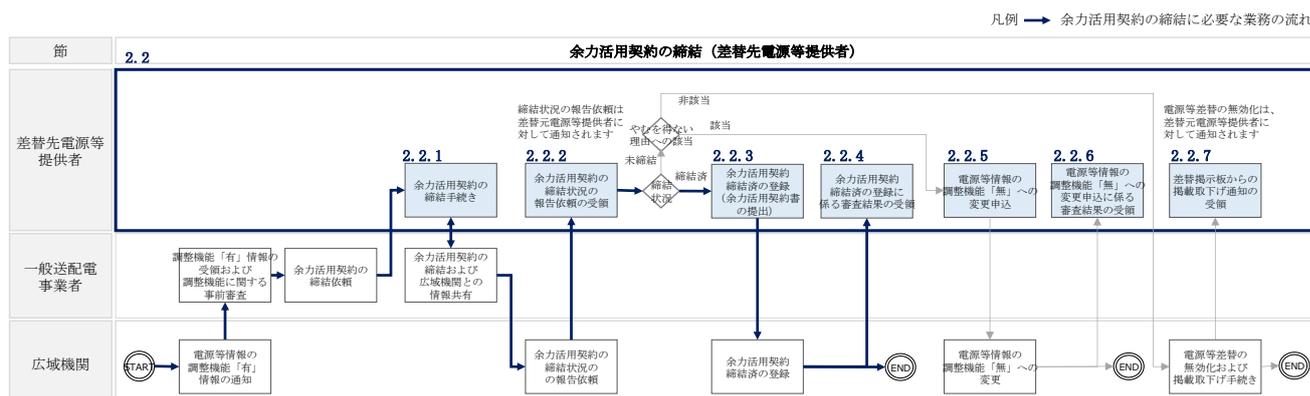


図 2-13 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）の詳細構成

2.2.1 余力活用に関する契約の締結手続き

本項では、調整機能を有する電源等を提供する差替先電源等提供者と一般送配電事業者との間における余力活用に関する契約の締結手続きについて説明します（図 2-14 参照）。

- 2.2.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領
- 2.2.1.2 余力活用に関する契約の内容記入および締結

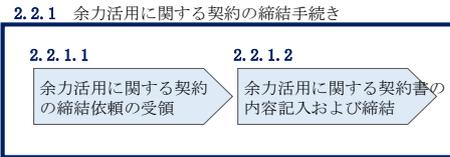


図 2-14 余力活用に関する契約の締結手続き

2.2.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領

『2.1.1.1 余力活用に関する契約の締結依頼の受領』を参照してください。

2.2.1.2 余力活用に関する契約の内容記入および締結

『2.1.1.2 余力活用に関する契約書の内容記入および締結』を参照してください。

2.2.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

本項では、余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼に係る手続きについて説明します（図 2-15 参照）。

2.2.2.1 締結状況の報告依頼の受領

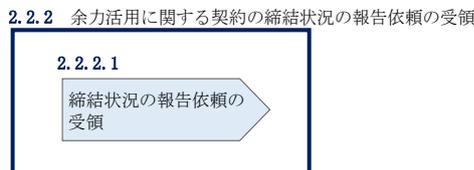


図 2-15 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

2.2.2.1 締結状況の報告依頼の受領

『2.1.2.1 締結状況の報告依頼の受領』を参照してください。

注：差替時の余力活用に関する契約内容の報告依頼に係る対応について

本機関から、差替元電源等提供者に対して差替先電源等の余力活用に関する契約内容の報告依頼をメールで送付します。差替元電源等提供者が差替先電源等提供者に報告依頼を連携し、差替先電源等提供者が余力活用に関する契約書の写しの提出、もしくは調整機能「無」への変更・やむを得ない理由の申告を実施してください。

2.2.3 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

本項では、差替先電源等提供者の余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）について説明します（図 2-16 参照）。

2.2.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

2.2.3 余力活用に関する契約締結済の登録
（余力活用に関する契約書の提出）

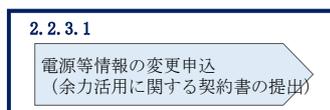


図 2-16 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）

2.2.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）

『2.1.3.1 電源等情報の変更申込（余力活用に関する契約書の提出）』を参照してください。

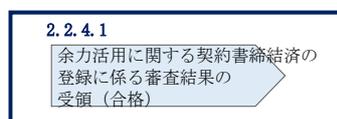
2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-17 参照）。差替先電源等提供者は、本機関から余力活用に関する契約締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

2.2.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.2.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る
審査結果の受領



2.2.4 余力活用に関する契約締結済の登録に係る
審査結果の受領

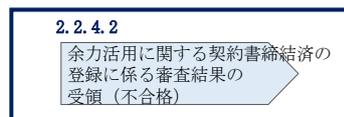


図 2-17 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領

2.2.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

『2.1.4.1 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）』を参照してください。

2.2.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

『2.1.4.2 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）』を参照してください。

2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

本項では、電源等情報の調整機能を「無」へ変更する手続きについて説明します（図 2-18 参照）。

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込

2.2.5 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

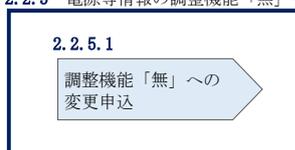


図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込

2.2.5.1 調整機能「無」への変更申込

『2.1.5.1 電源等情報の変更申込（調整機能「無」への変更）』を参照してください。

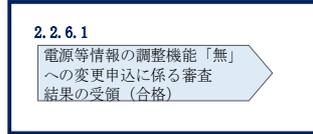
2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

本項では、電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果について説明します（図 2-19 参照）。差替先電源等提供者は、本機関から電源等情報の調整機能「無」への変更申込に対する審査結果を受領します。

2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への
変更申込に係る審査結果の受領（合格）



2.2.6 電源等情報の調整機能「無」への
変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

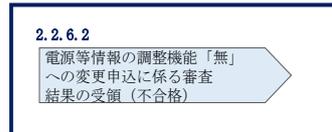


図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領

2.2.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）

『2.1.6.1 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（合格）』を参照してください。

2.2.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）

『2.1.6.2 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領（不合格）』を参照してください。

2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します（図 2-20 参照）。差替先電源等提供者が余力活用に関する契約を本機関の指定する締結期限（実需給年度が始まる直前の12月末）までに締結しなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領

2.2.7 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

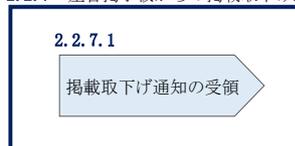


図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

2.2.7.1 掲載取下げ通知の受領

余力活用に関する契約が本機関の指定する締結期限（実需給年度が始まる直前の12月末）までに締結されなかった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差

替先電源等提供者に対して掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注：余力活用に関する契約を未締結の場合の電源等差替の無効化について
締結期限（実需給年度が始まる直前の12月末）までに調整機能を有する差替先電源等提供者が余力活用に関する契約を締結済みではない、且つ未締結であること
のやむを得ない理由もない場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので
留意してください。

2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）

本節では容量提供事業者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します（図 2-21 参照）。

- 2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）
- 2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）
- 2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

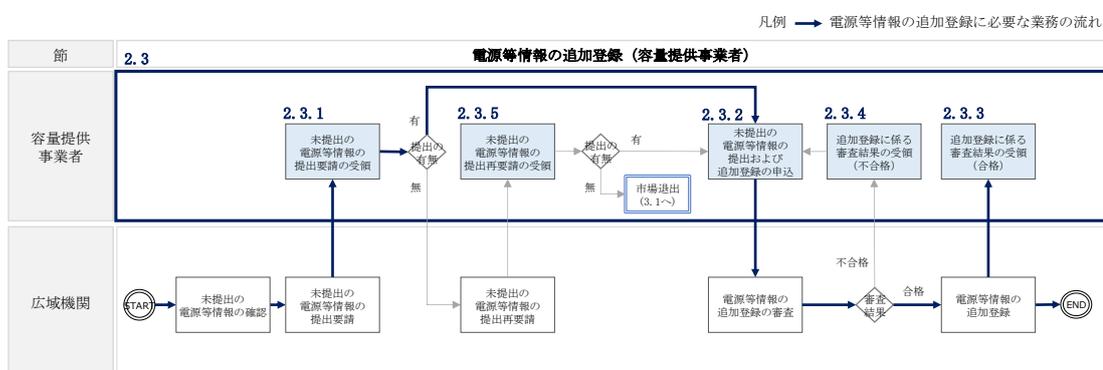


図 2-21 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）の詳細構成

2.3.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します（図 2-22 参照）。

2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

2.3.1.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

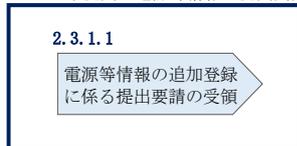


図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領

2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

電源等情報の登録時に一部、未提出の書類がある電源等や未入力の項目がある電源等を登録した容量提供事業者に対して、実需給年度が始まる直前の 12 月頃に提出要請がメールで送付されます。

注：自主的な電源等情報の追加登録について

本機関からの提出要請の受領前であっても、未提出の書類提出や電源等情報の追加登録が可能です。

既に書類が揃っている場合、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にて書類を提出し、電源等情報の追加登録を行ってください（『2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込』参照）。

なお、書類の提出および追加登録の期限（実需給年度が始まる直前の1月末）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。

2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の手続きについて説明します（図 2-23 参照）。

2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

2.3.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

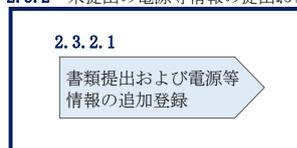


図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

書類提出および電源等情報を追加登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

書類提出および電源等情報の追加登録（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「変更」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み、未入力の項目へ記入します。また、未提出の書類がある場合、「ファイル選択」をクリックしてアップロードします（4MB以下のPDFファイルとすること）。

なお、小規模変動電源リストを提出する場合、「電源等情報変更申込画面」の「詳細情報一覧」の「小規模リスト登録」リンクをクリックして、「電源等詳細情報編集画面」へ進み小規模変動電源リスト欄へアップロードします。また、小規模変動電源リストの変更により設備容量が変わる場合は、小規模変動電源リストの提出の合格後、設備容量の変更申込を行ってください。

電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「電源等情報の追加登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 2-24、表 2-4、図 2-25、表 2-5、図 2-27、図 2-28、表 2-6、図 2-29、表 2-7、図 2-31、**エラー！参照元が見つかりません。**、表 2-9、表 2-10、表 2-11 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、電源等情報の追加登録は完了していませんので注意してください。

注：未提出書類のファイル名について

書類はPDFフォーマットで作成し、ファイル名は「書類名_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名： 書類名_〇〇株式会社_2028_0123456789.pdf

対象実需給年度 電源等識別番号

書類提出および電源等情報の追加登録（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進み

ます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等情報の追加登録に係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

電源等情報の追加登録方法（安定電源）

容量市場システム ログイン日時：2024/04/28 13:09
ユーザー：種崎 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

電源等情報変更申込画面

TOP > 申込登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分

変更区分

実開給年度

事業者コード

参加登録申請者名

電源等識別番号

電源等の名称 全角または半角文字で入力してください。

① 受電地点特定番号 * 半角数字で入力してください。

② 系統コード * 半角数字で入力してください。

エリア名 * エリア名を指定してください。

同時最大受電電力[kW] * 半角数字で入力してください。

経過措置係数[%]

余力活用契約締結 余力活用契約締結の有無を指定してください。
* 有 無

専用線オンライン/その他 調整機種の番号が前の電源等情報登録を登録する場合、専用線オンライン/その他を指定してください。
1:専用線オンライン

詳細情報一覧 [新規追加](#)

削除	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
<input type="checkbox"/>	1	1号機	95001	火力	石油	900,000	1918/07 経過措置対象	変更

アップロードする提出ファイルを選択してください。

提出書類 (追加)

<input type="button" value="ファイル選択"/>	ファイルが選択されていません。

提出する書類がある場合、「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

登録済提出書類一覧

削除	No.	提出書類名
<input type="checkbox"/>	1	信用保証協会保証1.pdf

③ 変更理由

[確認](#)

図 2-24 「電源情報変更申込画面」
安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-4 「電源等情報変更申込画面」

安定電源の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	新設電源に限り入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
②	系統コード	新設電源に限り入力
③	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

容量市場システム

電源等詳細情報編集画面

号機単位の所有者 *	
系統コード *	半角英数字で入力してください。 10001
電源種別の区分 *	電源種別の区分を指定してください。 02:火力
発電方式の区分 *	発電方式の区分を指定してください。 024:石油
設備容量[kW] *	半角数字で入力してください。 110000
運転年月 *	yyyymm形式で入力してください。 200012
調整機能の有無 *	調整機能の有無を指定してください。 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無 *	発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無を指定してください。 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

FIT認定ID	半角英数字で入力してください。 <input type="text"/>
特定契約の終了年月	yyyymm形式で入力してください。 <input type="text"/>
① 相対契約上の計画変更締切時間	全角または半角文字で入力してください。 <input type="text"/>

② 発電BGコード	半角英数字で入力してください。				
	<input type="text"/>				
	<input type="text"/>				
	<input type="text"/>				

③ 需要BGコード・計画提出者コード	半角英数字で入力してください。				
	<input type="text"/>				
	<input type="text"/>				
	<input type="text"/>				

④ 電源の起動時間	パターン名を全角または半角文字で入力してください。				時間、分を半角数字で入力してください。			
	パターン名 <input type="text"/>	起動～並列 <input type="text"/>	時間 <input type="text"/>	分 <input type="text"/>	並列～フル出力 <input type="text"/>	時間 <input type="text"/>	分 <input type="text"/>	

閉じる 設定

図 2-25 「電源等詳細情報編集画面」
安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 2-5 「電源等詳細情報編集画面」

安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	相対契約上の計画変更締切時間	相対契約を締結している電源に限り要入力 ※相対契約上の計画変更締切時間が無い場合は空欄で構いません。
②	発電 BG コード	追加登録の期限までに要入力 ※入力必須項目となります。
③	需要 BG コード・計画提出者コード	追加登録の期限までに要入力 ※需要 BG コード・計画提出者コードが無い場合は空欄で構いません。
④	電源の起動時間	追加登録の期限までに要入力 ※入力必須項目となります。 電源等が起動操作の開始から系統並列までの時間および系統並列から容量確保契約容量に到達するまでの時間をパターン毎に入力（図 2-26 参照） バランス停止が無い電源等でも、1パターンは入力してください。

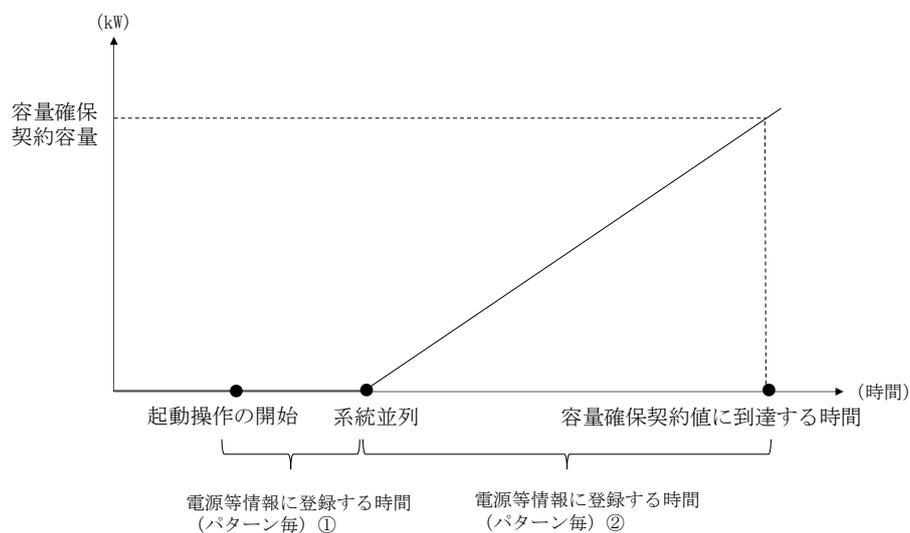


図 2-26 電源の起動時間のイメージ

電源等情報の追加登録方法（変動電源（単独））

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/20 18:16
ユーザ名: 7092担当 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 **変動電源（単独）**

実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
電源等識別番号	0000001614
電源等の名称	* 全角または半角文字で入力してください。 事業者B000_変動単独1
① 受電地点特定番号	* 半角数字で入力してください。 2345678901234567890121
② 系統コード	* 半角英数字で入力してください。 20001
エリア名	* エリア名を指定してください。 05:北陸
同時最大受電電力[kW]	* 半角数字で入力してください。 110000
経過措置係数[%]	58.00

詳細情報一覧 [新規追加](#)

単位の名称	系統コード	電源種別の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
:	20001	再生可能エネルギー	風力	110,000	2000/12 経過措置対象	変更

図 2-27 「電源情報変更申込画面」

変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ

アップロードする提出ファイルを選択してください。

提出書類 (追加)	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。	提出する書類がある場合、「ファイル 選択」ボタンからアップロードしてく ださい。	クリア
	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。		クリア
	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。		クリア
	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。		クリア
	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。		クリア

③ 変更理由 * 全角または半角文字で入力してください。
XXX

[確認](#)

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 2-28 「電源情報変更申込画面」 「詳細情報一覧」

変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-6 「電源等情報変更申込画面」

変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目
（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	新設電源に限り入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」を提出
②	系統コード	新設電源に限り入力
③	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

電源等詳細情報編集画面

号機単位の名称	*	全角または半角文字で入力してください。 1号機
号機単位の所有者	*	全角または半角文字で入力してください。 事業者A
系統コード	*	半角英数字で入力してください。 19999
電源種別の区分	*	電源種別の区分を指定してください。 04:再生可能エネルギー
発電方式の区分	*	発電方式の区分を指定してください。 041:風力
設備容量 [kW]	*	半角数字で入力してください。 5000
運用年月	*	yyyymm形式で入力してください。 201812

FIT認定ID	半角英数字で入力してください。
特定契約の終了年月	yyyymm形式で入力してください。

① 発電BGコード	半角英数字で入力してください。				
	<input type="text"/>				
	<input type="text"/>				
	<input type="text"/>				

閉じる 設定

図 2-29 「電源等詳細情報編集画面」
変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ

表 2-7 「電源等詳細情報編集画面」
変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧
(電源等情報の追加登録)

No.	項目	留意点
①	発電BGコード	追加登録の期限までに要入力 ※入力必須項目となります。

電源等情報の追加登録方法（変動電源（アグリゲート））

図 2-30 「電源情報変更申込画面」

変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出の画面イメージ

表 2-8 「電源等情報変更申込画面」

変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出での入力項目
（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	変更理由	「小規模変動電源リストの提出」と記入

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/20 16:18
ユーザー名: 7Y02担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分: 変動電源 (アグリゲート)

実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
電源等識別番号	0000001623
電源等の名称	* 全角または半角文字で入力してください。 事業者0000_変動アグリゲート1
系統コード	* 半角英数字で入力してください。 20010
エリア名	* エリア名を指定してください。 05:北陸

詳細情報一覧 新規追加

削除	枝番	号機単位の名称	設備容量[kW]	運用年月	FIT認定ID	特定契約の終了年月	操作
<input type="checkbox"/>	1	小規模変動電源リスト1	110,000	2000/12			変更

変更理由 *

確認

Copyright ©COTO. All Rights Reserved.

図 2-31 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」
変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-9 「電源等情報変更申込画面」
変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目
（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
①	変更理由	「電源等情報の追加登録」と記入

表 2-10 変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧

凡例： 対象項目 ○ 対象外項目 —

No.	項目名	事業者の入力項目 (追加登録の対象項目のみ)
①	容量を提供する電源等の区分	—
②	電源等の名称	—
③	受電地点特定番号	○
④	(リスト単位の) 系統コード	—
⑤	エリア名	—
⑥	同時最大受電電力	—
⑦	所在地	—
⑧	号機単位の名称	—
⑨	(個々の小規模変動電源の) 系統コード	○
⑩	電源種別の区分	—
⑪	発電方式の区分	—
⑫	設備容量	—
⑬	運開年月	—
⑭	FIT 認定 ID	—
⑮	特定契約の終了年月	—
⑯	発電 BG コード	○

The image shows a detailed Excel spreadsheet for small-scale fluctuating power sources. The main data table has columns for: No. (1-40), 発電種別区分, 発電方式区分, 設備容量, 運開年月, FIT認定ID, 特定契約終了年月, 発電BGコード, and 備考. Above the table, there are several sections with explanatory text and validation rules in Japanese, such as '※FIT認定IDは、FIT認定IDの取得済みの事業者のみ入力可能。', '※設備容量は、10,000kW以下で入力してください。', and '※FIT認定IDは、FIT認定IDの取得済みの事業者のみ入力可能。'.

図 2-32 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの内訳情報を記載したリスト（EXCEL ファイル）のイメージ

表 2-11 電源等情報：変動電源（アグリゲート） 小規模変動電源リストの内訳情報の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）

No.	項目	留意点
②	受電地点特定番号	新設電源に限り、追加登録の期限までに要 入力 「発電量調整供給契約に基づく受電地点明 細表」を提出
⑨	（個々の小規模変動電源の）系統 コード	新設電源に限り、追加登録の期限までに要 入力
⑯	発電 BG コード	—

注 1：提出書類の送付先について

基本情報および詳細情報の各項目に係る提出書類がある場合、本機関に電磁的記録媒体（CD-R 等）で郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー7階

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2028_電源等情報の追加登録 宛
対象実需給年度

注 2：実需給期間中の小規模変動電源リストの変更申込の締切について

実需給期間中の小規模変動電源リストの変更申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月 11 日～当月 10 日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から変更済みの小規模変動電源リストが有効となります。

従って、例えば 5 月 1 日からの小規模変動電源リストの変更を希望する対象事業者は、遅くとも 4 月 10 日までに変更申込を行うようにしてください。

2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-33 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知を受領します。

2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）

2.3.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

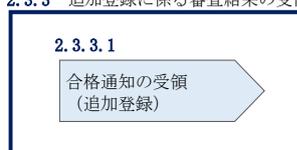


図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）

電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-34 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を受領します。

2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

2.3.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

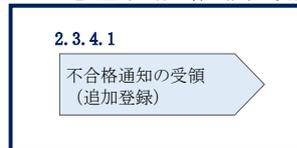


図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

不合格通知がメールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。
容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します（図 2-35 参照）。

2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

2.3.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

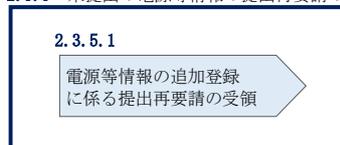


図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

提出要請から一定期間が経過しても未提出の書類がある電源等や未入力の項目がある電源等を提供する容量提供事業者に対して、実需給年度が始まる直前の1月上旬頃に提出再要請がメールで送付されます。

2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）

本節では差替先電源等提供者による電源等情報の追加登録について以下の流れで説明します（図 2-36 参照）。

- 2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領
- 2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込
- 2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）
- 2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）
- 2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領
- 2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

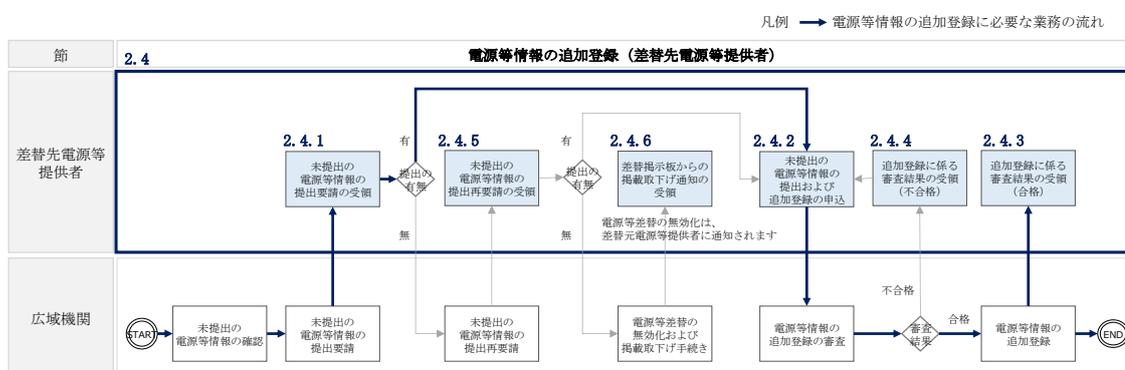


図 2-36 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）の詳細構成

2.4.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出要請に係る手続きについて説明します（図 2-37 参照）。

2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

2.4.1.1 未提出の電源等情報の提出要請の受領

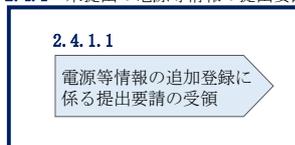


図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領

2.4.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領

『2.3.1.1 電源等情報の追加登録に係る提出要請の受領』を参照してください。

2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

本項では、未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込について説明します（図 2-38 参照）。

2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

2.4.2 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

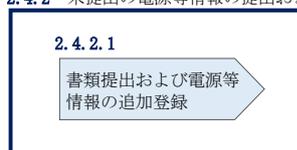


図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込

2.4.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録

『2.3.2.1 書類提出および電源等情報の追加登録』を参照してください。

2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-39 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が無かった場合、合格通知を受領します。

2.4.3.1 合格通知の受領（追加登録）

2.4.3 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

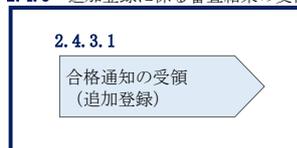


図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領（合格）

2.4.3.1 合格通知の受領（追加登録）

『2.3.3.1 合格通知の受領（追加登録）』を参照してください。

2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、追加登録に係る審査結果について説明します（図 2-40 参照）。電源等情報の追加登録後、本機関が内容を確認した結果、不備が認められた場合、不合格通知を受領します。

2.4.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

2.4.4 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

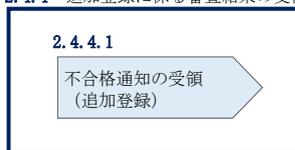


図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.4.4.1 不合格通知の受領（追加登録）

『2.3.4.1 不合格通知の受領（追加登録）』を参照してください。

2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

本項では、未提出の電源等情報の提出再要請に係る手続きについて説明します（図 2-41 参照）。

2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

2.4.5 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

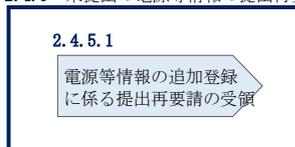


図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領

2.4.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領

『2.3.5.1 電源等情報の追加登録に係る提出再要請の受領』を参照してください。

2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

本項では、差替掲示板からの掲載取下げに係る手続きについて説明します（図 2-42 参照）。差替先電源等提供者が、電源等情報の追加登録を本機関の指定する期限（実需給年度が始まる直前の1月末）までに行わなかった場合、差替掲示板への掲載が取下げとなります。

2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領

2.4.6 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

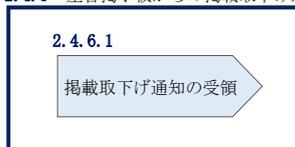


図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領

2.4.6.1 掲載取下げ通知の受領

電源等情報の追加登録が本機関の指定する期限（実需給年度が始まる直前の1月末）までに行われなかった場合、差替掲示板の掲載が本機関により削除され、差替先電源等提供者に対して掲載が取り下げられた旨がメールで送付されます。

また、本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨が差替元電源等提供者に対してメールで送付されます。差替先電源等提供者に対する電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注：電源等情報の追加登録が未登録の場合の電源等差替の無効化について

書類提出および追加登録の期限（実需給年度が始まる直前の1月末）までに差替先電源等提供者が書類を未提出、且つ電源等情報の項目に未入力の項目がある場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので留意してください。

2.5 FIT 制度、FIP 制度適用の電源でない場合の異議申立

本節では、FIT 制度が適用される電源等（以下、FIT 電源）、または FIP 制度が適用される電源等（以下、FIP 電源）であることを疑われた場合の異議申立について、以下の流れで説明します（図 2-43 参照）。

- 2.5.1 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領
- 2.5.2 FIT 電源または FIP 電源の異議申立
- 2.5.3 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）
- 2.5.4 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

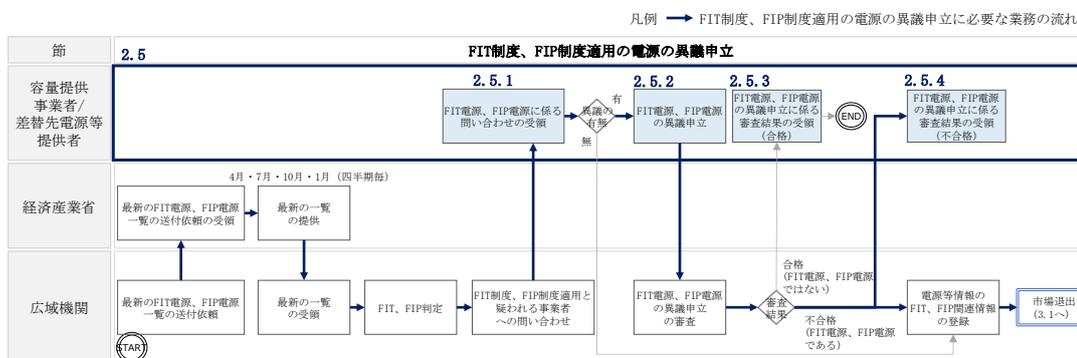


図 2-43 FIT 制度、FIP 制度適用の電源の異議申立の詳細構成

2.5.1 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領

本項では、FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせに係る手続きについて説明します（図 2-44 参照）。容量提供事業者または差替元電源等提供者が、FIT 制度または FIP 制度を適用した電源を有するにもかかわらず容量市場システムに FIT 認定 ID（FIP も同様）や特定契約の終了年月を申告していなかった場合、本機関から問い合わせのメールが送付されます。

- 2.5.1.1 FIT 電源または FIP 電源が疑われる場合の問い合わせの受領

2.5.1 FIT電源、FIP電源に係る問い合わせの受領

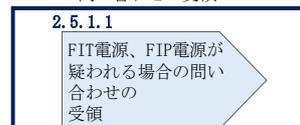


図 2-44 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領

2.5.1.1 FIT 電源または FIP 電源が疑われる場合の問い合わせの受領

対象実需給年度中に FIT 電源または FIP 電源を提供する容量提供事業者または差替元電源等提供者に対して、本機関から照会メールが送付されます。

注：差替先電源が FIT 制度、FIP 制度を適用している場合の対応について
差替先電源が FIT 制度、FIP 制度を適用していると疑われる場合、本機関は差替元電源等提供者に対してメールで問い合わせます。メールを受領した差替元電源等提供者は、差替先電源等提供者に問い合わせ内容を連携してください。なお、FIT 電源または FIP 電源ではないと異議申立する場合、差替元電源等提供者のメール受領から 5 営業日以内に差替先電源等提供者が異議申立を行ってください。

2.5.2 FIT 電源または FIP 電源の異議申立

本項では、容量提供事業者の電源等が、対象実需給年度中に FIT 制度または FIP 制度に基づく FIT 電源または FIP 電源が適用されない場合の異議申立について説明します（図 2-45 参照）。

2.5.2.1 FIT 電源または FIP 電源の異議申立の有無の検討

2.5.2.2 (FIT 電源または FIP 電源でない場合) 異議申立

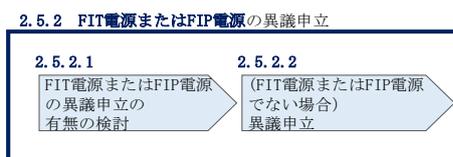


図 2-45 FIT 電源または FIP 電源の異議申立

2.5.2.1 FIT 電源または FIP 電源の異議申立の有無の検討

『2.5.1.1 FIT 電源または FIP 電源が疑われる場合の問い合わせの受領』で照会メールを受領後、本機関に対して異議を申し立てるか否かを検討し、異議がある場合は 5 営業日以内に容量提供事業者または差替先電源等提供者から異議を申し立ててください。

5 営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等を FIT 電源または FIP 電源として登録し、強制的に市場退出とします。

2.5.2.2 (FIT 電源または FIP 電源でない場合) 異議申立

FIT 電源または FIP 電源ではないとして異議を申し立てる場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

以下に該当する電源に対しても問い合わせメールが送付されている可能性があります。以下に該当する電源等は容量オークションへの参加登録を認めていることから、異議申立を行ってください。

- ・ 混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能）
- ・ 石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合（全量を非 FIT 相当分として登録可能）
- ・ バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

また、提出する書類はないが異議申立を行いたい等の事情がある場合は、以下の宛先にメールを送付することにより異議申立を行うことも可能です。

宛先： 電力広域的運営推進機関 異議申立係 youryou_rikuase@occto.or.jp

(FIT 電源または FIP 電源でない場合の) 異議申立 (仮申込)

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、異議を申し立てたい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類 (追加)」欄の「ファイル選択」をクリックして特定契約終了の証明書など異議の根拠となる書類をアップロードします (4MB 以下の PDF ファイルとすること)。また、「変更理由」欄には「FIT 電源または FIP 電源に係る異議申立」と入力してください (図 2-46、表 2-12 参照)。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ実行ボタンをクリックします。なお、この段階では仮申込の状態であり、異議申立は完了していませんので注意してください。

注：異議の根拠となる書類のファイル名について

異議の根拠となる書類は PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「FIT 電源または FIP 電源の異議申立書類 (書類名) _事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名：

FIT 電源または FIP 電源の異議申立書類 (特定契約終了証明書) _〇〇株式会社_2028_0123456789.pdf

		対象	電源等識別番号
		実需給	
		年度	

(FIT 電源または FIP 電源でない場合の) 異議申立 (本申込)

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、異議申立したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示

されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、本機関は受付後、FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。不合格の通知を受けた事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

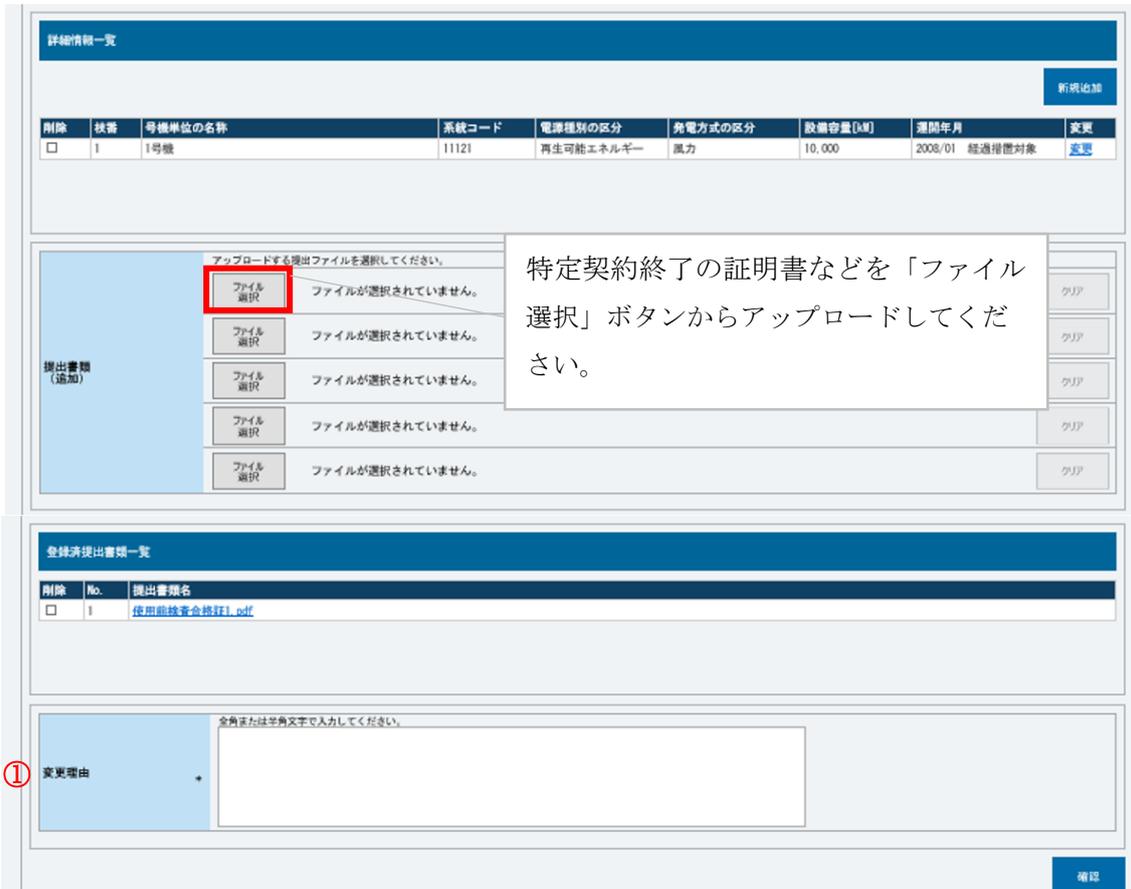


図 2-46 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

表 2-12 「電源等情報変更申込画面」での入力項目 (FIT 電源の異議申立)

No.	項目	記入内容
①	変更理由	<p>「FIT 電源または FIP 電源に係る異議申立」と記入。また、具体的な異議申立の理由を文章で記入していただくことも可能です。</p> <p>以下に該当する場合、必ずどの場合に該当するかを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分 (非 FIT 相当分) がある場合 (非 FIT 相当分を登録可能) ・ 石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率をゼロに変更する場合 (全量を非 FIT 相当分として登録可能)

No.	項目	記入内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

2.5.3 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

本項では、FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果について説明します（図 2-47 参照）。FIT 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源または FIP 電源の異議申立が認められた場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は合格通知を受領します。

2.5.3.1 合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

2.5.3 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る
審査結果の受領（合格）

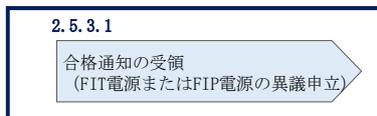


図 2-47 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）

2.5.3.1 合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

異議申立に係る審査に合格し、FIT 電源または FIP 電源ではなかったことが確認された旨のメールが送付されます。

2.5.4 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

本項では、FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果について説明します（図 2-48 参照）。FIT 電源または FIP 電源の異議申立後、本機関が内容を確認した結果、FIT 電源または FIP 電源の異議申立が認められなかった場合、容量提供事業者または差替先電源等提供者は不合格通知を受領します。

2.5.4.1 不合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

2.5.4 FIT電源またはFIP電源の異議申立に係る
審査結果の受領（不合格）



図 2-48 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）

2.5.4.1 不合格通知の受領（FIT 電源または FIP 電源の異議申立）

異議申立に係る審査に不合格となった旨のメールが送付されます。不合格通知を受領後、審査結果に再度異議がある場合は 5 営業日以内に異議を申し立ててください。

5 営業日以内に異議申し立てされない場合、本機関が当該の電源等を FIT 電源または FIP 電源として登録します。

注：FIT 電源または FIP 電源の市場退出における対応について

本機関は、FIT 電源または FIP 電源として登録された電源を強制的に市場退出させ、経済的ペナルティを科します。加えて、容量オークションへの参加が認められない電源を応札することは悪質な行為であるため、当該 FIT 電源または FIP 電源で容量確保契約を締結した容量提供事業者を参入ペナルティの対象とする可能性があります。

2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出

本節では、事業者の退出表明に基づく実需給前の市場退出手続きについて、以下の流れで説明します（図 2-49 参照）。

2.6.1 市場退出の表明



図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成

2.6.1 市場退出の表明

本項では、事業者の都合による市場退出の表明に係る手続きを説明します（図 2-50 参照）。

2.6.1.1 退出表明の登録

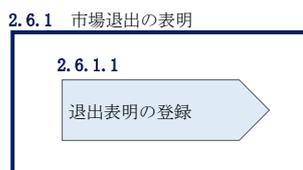


図 2-50 市場退出の表明

2.6.1.1 退出表明の登録

市場退出の表明にあたっては、全量退出か部分退出か、電源等差替を実施済か否かによって提出書類が異なりますので、表 2-13 を参照してください。

表 2-13 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について

退出する容量	期待容量等算定諸元一覧の 提出要否	差替容量等算定諸元一覧の 提出要否
全量退出	提出不要	電源等差替を実施していない場合、提出不要
		<p>電源等差替を実施している場合、容量確保契約容量の全量が解約されるため、<u>電源等差替の取消手続きが必要</u>（差替容量等算定諸元一覧の提出は不要）</p> <p>電源等差替の取消手続きについては、『業務マニュアル 電源等差替編』の第3章3節を参照してください。</p>
部分退出	提出必要	電源等差替を実施していない場合、提出不要
		<p>電源等差替を実施している場合、<u>必要に応じて差替容量等算定諸元一覧の提出および電源等差替の変更手続きが必要</u>（発動指令電源の場合は差替容量等算定諸元一覧の提出は不要）</p> <p>電源等差替の変更手続きについては、『業務マニュアル 電源等差替編』の第3章2節を参照してください。</p>

退出表明の登録

市場からの退出表明は、「ペナルティ要素情報登録画面」にて行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量確保契約」から、「容量確保契約情報管理」リンクをクリックして、「契約書一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する契約番号が表示されますので、対象となる契約番号を選択し、「契約書詳細参照」ボタンをクリックしてください。「契約書詳細参照」ボタンをクリック後、「契約書詳細画面」へ進みます。

容量市場システム「契約書詳細画面」の「対象契約電源等情報一覧」から退出する対象となる電源等情報を選択し、「ペナルティ登録」ボタンをクリックします。

「契約書詳細画面」で「ペナルティ登録」ボタンをクリックすると、「ペナルティ要素情報登録画面」へ進みますので、「ペナルティ要素情報登録画面」の事業者入力項目を入力し、「実行」ボタンをクリックします（図 2-51 参照）。

「表示内容の確認画面」にて入力内容を確認し、入力内容に誤りがない場合は「OK」ボタンをクリックします。

入力が適切に行われている場合は、市場退出表明が完了となり、事業者に退出表明の登録完了の通知がメールにて送付されます。

システム上で退出表明を登録した事業者に対して、速やかに本機関から市場退出に必要な書類（市場退出表明書等）を送付します。市場退出表明書に市場退出に至った経緯や理由を記載していただき、その記載内容をもとに市場退出可否を本機関にて判断します。また、詳細な状況を把握するため追加で資料の提出を求める場合があります。

退出と判断された場合、第 3 章の作業を実施します。また、並行して請求金額を確認します（詳細は、3.3 を参照してください）。

本機関による市場退出可否判断、請求金額に異議がある場合は、本機関からのメールに返信する形で異議申立を実施してください。

注1：申込完了メールについて

申込完了メールには、退出表明の登録を受け付けた旨が記載されています。
登録された退出区分および退出容量に不備がある場合、本機関は事業者にその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに、退出の再表明をしてください。

注2：市場退出表明書の再提出について

本機関にて市場退出表明書の内容を確認した結果、不備があった場合は再提出を求める場合があります。

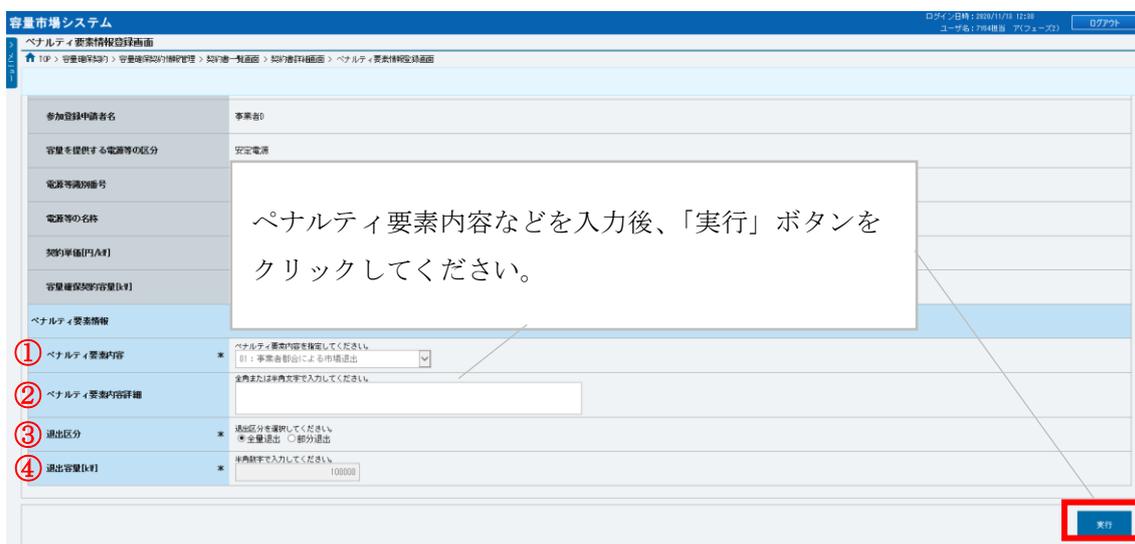


図 2-51 「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ

表 2-14 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目

No.	記載項目	記載内容
①	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」のみが選択可
②	ペナルティ要素内容詳細	退出理由を具体的に入力
③	退出区分	「全量退出」または「部分退出」より選択 ※部分退出を選択する場合、必ず期待容量等算定諸元一覧を提出してください。
④	退出容量[kW]	市場退出する電源等の容量を半角数字で入力

(部分退出の場合) 期待容量等算定諸元一覧の提出

『業務マニュアル メインオークションへの応札・容量確保契約の締結編』の2章1節2項「応札容量確認資料の作成」を参照し、容量を提供する電源等の区分毎に期待容量等算定諸元一覧を作成してください。なお、発動指令電源の場合は期待容量等算定諸元一覧の提出は不要です。

注： 期待容量等算定諸元一覧のファイル名称について

期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧および応札時に提出した期待容量等算定諸元一覧と区別できるよう、必ず部分退出後の期待容量等算定諸元一覧のファイル名は「エリア_部分退出_電源等識別番号.xlsx」としてください。

例) 東京_部分退出_0123456789.xlsx
 └──┬──┘ └──┬──┘
 エリア 電源等識別番号

作成後、期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックし、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。次に「期待容量情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「期待容量番号」リンクが「期待容量情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

注： 過去に提出した期待容量等算定諸元一覧について

「期待容量情報詳細画面」で過去に提出した期待容量等算定諸元一覧は削除しないでください。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。「期待容量情報登録申込画面」で「変更後期待容量」および「変更理由」を入力後、「ファイル選択」ボタンをクリックし、期待容量等算定諸元一覧をアップロードしたら、「確認」ボタンをクリックして「期待容量情報変更申込確認画面」に進みます（図 2-52 参照）。

「期待容量情報変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」にて内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」にて「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

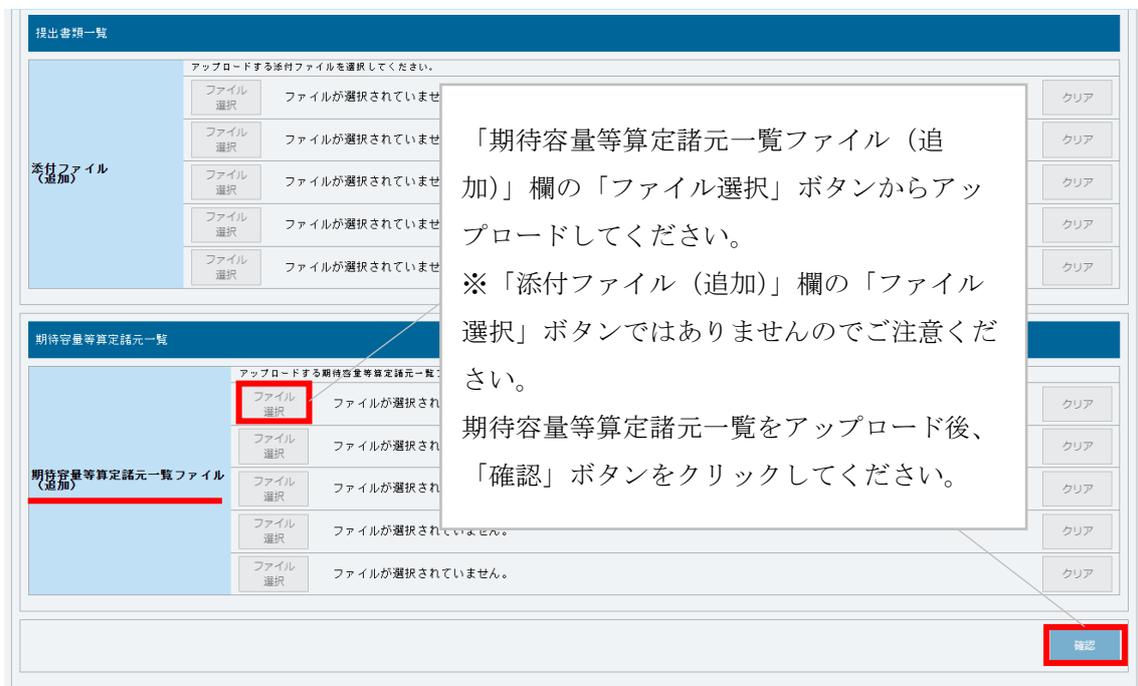
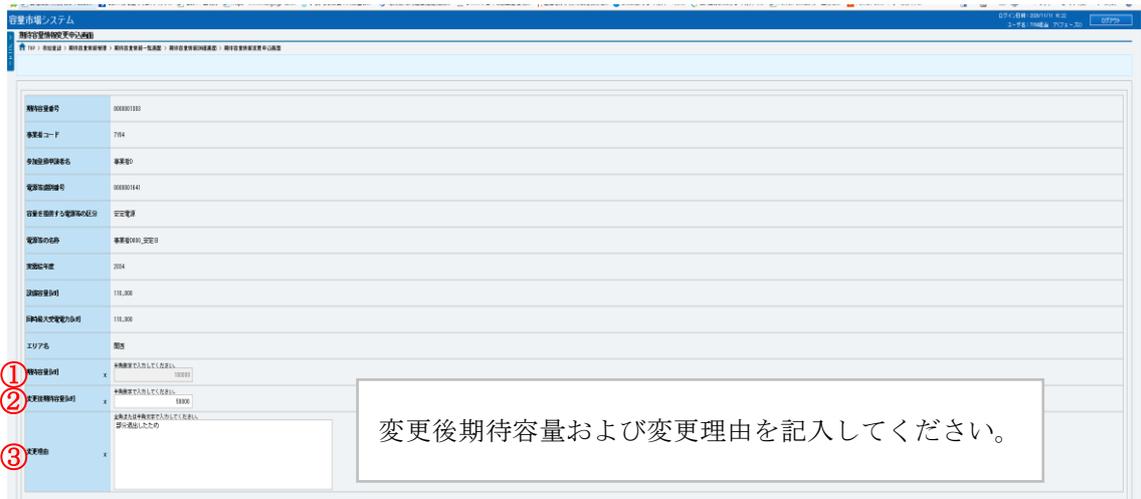


図 2-52 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-15 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	入力内容
①	期待容量[kW]	入力不要 (変更不可) ※登録した期待容量が自動的に表示されます
②	変更後期待容量[kW]	市場退出表明後の期待容量を半角数字で入力
③	変更理由	「部分退出したため」と記入

2.7 供給指示に関する給電申合書等の締結

本節では、供給指示に関する給電申合書等の写しのシステムへの提出（登録）手続きについて説明します。

2.7.1 供給指示に関する給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の提出）

本項では、供給指示に関する給電申合書等の写しのシステムへの提出（登録）手続きについて説明します（図 2-53 参照）。

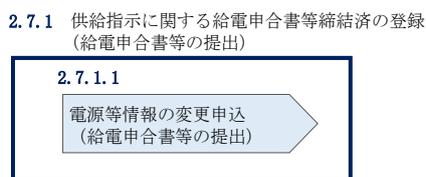


図 2-53 給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の写しの提出）

2.7.1.1 電源等情報の変更申込（給電申合書等の提出）

供給指示に関する給電申合書等を締結している場合、給電申合書等の写しを PDF ファイル（4MB 以下とすること）にして、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ給電申合書等の写しを提出してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

電源等情報の変更申込（給電申合書等の提出）（仮申込）

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、給電申合書等の写しを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「給電申合書登録」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。（「変更」ボタンではありませんのでご注意ください。）

「電源等情報変更申込画面」の「給電申合書（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして給電申合書等の写しをアップロードします（「提出書類（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください）。また、「変更理由」欄には「給電申合書等の写しの提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「確認」

ボタンをクリック後、「実行」ボタンをクリックします（図 2-54 参照）。なお、この段階では仮申込の状態であり、給電申込書等の写しの提出は完了していませんので注意してください。

注：給電申込書等の写しのファイル名について

給電申込書等の写しは PDF フォーマットで作成し、ファイル名は「給電申込書等_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名： 給電申込書等_〇〇株式会社_2028_0123456789.pdf

対象実需給年度 電源等識別番号

電源等情報の変更申込（給電申込書等の提出）（本申込）

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査管理画面」へ進みます。

「電源等情報審査管理画面」の電源等区分を選択後、給電申込書等の写しを提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は給電申込書等の写しが提出されているかを審査します。審査後には審査合格または不合格を別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた場合、事業者は速やかに、審査コメントに記載されている不合格理由を確認したのち給電申込書等の写しを再提出してください。

容量市場システム ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

経過措置係数[※]

余力活用契約締結 余力活用契約締結の有無を指定してください。
 有 無

専用線オンライン/その他 調整機種の有無が有の電源等詳細情報を登録する場合、専用線オンライン/その他を指定してください。

詳細情報一覧 新規追加

削除	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	変更
<input type="checkbox"/>	1	1号機	31111	原子力	定格電気出力	6,800	2012/04	

提出書類 (追加) アップロードする提出ファイルを選択してください。

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

給電申込書 (追加) アップロードする給電申込書を選択してください。

ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

給電申込書等の写しを「給電申込書 (追加)」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。
 ※「提出書類 (追加)」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。

変更理由 全角または半角文字で入力してください。

給電申込書等の写しの提出

確認

図 2-54 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-16 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（給電申込書等の提出）

No.	項目	記入内容
①	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> 給電申込書等を締結済の場合「給電申込書等の写しの提出」と記入

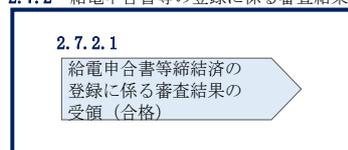
2.7.2 供給指示に関する給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領

本項では、給電申合書等締結済の登録申込に対する審査結果について説明します（図 2-55 参照）。容量提供事業者は、本機関から給電申合書等締結済の登録申込に対する審査結果を受領します。

2.7.2.1 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

2.7.2.2 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

2.7.2 給電申合書等の登録に係る審査結果の受領



2.7.2 給電申合書等の登録に係る審査結果の受領

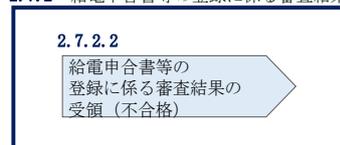


図 2-55 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領

2.7.2.1 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（合格）

本機関による審査に合格した場合、事業者に電源等情報が登録された旨がメールにて送付されますので、容量市場システムにて電源等情報登録通知書を確認します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。

「電源等情報一覧画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が電源等情報一覧に表示されます。「電源等識別番号」リンクをクリックして、「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「電源等情報登録通知書」欄にある「電源等情報登録通知書.pdf」リンクをクリックすると、電源等情報登録通知書をダウンロードできます。

2.7.2.2 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領（不合格）

本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。必要に応じて、給電申合書等の締結期限内に給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の提出）に係る再申込を行ってください。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で電源等区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等情報審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

第3章 実需給前のペナルティ対応

本章では、実需給前のペナルティ対応に関する以下の内容について、説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 経済的ペナルティの算定・通知
- 3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知
- 3.3 請求内容の受領
- 3.4 欠番
- 3.5 経済的ペナルティの支払
- 3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応
- 3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

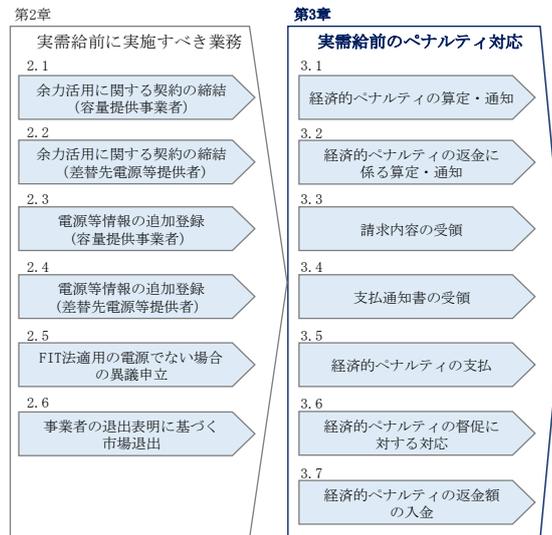


図 3-1 第3章の構成

3.1 経済的ペナルティの算定・通知

本節では、経済的ペナルティの算定・通知について、以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認
- 3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立
- 3.1.3 再検討結果の通知の受領

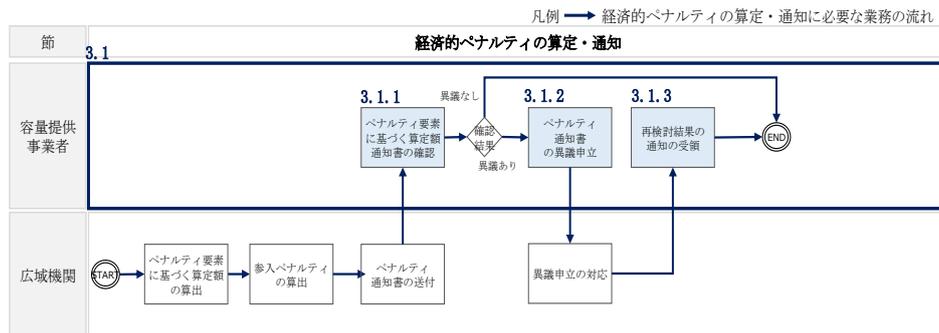


図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成

3.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

本項では、ペナルティ要素に基づく算定額通知書（以下、ペナルティ通知書）を本機関から受領した際の手続きについて説明します。（図 3-3 参照）

3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認

3.1.1.1 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

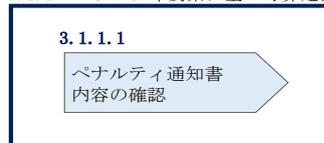


図 3-3 ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認

3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認

本機関が容量市場システムにてペナルティ通知書を発行後、事業者へペナルティ通知書が発行された旨がメールにて送付されますので、ペナルティ通知書の内容を確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「ペナルティ要素」から、「ペナルティ要素情報管理」をクリックして、「ペナルティ要素情報一覧画面」へ進みます。

容量市場システム「ペナルティ要素情報一覧画面」にて、実需給年度およびペナルティ要素に基づく算定額通知書発行の通知メールに記載されている「確認対象」項目のペナルティ要素管理番号を入力し、「検索」ボタンをクリックします。

ペナルティ要素情報一覧にペナルティ対象となる電源等情報が表示されますので、「ペナルティ要素管理番号」のリンクをクリックし、「ペナルティ要素情報詳細画面」へ進みます。

「ペナルティ要素情報詳細画面」に登録されたペナルティ要素情報を確認のうえ、「ペナルティ要素情報詳細画面」の「通知書 PDF 出力」ボタンをクリックし、ペナルティ通知書の内容を確認してください（図 3-4、表 3-1 参照）。

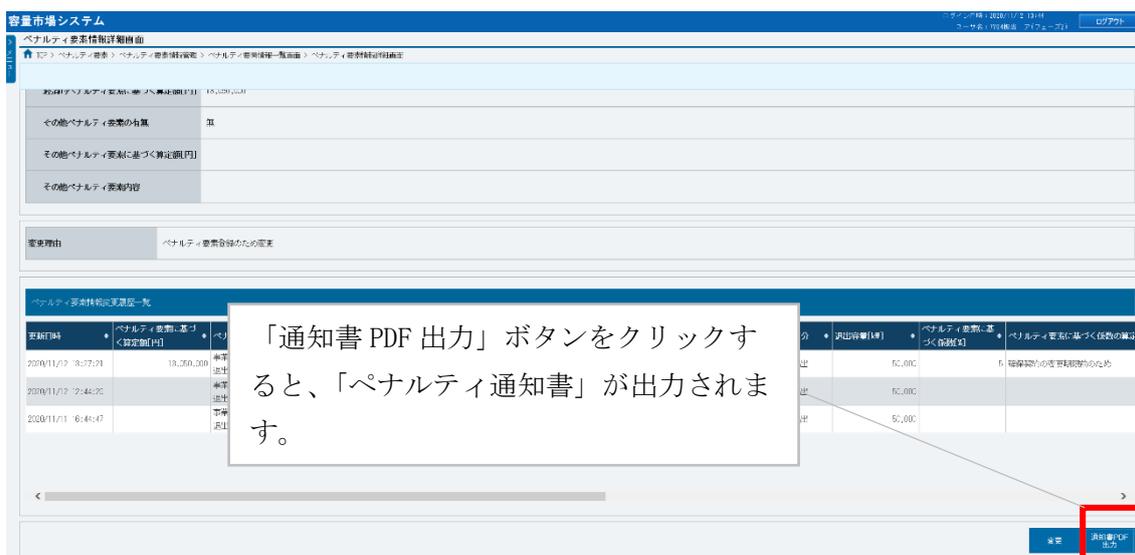


図 3-4 「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ

表 3-1 ペナルティ通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ通知書を発行した日付
2	通知書番号	ペナルティ通知書の管理番号
3	ペナルティ要素に基づく算定額	経済的ペナルティ要素に基づく算定額および その他ペナルティ要素に基づく算定額の合計
4	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
5	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
6	事業者コード	各事業者に付与されている番号
7	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
8	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する 電源等の区分
9	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
10	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
11	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
12	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
13	ペナルティ要素管理番号	ペナルティ要素情報の管理番号
14	ペナルティ要素内容	「事業者都合による市場退出」など経済的ペナ ルティの発生理由
15	ペナルティ要素内容詳細	上記経済的ペナルティの発生理由の詳細
16	退出区分	全量退出、部分退出、退出なし何れかの退出区 分
17	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
18	ペナルティ要素に基づく係数 [%]	ペナルティ要素内容に応じた経済的ペナルテ ィ算出の割合
19	ペナルティ要素に基づく係数の 算定根拠	上記係数に至った根拠
20	経済的ペナルティ要素に基づく 算定額 [円]	上記ペナルティ要素によって算定された経済 的ペナルティの金額
21	その他ペナルティ要素の有無	経済的ペナルティ以外のペナルティが存在す るか
22	その他ペナルティ要素に基づく 算定額 [円]	上記ペナルティが存在する場合の算定金額
23	その他ペナルティ要素内容	経済的ペナルティ以外のペナルティの内容

3.1.2 ペナルティ通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-5 参照）。

3.1.2.1 異議申立メールの送付

3.1.2 変更契約書または 解約合意書の異議申立

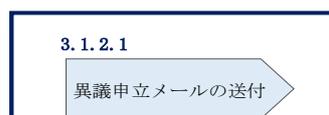


図 3-5 ペナルティ通知書の異議申立

3.1.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ通知書に対して、ペナルティ通知書発行通知受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-2 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-2 ペナルティ通知書についての異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none">・事業者コード・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）・契約番号・電源等識別番号・電源等の名称・ペナルティ通知書番号・ペナルティ要素管理番号・異議申立の内容

3.1.3 再検討結果の通知の受領

本項では、異議申立に対する再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-6 参照）。

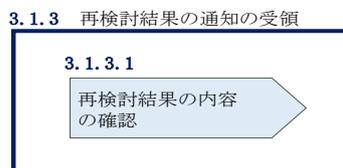


図 3-6 再検討結果の通知の受領

3.1.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ通知書が再発行される場合があります。再発行されたペナルティ通知書の確認方法は『3.1.1.1 ペナルティ通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

3.2 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知

本節では、経済的ペナルティの返金に係る算定・通知について以下の流れで説明します（図 3-7 参照）。

- 3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認
- 3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立
- 3.2.3 再検討結果の通知の受領

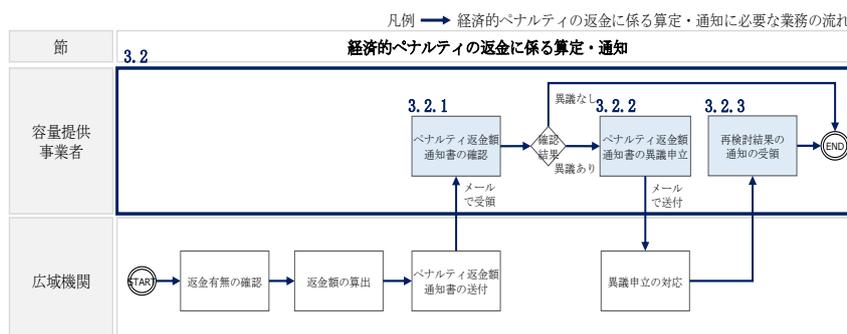


図 3-7 経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成

3.2.1 ペナルティ返金額通知書の確認

本項では、ペナルティ返金額通知書を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-8 参照）。

3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認

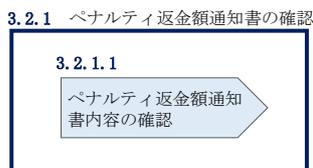


図 3-8 ペナルティ返金額通知書の確認

3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認

経済的ペナルティの返金対象となる容量提供事業者に対して、本機関がペナルティ返金額通知書を作成後、メールにて送付されます。

ペナルティ返金額通知書を受領後、以下記載項目を参照し、ペナルティ返金額通知書の内容を確認してください（表 3-3 参照）。

注：ペナルティ返金額通知書の送付メールアドレスについて

ペナルティ返金額通知書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目

No.	記載項目	記載内容
1	発行日	本機関が当ペナルティ返金額通知書を発行した日付
2	返金通知書番号	ペナルティ返金額通知書の管理番号
3	ペナルティ返金額[円]	本機関で算定した経済的ペナルティの返金額
4	返金区分	返金に至った経緯を以下の3パターンから記載 ①調達オークション非開催のため ②調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格を下回るため ③調達オークションとメインオークションの約定価格の差額がメインオークション約定価格の5%を下回るため
5	ペナルティ要素に基づく算定額	ペナルティ通知書に記載されている経済的ペナルティ額
6	メインオークション約定価格	メインオークションの約定価格
7	調達オークション約定価格	調達オークションが実施された場合の約定価格
8	退出容量[kW]	市場退出表明時に登録した退出容量
9	契約番号	容量市場システムに登録されている契約番号
10	実需給年度	実需給を実施する想定であった年度
11	事業者コード	各事業者に付与されている番号
12	参加登録申請者名	参加登録を申請した事業者の名称
13	容量を提供する電源等の区分	市場退出表明時に登録された容量を提供する電源等の区分
14	電源等識別番号	市場退出表明時に登録された電源等識別番号
15	電源等の名称	市場退出表明時に登録された電源等の名称
16	契約単価[円/kW]	市場退出表明時に登録された契約単価[円/kW]
17	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量[kW]
18	ペナルティ要素に基づく算定額 通知書番号	ペナルティ通知書に記載されている管理番号

3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立

本項では、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書の内容に対する異議申立について説明します（図 3-9 参照）。

3.2.2.1 異議申立メールの送付

3.2.2 ペナルティ返金額通知書の異議申立

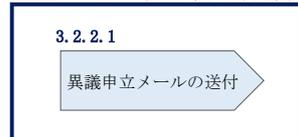


図 3-9 ペナルティ返金額通知書の異議申立

3.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から送付されたペナルティ返金額通知書に対して、ペナルティ返金額通知書受領日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-4 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）に通知メールを受領した場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-4 ペナルティ返金額通知書についての異議申立メール記載事項

メール項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none">・事業者コード・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）・契約番号・電源等識別番号・電源等の名称・ペナルティ返金額通知書番号・異議申立の内容

3.2.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します
(図 3-10 参照)。

3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

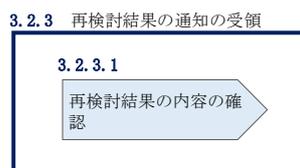


図 3-10 再検討結果の通知の受領

3.2.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

なお、検討結果によりペナルティ返金額通知書が再発行される場合があります。再発行されたペナルティ返金額通知書の確認方法は『3.2.1.1 ペナルティ返金額通知書内容の確認』を参照してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

3.3 請求内容の受領

本節では、請求内容の受領について以下の流れで説明します（図 3-11 参照）。
 なお、請求内容については、変更契約書または解約合意書に記載した形で通知します。確認後、変更契約書または解約合意書については締結手続と経済的ペナルティの支払手続が必要となります。契約書締結の詳細については、「業務マニュアル応札契約締結編」を参照してください。経済的ペナルティの支払いについては、3.5を参照してください。

3.3.1 請求内容の確認

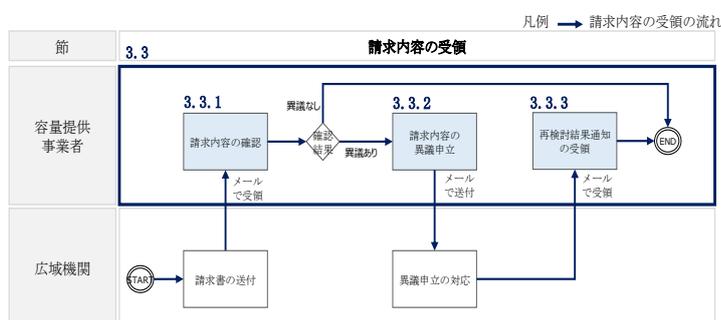


図 3-11 請求内容の受領の詳細構成

3.3.1 請求内容の確認

本項では、請求内容を本機関から受領した際の手続きについて説明します（図 3-12 参照）。

3.3.1.1 請求内容の確認

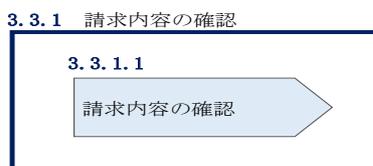


図 3-12 請求内容の確認

3.3.1.1 請求内容の確認

請求内容は本機関作成後、メールにて送付されます。

請求内容を受領後、以下記載項目を参照し、内容を確認してください（表 3-5、表 3-6 参照）

注：請求書の送付メールアドレスについて

請求書は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 3-5 請求内容の記載項目（解約合意書）

No.	記載項目	記載内容
1	容量提供事業者	請求対象の事業者名および事業者コード
2	実需給年度	請求対象ペナルティの実需給年度
3	解約日	解約合意書の発効日
4	退出容量[kW]	市場退出する電源等の容量[kW]
5	経済的ペナルティ[円]	請求金額
6	ペナルティ振込先	各事業者が振込を実施する広域機関口座情報

表 3-6 請求内容の記載項目（変更契約書）

No	記載項目	記載内容
1	容量提供事業者	請求対象の事業者名および事業者コード
2	実需給年度	請求対象ペナルティの実需給年度
3	容量確保契約容量[kW] (変更前)	変更契約締結前の容量確保契約容量[kW]
4	容量確保契約容量[kW] (変更後)	変更契約締結後の容量確保契約容量[kW]
5	容量確保契約金額[円] (変更前)	変更契約締結前の容量確保契約金額[円]
6	容量確保契約金額[円] (変更後)	変更契約締結後の容量確保契約金額[円]
7	経済的ペナルティ[円]	請求金額
8	ペナルティ振込先	各事業者が振込を実施する広域機関口座情報

3.4 欠番

図 3-13 欠番

図 3-14 欠番

図 3-15 欠番

図 3-16 欠番

表 3-7 欠番

表 3-8 欠番

3.5 経済的ペナルティの支払

本節では、本機関への経済的ペナルティの支払について以下の流れで説明します（図 3-17 参照）。

3.5.1 指定口座への振込

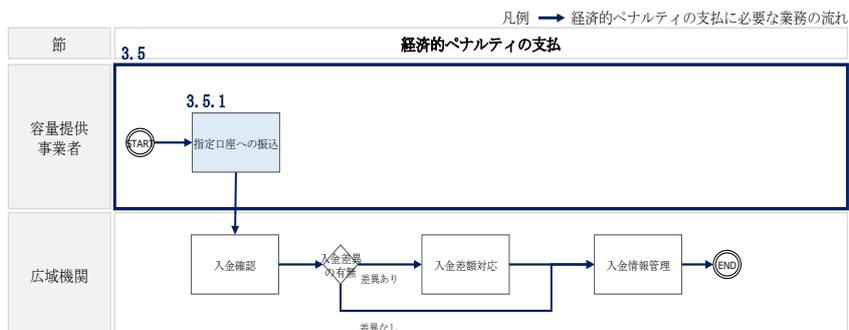


図 3-17 経済的ペナルティの支払の詳細構成

3.5.1 指定口座への振込

本項では、本機関が指定する銀行口座への振込手続きについて説明します（図 3-18 参照）。

3.5.1.1 指定口座への振込

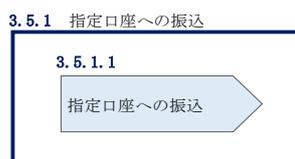


図 3-18 指定口座への振込

3.5.1.1 指定口座への振込

事業者は、請求内容の記載を基に支払期限日までに指定された銀行口座へ請求金額の振込を行ってください。

3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応

本節では、経済的ペナルティの督促に対する対応について以下の流れで説明します（図 3-19 参照）。

- 3.6.1 電話連絡の受領
- 3.6.2 督促状の受領
- 3.6.3 内容証明郵便の受領

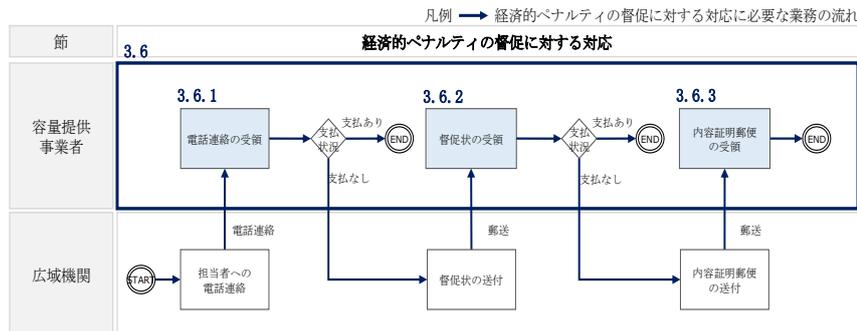


図 3-19 経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成

3.6.1 電話連絡の受領

本機関より請求されている経済的ペナルティに関して支払期日が超過している場合、本機関から督促の電話連絡をいたします。本項では、督促の電話連絡を受領した際の対応について説明します（図 3-20 参照）。

- 3.6.1.1 本機関への支払確認
- 3.6.1.2 確認結果および対応策の報告



図 3-20 電話連絡の受領

3.6.1.1 本機関への支払確認

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促の電話連絡を受領した場合は、本機関への振込を行っているかを確認してください。

3.6.1.2 確認結果および対応策の報告

振込状況を確認した結果、本機関への振込を実施している場合は、振込実施済みの旨をメールで連絡してください。

また、本機関への振込が未了の場合は、本機関へその旨などをメールで連絡してください。

表 3-9 支払確認結果の連絡先

連絡方法	項目	連絡先
メール	To	youryou_jushin@occto.or.jp

3.6.2 督促状の受領

督促の電話連絡を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関から督促状が送付されます。本項では、本機関から督促状を受領した際の対応について説明します（図 3-21 参照）。

3.6.2.1 対応策の報告

3.6.2 督促状の受領

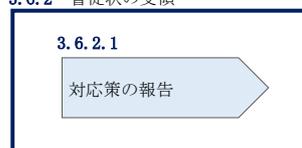


図 3-21 督促状の受領

3.6.2.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から督促状を受領した際、督促状の内容を確認したうえで対応策を策定し、本機関へその内容をメールにて連絡してください。

3.6.3 内容証明郵便の受領

督促状を受領したにもかかわらず、振込が完了していない事業者には本機関から内容証明郵便が送付されます。本項では、本機関から内容証明郵便を受領した際の対応について説明します（図 3-22 参照）。

3.6.3.1 対応策の報告

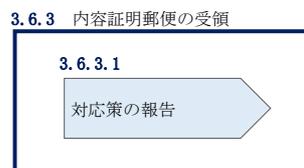


図 3-22 内容証明郵便の受領

3.6.3.1 対応策の報告

事業者は、支払期日が超過している経済的ペナルティに関して、本機関から内容証明郵便を受領した際、内容文書の内容を確認したうえで対応策を策定し、本機関へその内容をメールにて連絡してください。

3.7 経済的ペナルティの返金額の入金

本節では、本機関からの経済的ペナルティの返金額の入金について以下の流れで説明します（図 3-23 参照）。

- 3.7.1 入金額の確認
- 3.7.2 入金額の異議申立
- 3.7.3 再検討結果の通知の受領

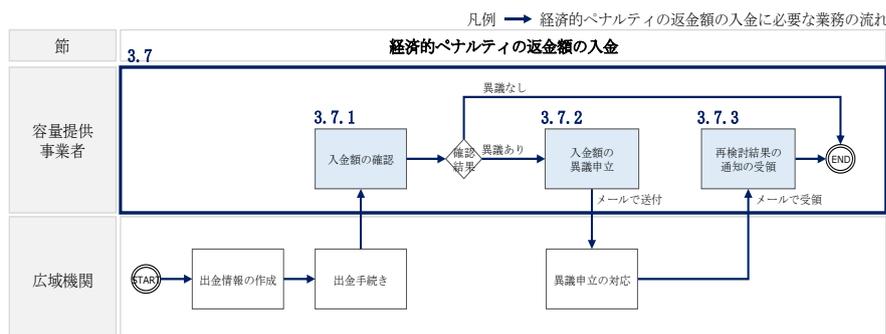


図 3-23 経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成

3.7.1 入金額の確認

本項では、本機関から振り込まれた入金額の確認について説明します（図 3-24 参照）。

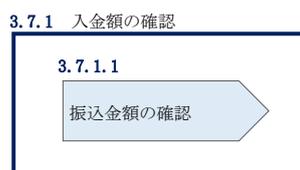


図 3-24 入金額の確認

3.7.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の返金額および本機関からの入金額が一致しているかを確認してください。

3.7.2 入金額の異議申立

本項では、本機関から振り込まれた入金額に対する異議申立について説明します（図 3-25 参照）。

3.7.2.1 異議申立メールの送付

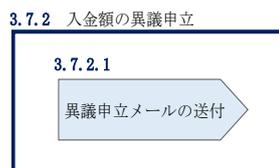


図 3-25 入金額の異議申立

3.7.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振り込まれた入金額に対して、入金日から 5 営業日以内であれば、メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-10 参照）。

注：異議申立期限について

例えば、4/1（水）が振込日の場合、4/7（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

表 3-10 入金額についての異議申立メール記載項目

メール項目	内容
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none">・事業者コード・参加登録申請者名（事業者名称および担当者名称）・契約番号・電源等識別番号・電源等の名称・支払通知書番号・異議申立の内容

3.7.3 再検討結果の通知の受領

本項では、再検討結果の通知を本機関から受領した際の手続きについて説明します
(図 3-26 参照)。

3.7.3.1 再検討結果の内容の確認

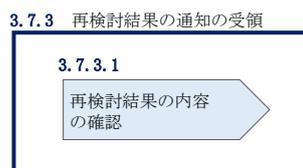


図 3-26 再検討結果の通知の受領

3.7.3.1 再検討結果の内容の確認

異議申立受領後、本機関で異議申立の内容を協議し、事業者に対して異議申立の検討結果をメールにて通知しますので検討結果の内容を確認してください。

注：異議申立に対する再検討結果の通知メールアドレスについて

異議申立の内容を協議した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

Appendix. 1 図表一覧

図 1-1 実需給前の市場退出に関連するスケジュール.....	4
図 1-2 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）.....	6
図 2-1 第 2 章の構成.....	11
図 2-2 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）の詳細構成.....	12
図 2-3 余力活用に関する契約の締結手続き.....	12
図 2-4 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼.....	13
図 2-5 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）..	14
図 2-6 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ.....	17
図 2-7 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領.....	18
図 2-8 電源等情報の調整機能「無」への変更申込.....	19
図 2-9 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ	21
図 2-10 「電源等詳細情報編集画面」電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ	22
図 2-11 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ	23
図 2-12 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領.....	24
図 2-13 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）の詳細構成.....	26
図 2-14 余力活用に関する契約の締結手続き.....	27
図 2-15 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領.....	27
図 2-16 余力活用に関する契約締結済の登録（余力活用に関する契約書の提出）..	28
図 2-17 余力活用に関する契約締結済の登録に係る審査結果の受領.....	28
図 2-18 電源等情報の調整機能「無」への変更申込.....	29
図 2-19 電源等情報の調整機能「無」への変更申込に係る審査結果の受領.....	30
図 2-20 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領.....	30
図 2-21 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）の詳細構成.....	32
図 2-22 未提出の電源等情報の提出要請の受領.....	32
図 2-23 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込.....	33
図 2-24 「電源情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報の変更の画面イメージ.	36
図 2-25 「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の画面 イメージ.....	38
図 2-26 電源の起動時間のイメージ.....	39
図 2-27 「電源情報変更申込画面」 変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメ ージ.....	40

図 2-28 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源（単独）の電源等情報の変更の画面イメージ.....	40
図 2-29 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の画面イメージ.....	42
図 2-30 「電源情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出の画面イメージ.....	43
図 2-31 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報の変更の画面イメージ.....	44
図 2-32 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの内訳情報を記載したリスト（EXCEL ファイル）のイメージ.....	45
図 2-33 追加登録に係る審査結果の受領（合格）.....	47
図 2-34 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）.....	48
図 2-35 未提出の電源等情報の提出再要請の受領.....	48
図 2-36 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）の詳細構成.....	49
図 2-37 未提出の電源等情報の提出要請の受領.....	49
図 2-38 未提出の電源等情報の提出および追加登録の申込.....	50
図 2-39 追加登録に係る審査結果の受領（合格）.....	50
図 2-40 追加登録に係る審査結果の受領（不合格）.....	51
図 2-41 未提出の電源等情報の提出再要請の受領.....	51
図 2-42 差替掲示板からの掲載取下げ通知の受領.....	51
図 2-43 FIT 制度、FIP 制度適用の電源の異議申立の詳細構成.....	53
図 2-44 FIT 電源または FIP 電源に係る問い合わせの受領.....	53
図 2-45 FIT 電源または FIP 電源の異議申立.....	54
図 2-46 「電源情報変更申込画面」「詳細情報一覧」 電源等情報の変更の画面イメージ.....	58
図 2-47 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（合格）.....	59
図 2-48 FIT 電源または FIP 電源の異議申立に係る審査結果の受領（不合格）.....	60
図 2-49 事業者の退出表明に基づく市場退出の詳細構成.....	61
図 2-50 市場退出の表明.....	61
図 2-51 「ペナルティ要素情報登録画面」の画面イメージ.....	64
図 2-52 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ.....	67
図 2-53 給電申合書等締結済の登録（給電申合書等の写しの提出）.....	68
図 2-54 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ.....	70
図 2-55 給電申合書等締結済の登録に係る審査結果の受領.....	71
図 3-1 第 3 章の構成.....	73
図 3-2 経済的ペナルティの算定・通知の詳細構成.....	74

図 3-3	ペナルティ要素に基づく算定額通知書の確認.....	74
図 3-4	「ペナルティ要素情報詳細画面」の画面イメージ.....	75
図 3-5	ペナルティ通知書の異議申立.....	77
図 3-6	再検討結果の通知の受領.....	78
図 3-7	経済的ペナルティの返金に係る算定・通知の詳細構成.....	79
図 3-8	ペナルティ返金額通知書の確認.....	79
図 3-9	ペナルティ返金額通知書の異議申立.....	82
図 3-10	再検討結果の通知の受領.....	83
図 3-11	請求内容の受領の詳細構成.....	84
図 3-12	請求内容の確認.....	84
図 3-13	欠番	87
図 3-14	欠番	87
図 3-15	欠番	87
図 3-16	欠番	87
図 3-17	経済的ペナルティの支払の詳細構成.....	88
図 3-18	指定口座への振込.....	88
図 3-19	経済的ペナルティの督促に対する対応の詳細構成.....	89
図 3-20	電話連絡の受領.....	89
図 3-21	督促状の受領.....	90
図 3-22	内容証明郵便の受領.....	91
図 3-23	経済的ペナルティの返金額の入金の詳細構成.....	92
図 3-24	入金額の確認	92
図 3-25	入金額の異議申立.....	93
図 3-26	再検討結果の通知の受領.....	94
表 1-1	実需給前に実施すべき業務の対象となる電源等.....	6
表 1-2	市場退出事由の一覧.....	7
表 2-1	余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）があると認められる例.....	14
表 2-2	「電源等情報変更申込画面」での入力項目（余力活用に関する契約の提出）	17
表 2-3	「電源等情報変更申込画面」での入力項目（調整機能「無」への変更）	23
表 2-4	「電源等情報変更申込画面」 安定電源の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）	37
表 2-5	「電源等詳細情報編集画面」 安定電源の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）	39
表 2-6	「電源等情報変更申込画面」 変動電源（単独）の電源等情報（基本情報）の登	

録での入力項目（電源等情報の追加登録）	41
表 2-7 「電源等詳細情報編集画面」 変動電源（単独）の電源等情報（詳細情報）の登録の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）	42
表 2-8 「電源等情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の小規模変動電源リストの提出での入力項目（電源等情報の追加登録）	43
表 2-9 「電源等情報変更申込画面」 変動電源（アグリゲート）の電源等情報（基本情報）の登録での入力項目（電源等情報の追加登録）	44
表 2-10 変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の項目一覧	45
表 2-11 電源等情報：変動電源（アグリゲート）小規模変動電源リストの内訳情報の入力項目一覧（電源等情報の追加登録）	46
表 2-12 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（FIT 電源の異議申立）	58
表 2-13 市場退出に伴う差替元電源としての提出書類について	62
表 2-14 ペナルティ要素情報登録画面での入力項目	64
表 2-15 「期待容量情報変更申込画面」での入力項目	67
表 2-16 「電源等情報変更申込画面」での入力項目（給電申合書等の提出）	70
表 3-1 ペナルティ通知書の記載項目	76
表 3-2 ペナルティ通知書についての異議申立メール記載事項	77
表 3-3 ペナルティ返金額通知書の記載項目	81
表 3-4 ペナルティ返金額通知書についての異議申立メール記載事項	82
表 3-5 請求内容の記載項目（解約合意書）	86
表 3-6 請求内容の記載項目（変更契約書）	86
表 3-7 欠番	87
表 3-8 欠番	87
表 3-9 支払確認結果の連絡先	90
表 3-10 入金額についての異議申立メール記載項目	93

Appendix. 2 様式一覧

様式 1	ペナルティ要素に基づく算定額通知書
様式 2	ペナルティ返金額通知書
様式 3	請求内容 (解約合意書)
様式 4	請求内容 (変更契約書)
様式 5	支払通知書

ペナルティ要素に基づく算定額通知書

発行日： 2020年11月16日
通知書番号： 0000000401-001

ペナルティ要素に基づく算定額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ要素に基づく算定額

ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6,742,500
-------------------	-----------

※ペナルティ要素に基づく算定額は、税抜額です。
※ペナルティ要素に基づく算定額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

2. 契約情報詳細

契約番号	0000000046
実需給年度	2034
事業者コード	7Y04
参加登録申請者名	事業者D
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	0000001632
電源等の名称	事業者D000_安定 1 2
契約単価[円/kW]	9,300
容量確保契約容量[kW]	50,000

(1/2)

発行日： 2020年11月16日
通知書番号： 0000000401-001

3. ペナルティ要素詳細

ペナルティ要素管理番号	0000000401
ペナルティ要素内容	FIT適用による市場退出
ペナルティ要素内容詳細	〇〇のため部分退出とします
退出区分	部分退出
退出容量[kW]	25,000
ペナルティ要素に基づく係数[%]	5
ペナルティ要素に基づく係数の算定根拠	期限前のため
経済的ペナルティ要素に基づく算定額[円]	6,742,500
その他ペナルティ要素の有無	無
その他ペナルティ要素に基づく算定額[円]	
その他ペナルティ要素内容	

(2/2)

発行日: yyyy年MM月dd日
 返金通知書番号: XXXXXXXXXX-XXX

ペナルティ返金額通知書

電力広域的運営推進機関

1. ペナルティ返金額

ペナルティ返金額[円]	XXXXXXXX
-------------	----------

※ペナルティ返金額は、税抜額です。
 ※ペナルティ返金額に異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

2. ペナルティ返金額情報

返金区分	XXXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額	XXXXXXXX
メインオークション約定価格	XXXXXXXX
調達オークション約定価格	XXXXXXXX
退出容量[kW]	XXXXXXXX

3. 契約情報およびペナルティ情報詳細

契約番号	XXXXXXXX
実需給年度	XXXXXXXX
事業者コード	XXXXXXXX
参加登録申請者名	XXXXXXXX
容量を提供する電源等の区分	XXXXXXXX
電源等識別番号	XXXXXXXX
電源等の名称	XXXXXXXX
契約単価[円/kW]	XXXXXXXX
容量確保契約容量[kW]	XXXXXXXX
ペナルティ要素に基づく算定額通知書番号	XXXXXXXX

解約合意書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、以下について合意する。

なお、本合意書に定めのない事項については、オークション募集要綱（対象実需給年度 yyyy 年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）によるものとする。

記

1. 甲および乙は、yyyy 年 MM 月 dd 日に締結したNNNNNN（以下「原契約」という。）を、次項の解約日をもって終了させ、原契約は将来に向けてその効力を失うものとする。
 なお、解約する原契約の容量提供事業者及び実需給年度は以下のとおりとする。

容量提供事業者	株式会社NNNNNN（XXXX）
実需給年度	yyyy 年度

2. 解約日は以下のとおりとする。

解約日	年 月 日
-----	-------

3. 甲及び乙は、市場退出に伴う退出容量および経済的ペナルティの金額は以下のとおりであると確認する。甲は、本合意書の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

退出容量[kW]	N, NNN
経済的ペナルティ[円]	N, NNN
ペナルティ振込先	三菱UFJ銀行 本店 普通預金 NNNNNNN

4. 前3項に関わらず、原契約に関して解約日時点で甲、乙が双方の相手方に対して有する債権および守秘義務については、解約日以降も原契約の効力を失わないものとする。

5. 市場退出に伴い支払われた経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款第 13 条第 2 項各号に該当する場合、各号に基づいて算出された金額を乙は甲に返金する。また、返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

以上、本合意書締結の証として、各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

変更契約書

下記の容量提供事業者 (以下「甲」という。)と電力広域的運営推進機関 (以下「乙」という。)は、オークション募集要綱 (対象実需給年度 yyyy 年度)および容量確保契約約款 (以下「約款」という。)に基づき、甲と乙との間でyyyy年MM月dd日に締結したNNNN NN (以下「原契約」という。)を変更することに関し、この変更契約 (以下「本変更契約」という。)を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

1. 甲及び乙は、原契約の容量提供事業者及び実需給年度は、以下のとおりであることを確認する。

容量提供事業者	株式会社NNNNNN (XXXX)
実需給年度	yyyy 年度

2. 甲及び乙は、原契約を以下のとおり変更することに合意する。なお、変更後の電源の内訳は、容量市場システムに登録されているとおりとする。

	変更前	変更後
容量確保契約容量[kW]	N, NNN	N, NNN
容量確保契約金額[円]	N, NNN	N, NNN

3. 甲及び乙は、市場退出に伴い発生する経済的ペナルティの金額は以下のとおりであることを確認する。甲は、本変更契約の締結日の翌月末日までに、乙に対し、以下の振込先に対し振込送金する方法により、経済的ペナルティを支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

経済的ペナルティ[円]	N, NNN
ペナルティ振込先	三菱UFJ銀行 本店 普通預金 NNNNNNN

4. 乙は、前項の経済的ペナルティに関して、容量確保契約約款第13条第2項各号に該当する場合、当該各号に記載する金額を甲に返金する。返金方法は市場退出表明書に甲が記載した銀行口座への振込送金する方法によるものとし、振込手数料は甲の負担とする。なお、返金の履行地は乙の所在地とする。

5. 第3及び第4項の規定は、甲が市場退出に伴って、本変更契約を締結する場合に限り、適用するものとする。

以上を証するため、本変更契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

	支払通知書
<p>株式会社容量〇〇〇</p> <p>事業者コード：H001 登録番号（適格請求書発行事業者）：12345678901234</p> <p>件名：〇〇年度〇月の支払につきまして 下記の通り支払申し上げます。</p>	<p>支払通知書番号：PN2024041000001-01 支払通知書発行日：〇〇年〇月〇日</p> <p>御中</p> <p>電力広域的運営推進機関 登録番号（適格請求書発行事業者）：12345678901234</p> <p>〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15</p> <p>問い合わせ先 部署：〇〇部 電話番号：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 E-Mail：××××@occto.or.jp</p>
	<p>支払金額(税込)： 9,900円</p> <p>支払期日： 〇〇年〇月〇日</p>
<p>・実際の入金額は支払金額から振込の際の手数料を差し引いた金額となります。</p> <p>・通知後5営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。</p> <p>・支払通知書(明細)のうち、取引対象欄に「*」がついているものは、軽減税率対象となります。</p>	

支払通知書(明細)

支払通知書番号 : PN2024041000001-01
 支払通知書発行日 : ○○年○月○日

支払情報

No.	実需給年度・対象月	電源等識別番号	電源等の名称※1	税抜金額(円)	税区分	備考
	取引年月日	通知書番号	取引対象			
1	2024年度04月分	0000000001	○○○○発電所	¥10,000	10%	
	2024/04/01-2024/04/30	GN2024040000001-01	容量確保契約金額			

請求情報

No.	実需給年度・対象月	電源等識別番号	電源等の名称※1	税抜金額(円)	税区分	備考
	取引年月日	通知書番号	取引対象			
2	2024年度04月分	0000000001	○○○○発電所	¥-500	10%	
	2024/04/01-2024/04/30	FP2024040000001-01	経済的ペナルティ-実需給期間中※2			
3	2025年度	0000000001	○○○○発電所	¥-500	10%	
	2024/04/10	XZ20240400-1	経済的ペナルティ-契約解除※2			

- ※1: 電源等の名称は先頭の一部のみを表示している場合があります
- ※2: 実需給年度欄の年度の容量確保契約金額の返還
- ※3: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティ
- ※4: 実需給年度欄の年度の市場退出時の経済的ペナルティの返金

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥10,000	¥1,000	¥11,000
合計金額	¥10,000	¥1,000	¥11,000

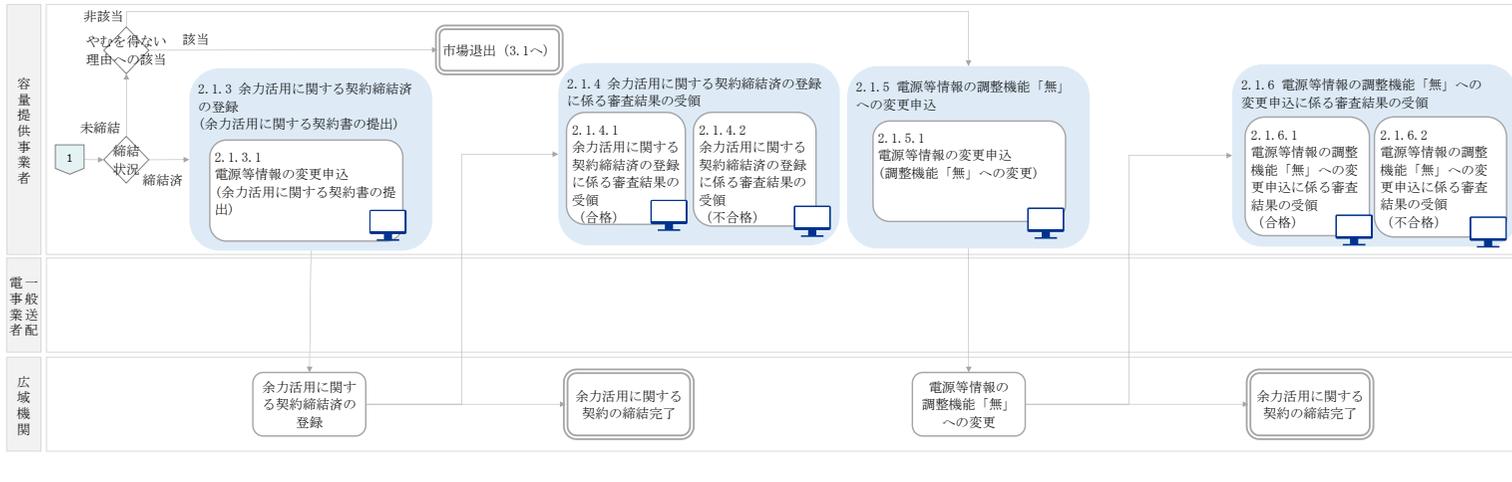
請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-1,000	¥-100	¥-1,100
合計金額	¥-1,000	¥-100	¥-1,100

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	-	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥9,000	¥900	¥9,900
合計金額	¥9,000	¥900	¥9,900

Appendix. 3 業務手順全体図

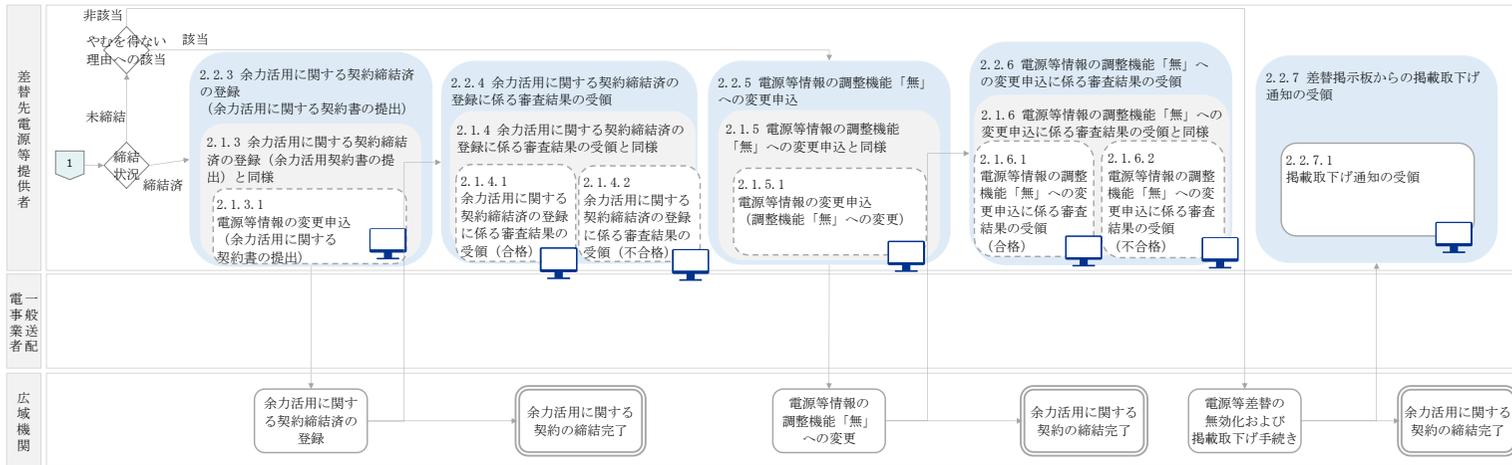
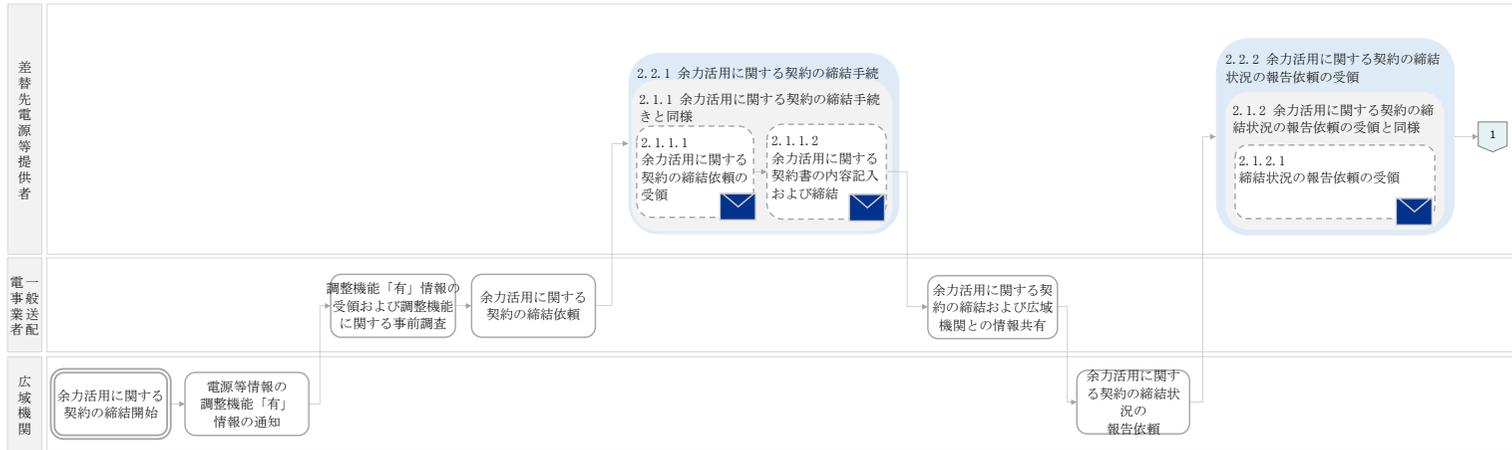
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.1 余力活用に関する契約の締結（容量提供事業者）



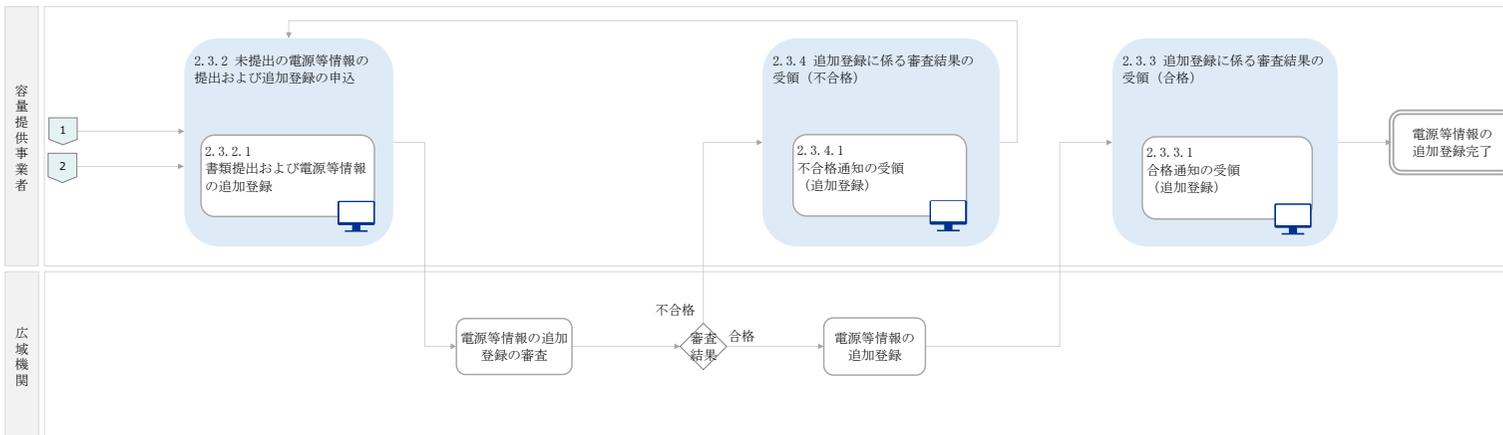
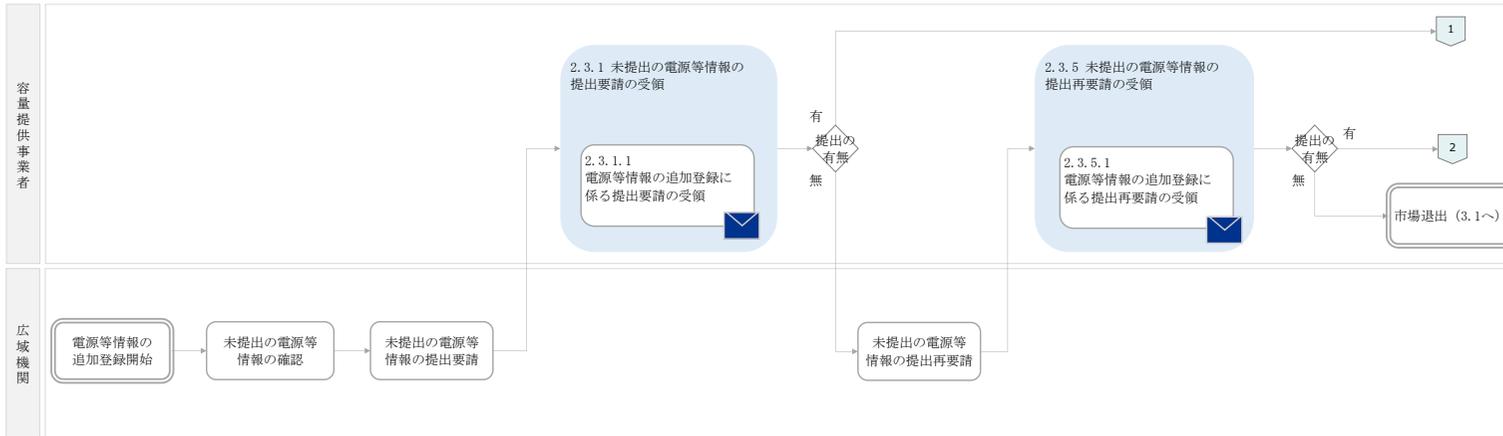
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.2 余力活用に関する契約の締結（差替先電源等提供者）



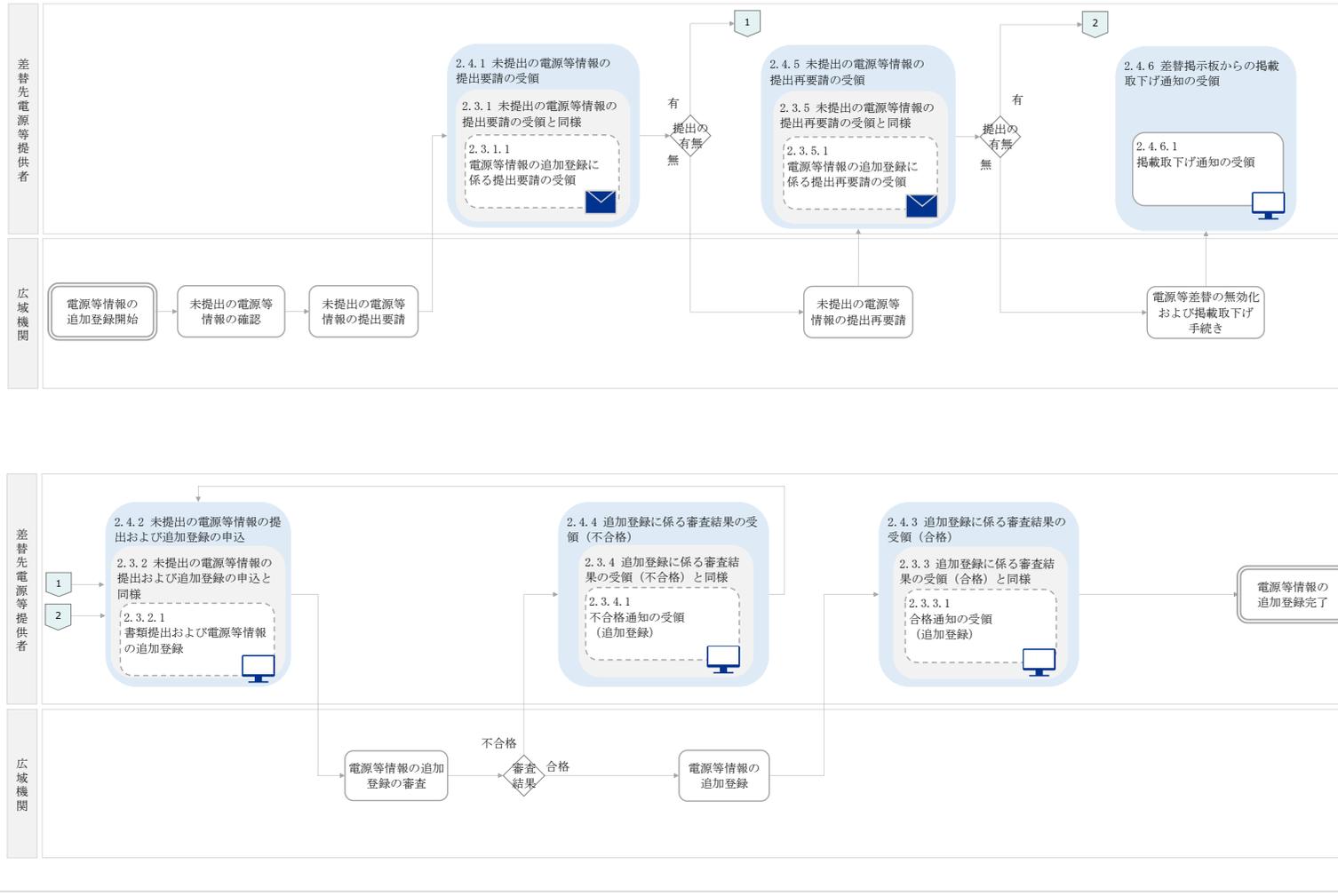
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.3 電源等情報の追加登録（容量提供事業者）



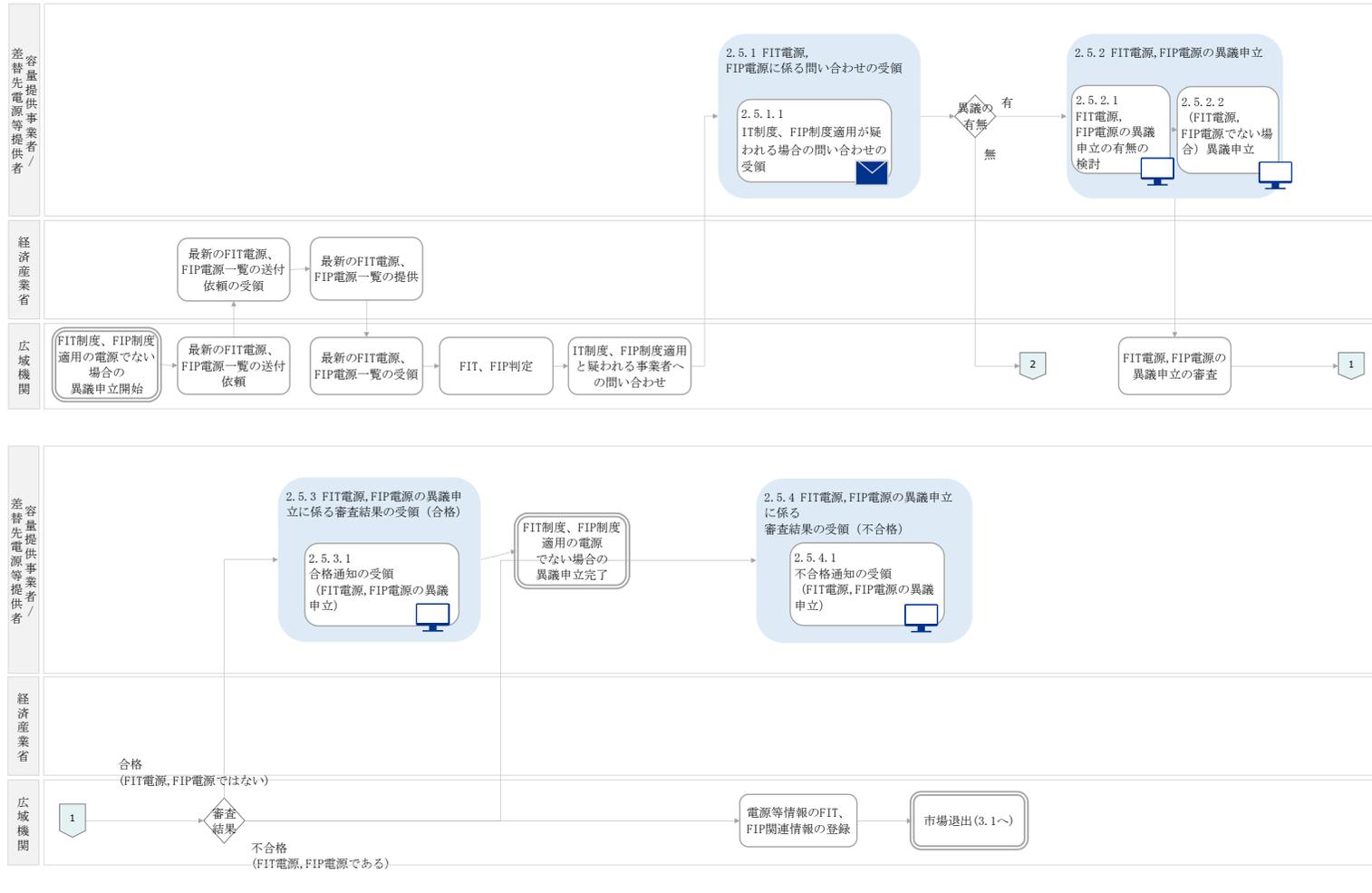
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.4 電源等情報の追加登録（差替先電源等提供者）



第2章：実需給前に実施すべき業務

2.5 FIT制度、FIP制度適用の電源でない場合の異議申立



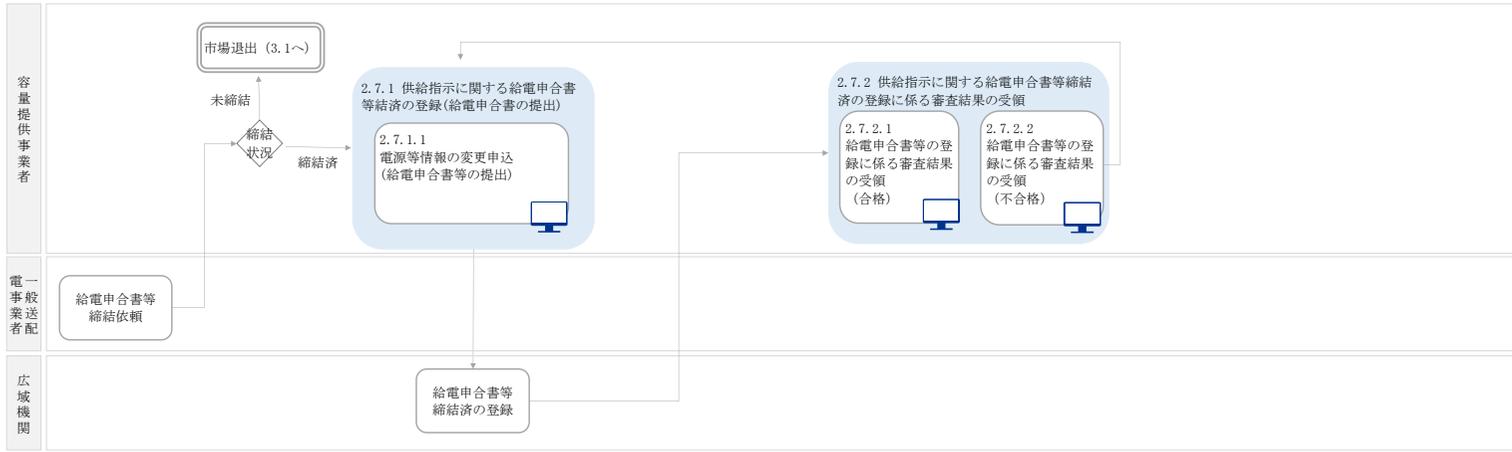
第2章：実需給前に実施すべき業務

2.6 事業者の退出表明に基づく市場退出



第2章：実需給前に実施すべき業務

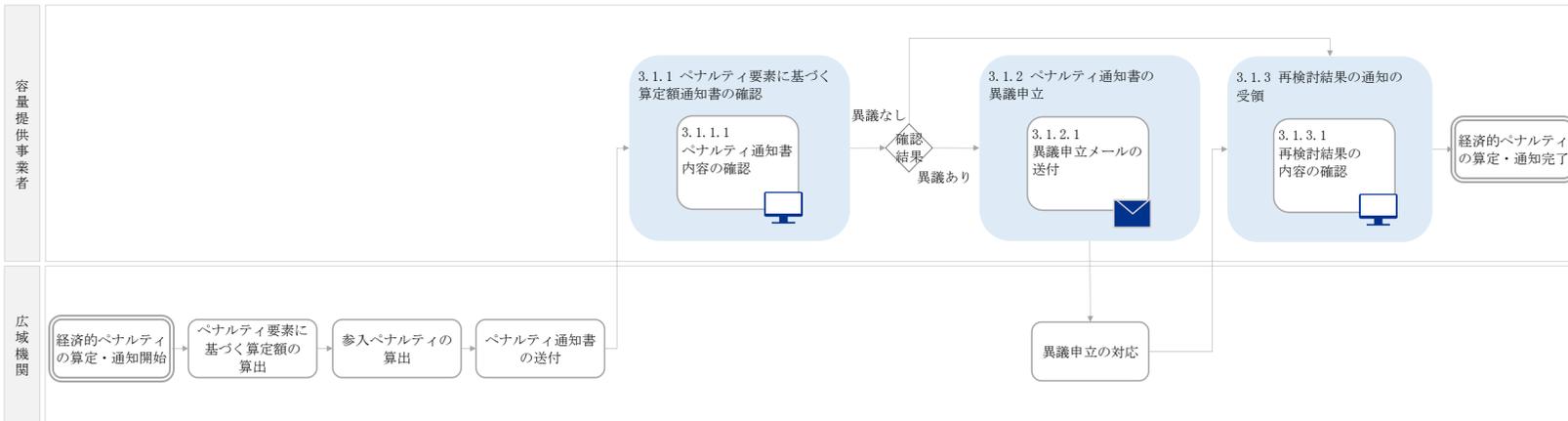
2.7 供給指示に関する給電申合せ等の締結

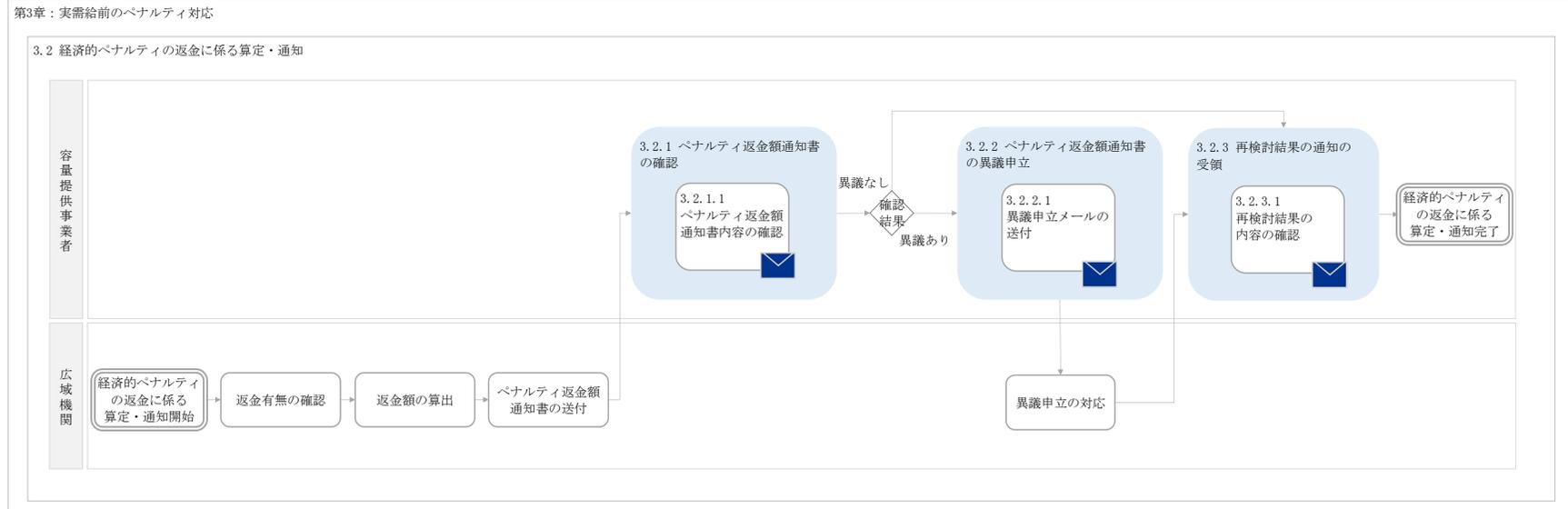




第3章：実需給前のペナルティ対応

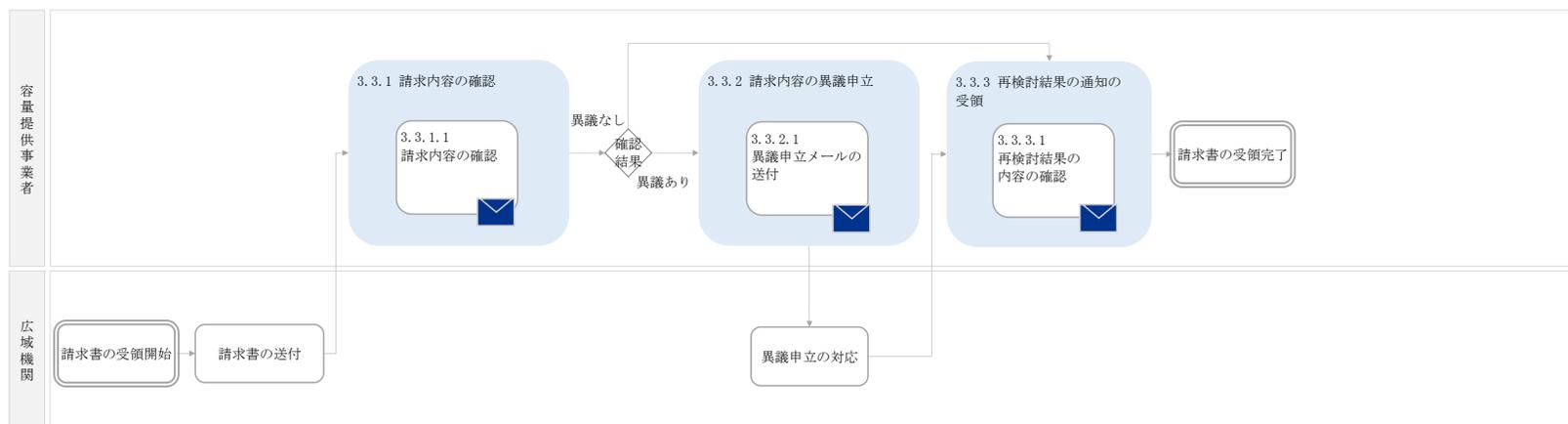
3.1 経済的ペナルティの算定・通知





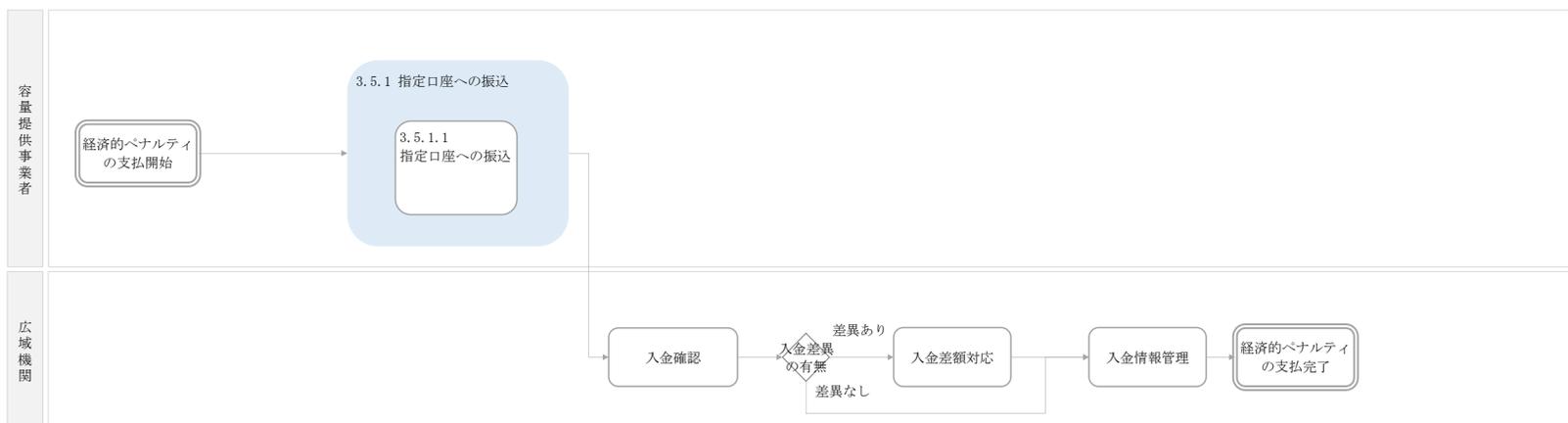
第3章：実需給前のペナルティ対応

3.3 請求内容の受領



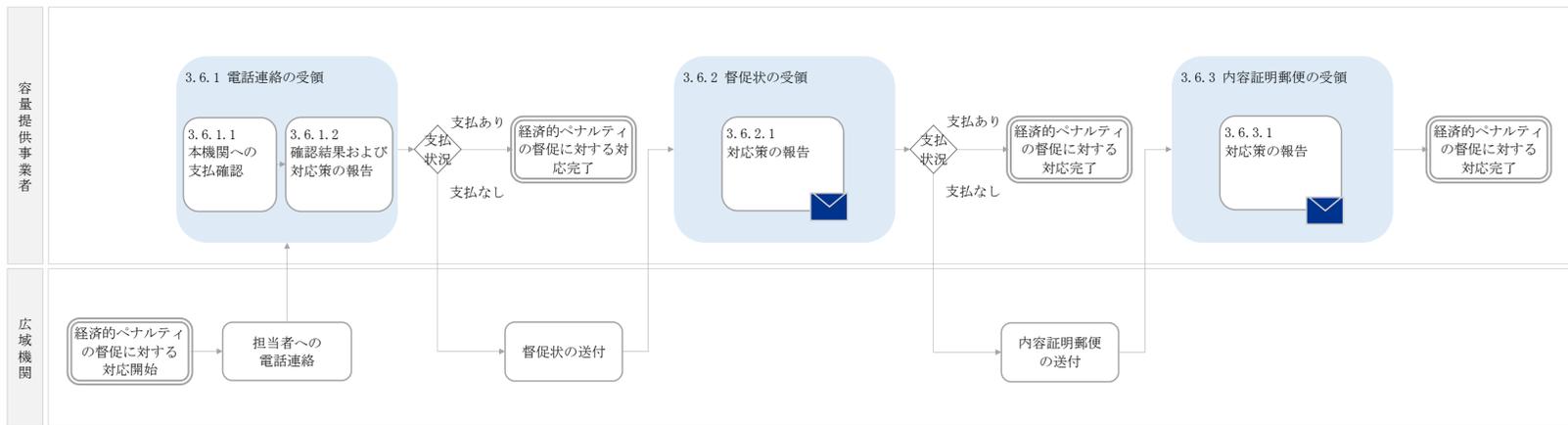
第3章：実需給前のペナルティ対応

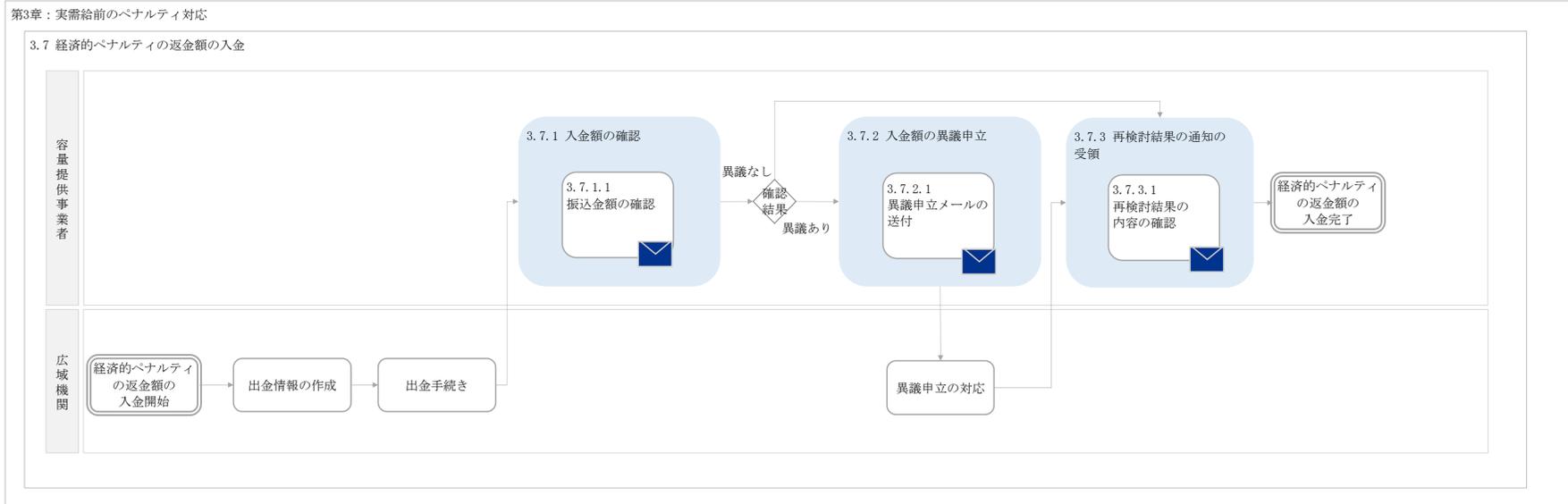
3.5 経済的ペナルティの支払



第3章：実需給前のペナルティ対応

3.6 経済的ペナルティの督促に対する対応





容量市場
業務マニュアル
電源等差替 編

(対象実需給年度：2028年度以降)

2025年5月29日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2025年5月29日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	7
1.2	電源等差替が可能な電源等	7
第2章	差替掲示板への掲載	9
2.1	差替掲示板情報の登録手続き	9
2.2	差替掲示板情報の変更手続き	30
2.3	差替掲示板情報の取消手続き	33
第3章	電源等差替	39
3.1	電源等差替情報の登録手続き	39
3.2	電源等差替情報の変更手続き	69
3.3	電源等差替情報の取消手続き	71
Appendix.1	差替容量等算定諸元一覧	79
Appendix.2	図表一覧	80
Appendix.3	電源等差替に関連する用語一覧	82
Appendix.4	業務手順全体図	83

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 電源等差替編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第 32 条の 5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは、対象実需給年度が 2028 年度以降の容量市場に参加する事業者が実施する手続きの内、電源等差替に必要な手続きや容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。なお、本業務マニュアルは対象実需給年度 2028 年度以降で共通の内容となりますが、電源等差替の申込時に使用する「差替容量等算定諸元一覧」は、対象実需給年度ごとに異なり、本機関ホームページにて公表しますので、電源等差替申込時には対象となる年度のものをご使用ください。

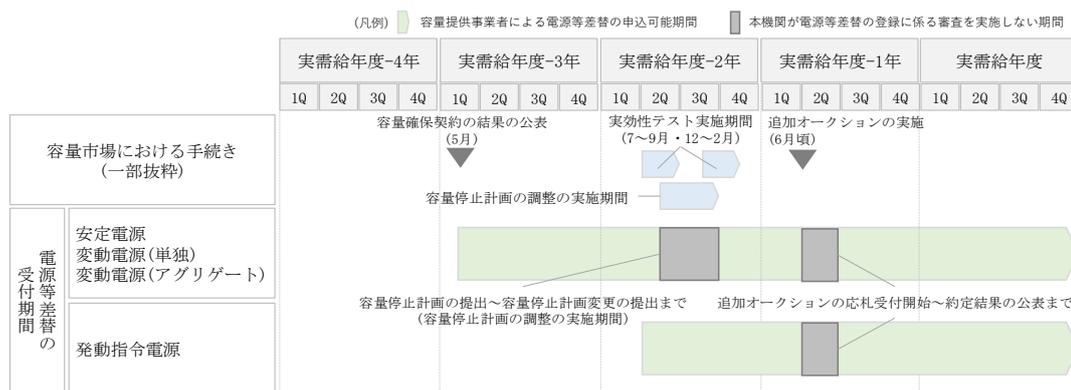


図 1-1 電源等差替の申込可能期間

安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の電源等差替の申込可能期間の開始は容量確保契約の結果の公表後から、発動指令電源は実効性テストの実施による期待容量の確定後からです。なお、容量を提供する電源等の区分に関わりなく、電源等差替の申込は実需給年度の 2 月 10 日（2 月 10 日が非営業日の場合は、直前の営業日まで前倒し）まで受け付けます（表 1-1 電源等区分ごとの電源等差替申込可能期間）。

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション）、長期脱炭素電源オークション）への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

表 1-1 電源等区分ごとの電源等差替申込可能期間

電源等の区分	電源等差替申込可能期間	
	開始	終了
安定電源	容量確保契約の結果の公表後	実需給年度の2月10日まで (2月10日が非営業日の場合は、直前の営業日まで前倒し) 例:対象実需給年度:2028年度の場合は、2029年2月9日まで
変動電源(単独)		
変動電源(アグリゲート)		
発動指令電源	実効性テストの実施による期待容量の確定後	

注：差替の審査を実施しない期間について

以下の期間は、電源等差替情報の登録手続き、変更手続きおよび取消手続きに係る審査を実施いたしませんのでご注意ください。ただし、電源等差替情報の登録申込の受付は行っています。

- ・容量停止計画の調整の実施期間
- ・追加オークションの応札受付開始～約定結果の公表まで

電源等差替の登録手続きは、差替掲示板情報の登録手続きおよび電源等差替情報の登録手続きで構成されます。

差替掲示板への掲載申込（差替掲示板情報の登録手続き）は差替先電源等提供者が行います。また、電源等差替情報の登録申込（電源等差替情報の登録手続き）は差替元電源等提供者が行います。

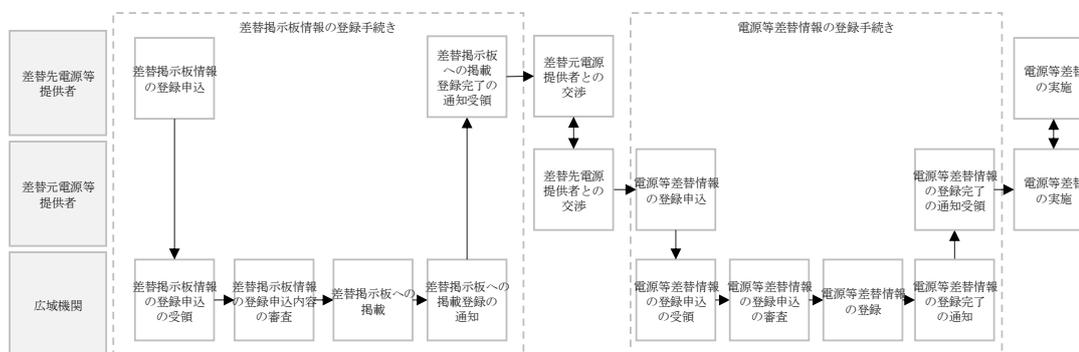


図 1-2 電源等差替の登録手続き

差替元電源等提供者は電源等差替情報の登録手続きを行う前に、差替掲示板に掲載されている差替先電源等の情報を閲覧し、差替先電源等提供者を探し、双方で電源等差替を実施することに合意している必要があります。

電源等差替情報の登録手続き完了後、電源等差替を開始することが可能となります。

注：差替掲示板の最新情報の取得について

差替掲示板に掲載されている差替先差替可能容量などの情報は、既に他の差替元電源等提供者との差替契約が成立しているなどの理由により最新の情報でない可能性があるため、最新の情報については、個別に差替先電源等提供者にお問い合わせください。

差替掲示板への掲載の具体的な手続きに関しては第2章、電源等差替の具体的な手続きに関しては第3章に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.2もご確認ください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 電源等差替が可能な電源等

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

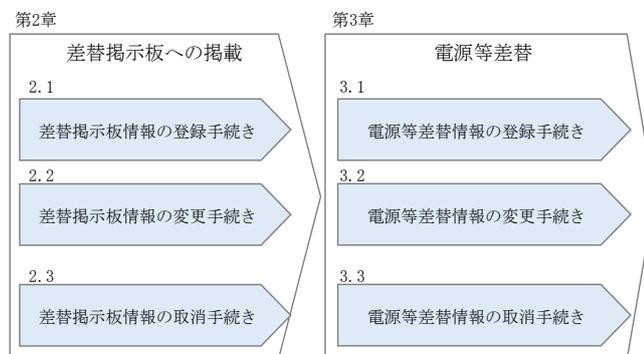


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

差替掲示板情報を差替掲示板に掲載希望する事業者は第2章をご覧ください。また、電源等差替の具体的な手続きに関しては第3章をご覧ください。

なお、差替掲示板への掲載申込および電源等差替の登録申込は実需給年度ごとに行う必要があります。

1.2 電源等差替が可能な電源等

電源等差替が可能な電源等に係る要件は以下となります。

・差替先電源等の要件

- ・対象実需給年度の容量オークションにおいて応札したものの、非落札となった電源等
- ・対象実需給年度の容量オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約を締結しており、且つ既に他の電源等差替の契約（以下、差替契約）を差替元電源等として締結している電源等（以下、元差替元電源）
- ・対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量オークションに応札していないことにやむを得ない事情のある電源等
- ・実効性テストを完了し期待容量が確定している電源（発動指令電源のみ）

※差替先電源等が電源等差替を実施できる差替元電源等は10件までとなります。差替先電源等（元差替元電源等）に容量確保契約容量があり、且つ差替元差替可能容量を有する場合、登録できる差替元電源等は9件までとなります。

※差替先差替可能容量が1kW以上である必要があります。

※電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書類や項目の提出期限までに登録を完了してください。

※元差替元電源の差替は、差替元電源等と差替先電源等の合計が10件までとなります。

・差替元電源等の要件

・対象実需給年度の容量オークションで落札し、容量確保契約を締結している電源等

※差替元電源等が登録できる差替先電源等の最大件数は10件までとなります。差替元電源等が部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）をしている場合、登録できる差替先電源等は9件までとなります。

※差替元差替可能容量が1kW以上である必要があります（全量をリリースオークションでリリースまたは市場退出している場合は、差替元電源等になれません）。

※電源等情報登録時に、一部、書類の未提出や項目の未入力のある電源は、各書類や項目の提出期限までに登録を完了してください。

注1：差替契約の解約時について

差替契約を解約することを事業者間で合意した際は、差替元電源提供者が本機関へ遅滞なく連絡するようにしてください。

注2：差替先電源等の要件が崩れた場合の解約について

市場退出などにより差替先電源等の要件が崩れた場合、その前提に基づいて成立している差替契約が解約となる可能性がありますので、ご注意ください（具体例を参照）。

具体例）差替元電源等として締結している差替契約（①）と元差替元電源の差替先電源等として締結している差替契約（②）がある場合

上記のような例では、差替元電源等として締結している①の差替契約が解約されることにより、元差替元電源でなくなるため、元差替元電源として締結している②の差替契約の前提が崩れます。このような場合、②の差替契約を解約される可能性があります。

注3：エリアをまたがる電源差替について

メインオークションで市場分断しているエリア間※の差替えはできません。

同一ブロックのエリア間の差替えは、連系線制約による供給信頼度低下の有無を確認のうえ、差替え可否を判断します。

※実需給期間前業務および追加オークションの開催判断等に伴いブロック構成が見直された場合は、最新の市場分断状況により判断します。

第2章 差替掲示板への掲載

本章では、差替掲示板への掲載に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 差替掲示板情報の登録手続き
- 2.2 差替掲示板情報の変更手続き
- 2.3 差替掲示板情報の取消手続き

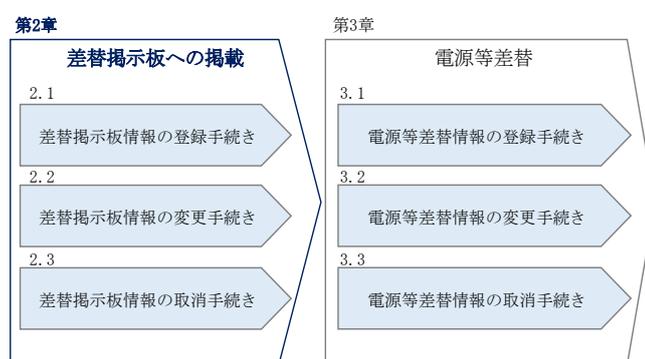


図 2-1 第2章の構成

注：差替掲示板への掲載期間について

差替掲示板への掲載期間は、1か月以上である必要があります。

2.1 差替掲示板情報の登録手続き

本節では、差替掲示板情報の登録手続きについて以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 差替掲示板情報の登録申込
- 2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）
- 2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

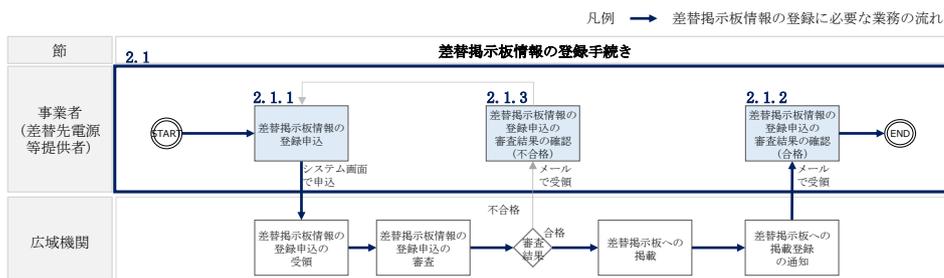


図 2-2 差替掲示板情報の登録手続きの詳細構成

注 1：差替掲示板への掲載の登録の前に実施すべき手続きについて

差替掲示板への掲載の登録に先立ち、電源等情報の登録および期待容量の登録または変更が完了している必要があります。電源等情報の登録が完了していない事業者は「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）」の第3章に従って登録を完了させてください。また、期待容量の登録または変更が必要な電源等（安定自家発³、設備更新に伴う増出力等のある安定電源および変動電源）は、「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）」の第4章に従って期待容量の登録または変更を完了させてください。

注 2：差替掲示板へ掲載した情報の取り消しについて

掲載中の情報は、差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せません。

2.1.1 差替掲示板情報の登録申込

本項では、差替掲示板情報の登録申込について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 事前準備

2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力



図 2-3 差替掲示板情報の登録申込

³ 自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供可能な安定電源

2.1.1.1 事前準備

差替容量等算定諸元一覧の作成

差替容量等算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ⁴よりダウンロードの上、必要な項目を入力して作成します。なお、差替容量等算定諸元一覧は、対象実需給年度ごとに公表しますので、使用するファイルの年度をご確認のうえダウンロードを行ってください。

差替先差替可能容量は、差替容量等算定諸元一覧に必要な項目を入力することで、自動算出されます。ここで、差替掲示板への掲載の登録申込時には、差替先差替可能容量が1kW以上となっている必要があります。差替容量等算定諸元一覧の作成単位は、電源等情報の登録時の単位と同様です（表 2-1 参照）。

作成した差替容量等算定諸元一覧のファイル名は「差替容量_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号.xlsx」としてください。また、差替容量等算定諸元一覧を更新した場合のファイル名は「差替容量_事業者名_対象実需給年度_電源等識別番号_更新回数.xlsx」としてください。

例) 初回作成の場合

差替容量_〇〇株式会社_YYYY_0123456789.xlsx

対象
実需給
年度

電源等識別番号

1 回目の更新の場合

差替容量_〇〇株式会社_YYYY_0123456789_R1.xlsx

2 回目の更新の場合

差替容量_〇〇株式会社_YYYY_0123456789_R2.xlsx

※ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします(拡張子を含む)。容量市場システムにアップロードするファイルのファイル名が50文字を超える場合には、ファイル名の一部を略して、50文字以内としてください。また、禁則文字や容量の制限があります。詳細は容量市場システムマニュアルを参照願います。この但し書きは、以下に示すすべてのファイル名の説明に適用されます。

表 2-1 電源等区分ごとの差替容量等算定諸元一覧の作成単位

⁴ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

電源等区分	差替容量等算定諸元一覧の作成単位
安定電源	1 計量器ごと
変動電源（単独）	1 計量器ごと
変動電源（アグリゲート）	小規模変動電源リストごと
発動指令電源	電源等リストごと

表 2-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目
(差替先電源等・差替掲示板への掲載用)

No.	項目	留意点
(A) シート名：入力欄（基本情報）		
A①	提出目的	「差替掲示板への掲載」を選択
A②	申請区分	「差替先電源等」を選択
A③	申請要件（差替先のみ選択）	「対象実需給年度向け容量オークションで応札した結果、非落札」、「対象実需給年度向け容量オークション時点で、新設電源等やむを得ない理由により、容量オークションに不参加」または「対象実需給年度向け容量オークションで応札した結果、落札した元差替元電源」から選択
A④	参加登録申請者名	容量市場システムに登録した参加登録申請者名を入力
A⑤	事業者コード	容量市場システムに登録した事業者コードを入力
A⑥	容量を提供する電源等の区分	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した容量を提供する電源等の区分を入力
A⑦	発電方式の区分	容量市場システムの電源等情報（詳細情報）に登録した発電方式の区分を入力
A⑧	電源等の名称	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した電源等の名称/小規模変動電源リスト名または電源等リスト名を入力
A⑨	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の「電源等情報一覧」に表示される電源等識別番号を入力
A⑩	エリア名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録したエリア名を入力
A⑪	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおける対象実需給年度の期待容量登録値を入力
A⑫	期待容量の増加有無	容量市場システムの「期待容量情報詳細画面」の「変更後期待容量」に値が登録されている場合は「有」を選択、登録されていない場合は「無」を選択
A⑬	期待容量の増加分[kW]	「期待容量の増加有無」で「有」を選択した場合は、容量市場システムの「期待容量情報詳細画

No.	項目	留意点
		面」の「期待容量」と「変更後期待容量」の値の差分を入力
A⑭	メインオークション	対象実需給年度のメインオークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
A⑮	メインオークション応札容量 [kW]	対象実需給年度のメインオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、メインオークションへの応札容量を入力
A⑯	調達オークション	対象実需給年度の調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 調達オークションが未開催の場合は選択不要
A⑰	調達オークション応札容量 [kW]	対象実需給年度の調達オークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、調達オークションへの応札容量を入力
A⑱	リリースオークション	対象実需給年度のリリースオークションが開催済の場合、リリースオークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 リリースオークションが未開催の場合は選択不要
A⑲	リリースオークション応札容量 [kW]	対象実需給年度のリリースオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、リリースオークションへの応札容量を入力
A⑳	市場退出有無	元差替元電源に該当する場合は、当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、差替元電源として電源等差替を行った容量がある場合、または部分的に市場退出（部分退出）した容量がある場合は「有」を選択、無い場合は「無」を選択 元差替元電源に該当しない場合、または部分的に市場退出（部分退出）した容量がない場合は選択不要
A㉑	退出容量 [kW]	元差替元電源に該当する場合、または部分的に市場退出（部分退出）した容量がある場合は、当

No.	項目	留意点
		<p>初に締結した際の容量確保契約容量のうち、差替元電源として電源等差替を行った容量、または市場退出（部分退出）を行った容量を入力</p> <p>元差替元電源に該当しない場合、または部分的に市場退出（部分退出）した容量がない場合は入力不要</p> <p>なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替を実施できません。</p>
A⑳	容量確保契約容量[kW]	容量確保契約容量を入力
A㉑	【差替元電源等情報】 事業者名	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要
A㉒	【差替元電源等情報】 電源等の名称	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要
A㉓	【差替元電源等情報】 電源等識別番号	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要

No.	項目	留意点
(B) シート名：入力欄（差替情報）※安定電源（純揚水・蓄電池除く）の場合		
B①	設備容量[kW]	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」の「詳細情報一覧」に表示される設備容量を入力
B②	各月の供給力の最大値[kW]	<p>差替可能な「各月の供給力の最大値」を月別に入力</p> <p>（「設備容量」以下の整数値を入力）</p>
B③	差替可能容量（各月）[kW]	<p>差替可能な容量を月別に入力</p> <p>（「各月の供給力の最大値」以下の値を入力。小数の場合は小数点以下を四捨五入した値となります）</p>
B④	差替可能容量（年間）[kW]	<p>入力不要(自動計算)</p> <p>月ごとに小数点以下を四捨五入した差替可能容量（各月）の数値を平均し、小数点以下を四捨五入</p>
B⑤	【差替先として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
B⑥	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(C) シート名：入力欄（差替情報）※安定電源（純揚水・蓄電池）の場合		
C①	設備容量[kW]	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」の「詳細情報一覧」に表示される設備容量を入力
C②	各月の送電可能電力[kW]	差替可能な「各月の放電可能電力」を月別に入力（「設備容量」以下の整数値を入力）
C③	各月の管理容量[kW]	差替可能な各月の管理容量を月別に入力（「各月の送電可能電力」以下の整数値を入力）
C④	各月の運転継続時間[h]	差替可能な各月の運転継続時間を整数値で入力
C⑤	各月の上池容量[kWh]	入力不要(自動計算)
C⑥	各月の調整係数[%]	入力不要(自動計算)
C⑦	差替可能容量（各月）[kW]	入力不要(自動計算)
C⑧	差替可能容量（年間）[kW]	入力不要(自動計算)
C⑨	【差替先として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。
C⑩	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(D) シート名：入力欄（差替情報）※変動電源の場合		
D①	太陽光-設備容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(太陽光)」の「設備容量」を入力 「入力シート(太陽光)」の「設備容量」に入力が無い場合は入力不要
D②	太陽光-送電可能電力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(太陽光)」の「送電可能電力」を入力 （「設備容量」以下の整数値を入力）
D③	太陽光-提供できる各月の送電可能電力[kW]	太陽光で差替可能な送電可能電力を月別に入力 （「送電可能電力」以下の整数値を入力）

No.	項目	留意点
D④	太陽光-差替可能容量 (各月)	入力不要(自動計算)
D⑤	太陽光-差替可能容量 (年間)	入力不要(自動計算)
D⑥	風力-設備容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(風力)」の「設備容量」を入力 「入力シート(風力)」の「設備容量」に入力が無い場合は入力不要
D⑦	風力-送電可能電力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(風力)」の「送電可能電力」を入力 (「設備容量」以下の整数値を入力)
D⑧	風力-提供できる各月の送電可能電力[kW]	風力で差替可能な送電可能電力を月別に入力 (「送電可能電力」以下の整数値を入力)
D⑨	風力-差替可能容量 (各月)	入力不要(自動計算)
D⑩	風力-差替可能容量 (年間)	入力不要(自動計算)
D⑪	一般(自流式)-設備容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(水力)」の「設備容量」を入力 「入力シート(水力)」の「設備容量」に入力が無い場合は入力不要
D⑫	一般(自流式)-送電可能電力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(水力)」の「送電可能電力」を入力 (「設備容量」以下の整数値を入力)
D⑬	一般(自流式)-提供できる各月の送電可能電力[kW]	水力で差替可能な送電可能電力を月別に入力 (「送電可能電力」以下の整数値を入力)
D⑭	一般(自流式)-差替可能容量 (各月)	入力不要(自動計算)
D⑮	一般(自流式)-差替可能容量 (年間)	入力不要(自動計算)
D⑯	提供する各月の送電可能電力	入力不要(自動計算)
D⑰	合計-差替可能容量 (各月)	入力不要(自動計算)
D⑱	合計-差替可能容量 (年間)	入力不要(自動計算)
D⑲	【差替先として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄 (差替情報) ※ 共通項目」の箇所をご確認ください。
D⑳	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G) シート名：入力欄 (差替情報) ※ 共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(E) シート名：入力欄（差替情報）※発動指令電源の場合		
E①	差替可能容量（年間）[kW]	差替可能な容量を入力
E②	差替可能容量（各月）[kW]	入力不要（自動計算）
E③	【差替先として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。
E④	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目		
【差替先として差替契約した差替容量】		
<ul style="list-style-type: none"> 過去に差替先電源として電源等差替を実施している場合のみ入力 複数の電源等と電源等差替を実施している場合は、当該電源等差替に関して全て入力 		
F①	差替元事業者名	差替元電源の事業者名を入力
F②	差替元電源等の名称	差替元電源の電源等の名称を入力
F③	差替済容量（各月）	差替済の差替容量を月別に入力
F④	差替済容量（年間）	差替済の差替容量（年間）を入力

No.	項目	留意点
(G) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目		
【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】		
G①	差替期間	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要
G②	差替元事業者名	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要
G③	差替元電源等の名称	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要
G④	差替元電源等の電源等区分	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要 ※安定電源（純揚水・蓄電池）の場合のみ
G⑤	差替容量（各月）	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要
G⑥	差替容量（年間）	差替掲示板情報の登録申込時は入力不要

No.	項目	留意点
(H) シート名：提出用（算定諸元一覧（差替先））		
—	全項目	入力不要

No.	項目	留意点
		(シート名：入力欄 (基本情報)、入力欄 (差替情報) の入力内容に基づき、自動で入力されます)

※表中では入力や選択と記載がありますが、フォーマット上、更新できない部分もあります。もともとの入力内容が登録したい内容と異なる場合は、使用しているフォーマットの選択に誤りがないかご確認ください。

差替容量等算定諸元一覧の提出

作成した差替容量等算定諸元一覧を容量市場システムに提出していただきます。なお、提出にあたっては仮申込後に本申込を行う必要があります。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

「電源等情報一覧」に登録済の電源等情報が表示されるので、差替容量等算定諸元一覧を提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックすると、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「提出書類 (追加)」欄の「ファイル選択」をクリックして差替容量等算定諸元一覧をアップロードします。また、「変更理由」欄には「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記載した上で提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名を記入してください。記入後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします (図 2-4、表 2-3 参照)。なお、この段階では仮申込の状態であり、差替容量等算定諸元一覧の提出は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の電源等区分を選択後、差替容量等算定諸元一覧を提出したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンを

クリックします。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。申込完了後、『2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力』へ進んでください。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は差替容量等算定諸元一覧の項目が、正しく入力されているかを審査します。審査後には審査合格または不合格を、別途メールにて通知いたします。

不合格の通知を受けた事業者は速やかに差替容量等算定諸元一覧の記載内容を修正のうえ、差替容量等算定諸元一覧を再提出してください。

図 2-4 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「差替容量等算定諸元一覧の提出」と記入 提出する差替容量等算定諸元一覧のファイル名を記入

2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力

容量市場システムに差替掲示板へ掲載する電源等を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックし、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「電源等識別番号」リンクが「電源等情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」へ進みます。

「電源等情報詳細画面」で「差替先登録申込」ボタンをクリックすると、「差替掲示板情報登録申込画面」へ進みます。

次に、「差替掲示板情報登録申込画面」で差替掲示板への掲載に係る情報を入力・選択します（図 2-5、表 2-4 参照）。

差替掲示板に差替先差替可能容量（掲載は任意）を掲載することも可能です。掲載を希望する場合は、差替容量等算定諸元一覧で算出した差替先差替可能容量を記載した Excel ファイルを作成します。「差替掲示板情報登録申込画面」で「ファイル選択」ボタンをクリックし、ファイルをアップロードすることでファイルを掲載できます。なお、差替容量等算定諸元一覧を差替掲示板に公開しても差し支えない事業者は、差替容量等算定諸元一覧をアップロードすることも可能です。

「差替掲示板情報登録申込画面」で登録項目を入力・選択し、必要に応じてファイルを添付した後、「実行」ボタンをクリックします。

容量市場システム	
差替掲示板情報登録申込画面	
TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 差替掲示板情報登録申込画面	
①	事業者コード 7Y01
②	参加登録申請者名 事業者A
③	容量を提供する電源等の区分 安定電源
④	実需給年度 2034
⑤	電源等識別番号 0000001631
⑥	電源等の名称 事業者A000_安定2
⑦	エリア名の掲載可否 * エリア名の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
⑧	エリア名 東京
⑨	電源種別の区分の掲載可否 * 電源種別の区分の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
⑩	電源種別の区分 電源種別の区分を指定してください。 02:火力
⑪	発電方式の区分の掲載可否 * 発電方式の区分の掲載可否を指定してください。 <input type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
⑫	発電方式の区分 発電方式の区分を指定してください。 024:石油
⑬	掲示期限 * yyyy/mm/dd形式で入力してください。
担当者の連絡先	
⑭	担当者名 * 全角または半角文字で入力してください。 トクダ 知
⑮	電話番号 * 半角数字で入力してください。 03 - 1234 - 1234
⑯	メールアドレス * 正しいメールアドレスを入力してください。
⑰	住所 * 全角または半角文字で入力してください。
⑱	所属部署 * 全角または半角文字で入力してください。
⑲	補足事項 全角または半角文字で入力してください。

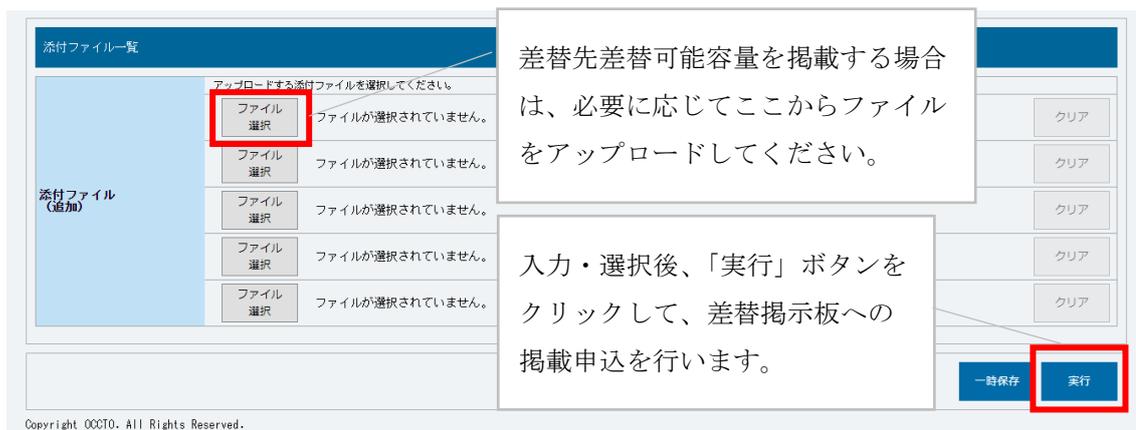


図 2-5 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ

表 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	入力不要（ログインユーザの情報が自動設定されます） ※本項目は、他事業者へは表示されません。
②	参加登録申請者名	入力不要（ログインユーザの情報が自動設定されます）
③	容量を提供する電源等の区分	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
④	実需給年度	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
⑤	電源等識別番号	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます） ※本項目は、他事業者へは表示されません。
⑥	電源等の名称	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます） ※本項目は、他事業者へは表示されません。
⑦	エリア名の掲載可否	差替掲示板にエリア名の掲載を希望する場合は「可」を選択し、掲載を希望しない場合は「否」を選択
⑧	エリア名	入力不要（電源等情報の情報が自動設定されます）
⑨	電源種別の区分の掲載可否	差替掲示板に電源種別の区分の掲載を希望する場合は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選択
⑩	電源種別の区分	以下の中から電源種別の区分を指定 水力、火力、原子力、再生可能エネルギー、その他
⑪	発電方式の区分の掲載可否	差替掲示板に発電方式の区分の掲載を希望する場合は「可」を選択、掲載を希望しない場合は「否」を選択
⑫	発電方式の区分	以下の中から発電方式の区分を指定 <ul style="list-style-type: none"> ・電源種別の区分で「水力」を指定した場合 一般（貯水式）、一般（自流式）、揚水（混合揚水）、揚水（純揚水） ・電源種別の区分で「火力」を指定した場合 石炭、LNG（GTCC）、LNG（その他）、石油、LPG、その他ガス、瀝青混合物、その他 ・電源種別の区分で「原子力」を指定した場合 定格電気出力、定格熱出力 ・電源種別の区分で「再生可能エネルギー」を指定した場合

No.	項目	留意点
		<p>風力、太陽光（全量）、太陽光（余剰）、地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物</p> <p>・電源種別の区分で「その他」を指定した場合、以下から指定 蓄電池、その他</p>
⑬	掲示期限	<p>掲示期限を入力。なお、掲載の登録申込を行う月の翌月末以降を指定する必要があります。</p> <p>例) 2028年4月に掲載の登録申込を行い、2028年6月30日まで掲載を希望する場合 →2028/06/30をカレンダーから指定</p> <p>※差替掲示板には1か月以上掲載を継続するため、2028年4月の日付などは指定できません。</p>
⑭	担当者名	ご担当者または係（差替係など）の情報を入力
⑮	電話番号	
⑯	メールアドレス	
⑰	住所	
⑱	所属部署	
⑲	補足事項	<p>差替容量等算定諸元一覧のファイル名を入力 ※本項目は、他事業者へは表示されません。</p>

2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

本項では、差替掲示板情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-6 参照）。

2.1.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

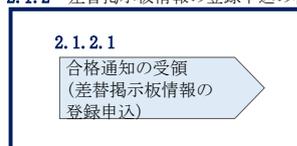


図 2-6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

2.1.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替掲示板へ情報が掲載されます。掲載が認められる事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

なお、掲載開始時期は本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が開始されます。また、掲載期限で指定した期日を迎えると、自動的に掲載が削除されます。

2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、差替掲示板情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-7 参照）。

2.1.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

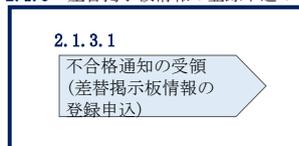


図 2-7 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

2.1.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の登録申込）

差替掲示板への掲載申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で実需給年度および掲載が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 2-8 参照）。

差替掲示板への掲載を希望する場合、『2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力』を参照し、再度申込を行ってください。

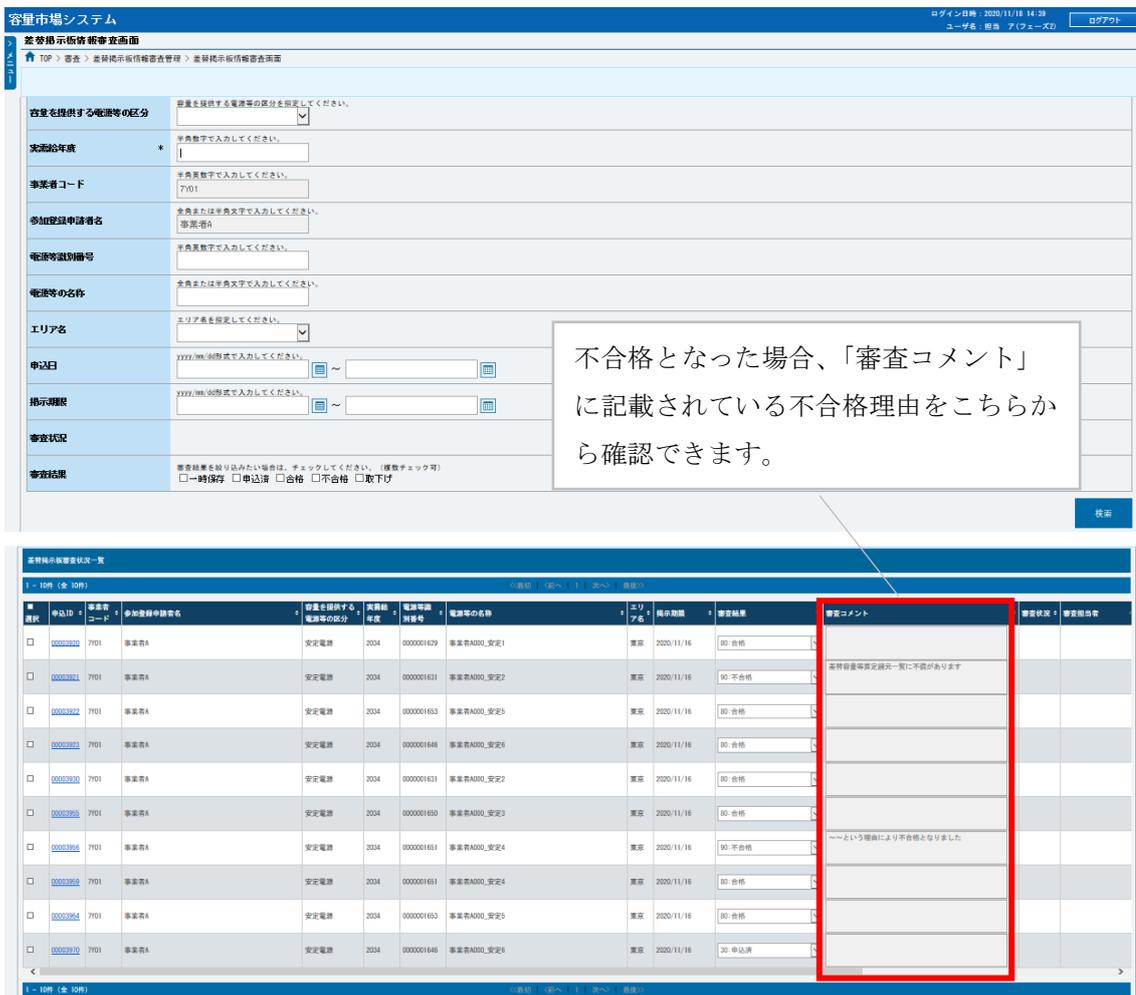


図 2-8 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ

2.2 差替掲示板情報の変更手続き

本節では差替掲示板への掲載を変更する手続きについて以下の流れで説明します（図 2-9 参照）。差替掲示板の掲載内容を変更したい場合は、一旦、差替掲示板への掲載を取り消した上で、再度、登録手続きを行う必要があります。

なお、差替掲示板に掲載される事業者情報および電源等情報に係る項目は事業者自ら事業者情報の変更手続きおよび電源等情報の変更手続きを行った上で、差替掲示板情報の変更手続きを行う必要があります（表 2-5 参照）。

- 2.2.1 差替掲示板情報の取消申込
- 2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）
- 2.2.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）
- 2.2.4 差替掲示板情報の登録申込
- 2.2.5 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）
- 2.2.6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

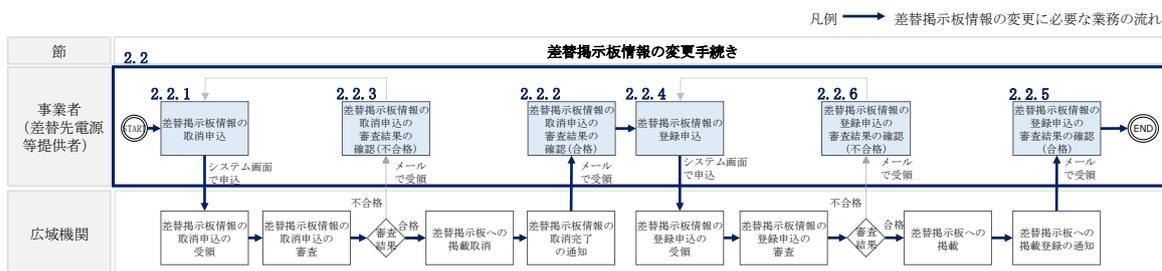


図 2-9 差替掲示板の掲載変更手続きの詳細構成

表 2-5 差替掲示板の掲載項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	— ※変更不可
②	参加登録申請者名	変更が必要な場合には、事業者情報の変更を行います。 ※事業者情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）」をご参照ください。
③	容量を提供する電源等の区分	— ※変更不可
④	実需給年度	
⑤	電源等識別番号	

No.	項目	留意点
⑥	電源等の名称	変更が必要な場合には、電源等情報（基本情報）の変更を行います。 ※電源等情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）」をご参照ください。
⑦	エリア名の掲載可否	差替掲示板情報の変更を行います。 『2.2.1 差替掲示板情報の取消申込』をご参照ください。
⑧	エリア名	変更が必要な場合には、電源等情報（基本情報）の変更を行います。 ※電源等情報の変更手続きについては、「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）」をご参照ください。
⑨	電源種別の区分の掲載可否	差替掲示板情報の変更を行います。 『2.2.1 差替掲示板情報の取消申込』をご参照ください。
⑩	電源種別の区分	
⑪	発電方式の区分の掲載可否	
⑫	発電方式の区分	
⑬	掲載期限	
⑭	担当者名	
⑮	電話番号	
⑯	メールアドレス	
⑰	住所	
⑱	所属部署	
⑲	補足事項	

注：差替掲示板の運用について

差替掲示板に掲載されている差替先差替可能容量などの情報は、既に他の差替元電源等提供者との差替契約が成立しているなどの場合、閲覧する差替元電源等提供者に最新の情報を提供する観点から、掲載開始から1か月以上経過していれば、一旦取消してから、再度掲載の申込を行い、できる限り掲載中の情報が最新の情報になるようにしてください。

2.2.1 差替掲示板情報の取消申込

『2.3.1 差替掲示板情報の取消申込』を参照してください。

2.2.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

『2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

2.2.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

『2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

2.2.4 差替掲示板情報の登録申込

『2.1.1 差替掲示板情報の登録申込』を参照してください。

2.2.5 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

『2.1.2 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

2.2.6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

『2.1.3 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

2.3 差替掲示板情報の取消手続き

本節では、差替掲示板情報を取り消す手続きについて説明します（図 2-10 参照）。

2.3.1 差替掲示板情報の取消申込

2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

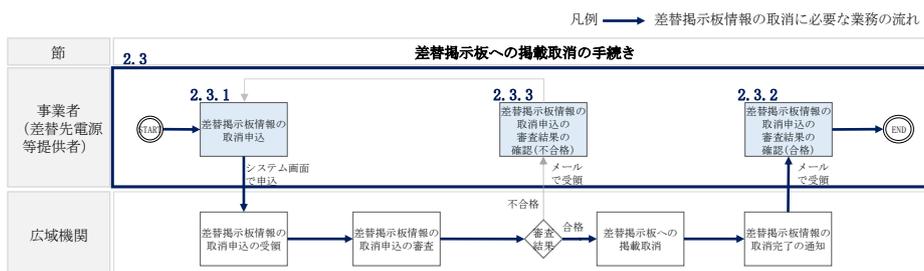


図 2-10 差替掲示板への掲載取消手続きの詳細構成

2.3.1 差替掲示板情報の取消申込

本項では、差替掲示板情報の取消申込について説明します（図 2-11 参照）。

2.3.1.1 差替掲示板情報の取消申込の入力

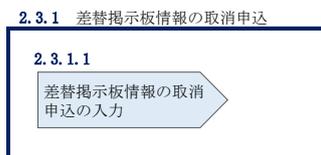


図 2-11 差替掲示板情報の取消申込

2.3.1.1 差替掲示板情報の取消申込の入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「差替掲示板」リンクをクリックし、「差替掲示板画面」へ進みます。次に「差替掲示板画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「差替掲示板番号」リンクが「差替掲示板情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます（図 2-12 参照）。

「差替掲示板情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「差替掲示板情報取消申込画面」へ進みます（図 2-13 参照）。

次に、「差替掲示板情報取消申込画面」で、「取消理由欄」に取消理由を記入し「実行」ボタンをクリックします（図 2-14、表 2-6 参照）。

注：差替掲示板の掲載期間について

掲載中の情報は、差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せません。

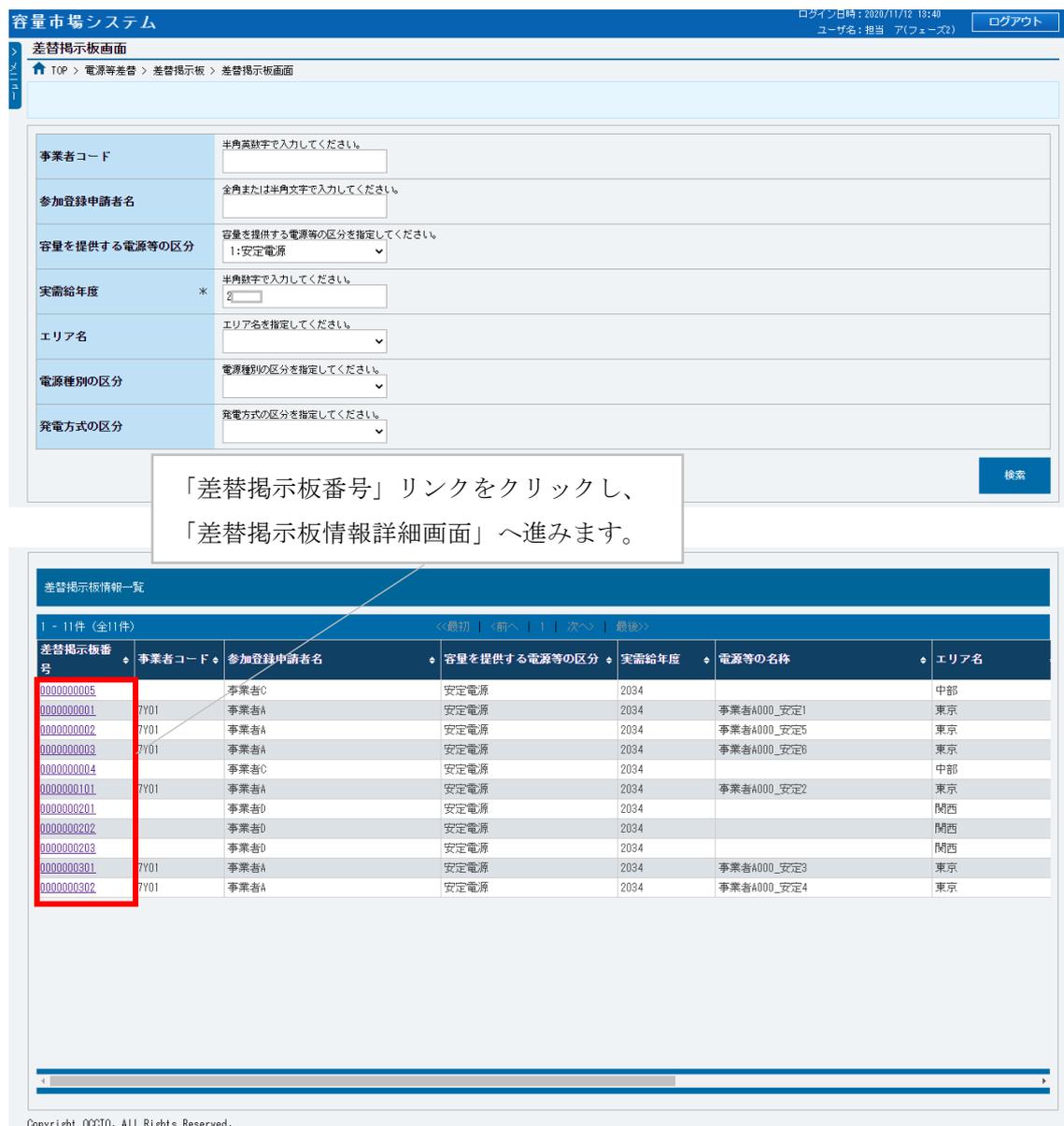


図 2-12 「差替掲示板画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 18:40
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

差替掲示板情報詳細画面
 TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面 > 差替掲示板情報詳細画面

差替掲示板番号	0000000003
事業者コード	7Y01
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2034
電源等識別番号	0000001646
電源等の名称	事業者A000_安定B
エリア名	東京
電源種類の区分	火力
発電方式の区分	石油
掲示期限	2020/11/16

担当者の連絡先	
担当者名	トクモウ 知
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	
住所	
所属部署	総務部
補足事項	XXXX

添付ファイル一覧

No.	添付ファイル名
1	差替容量_事業者A_2034_000000xxxx.xlsx

「取消」をクリックし、「差替掲示板情報取消申込画面」へ進みます。

取消
電源等
差替申込

Copyright ©OCTO. All Rights Reserved.

図 2-13 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 13:40
ユーザー名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

差替掲示板情報取消申込画面
TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面 > 差替掲示板情報取消申込画面

差替掲示板番号	000000003
事業者コード	7Y01
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2034
電源等識別番号	0000001646
電源等の名称	事業者A000_安定6
エリア名の掲載可否	可
エリア名	東京
電源種別の区分の掲載可否	可
電源種別の区分	火力
発電方式の区分の掲載可否	可
発電方式の区分	石油
掲示期限	2020/11/16

担当者の連絡先

担当者名	トクダ? 知?
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
所属部署	総務部
補足事項	XXXX

① 取消理由 * 全角または半角文字で入力してください。
取消理由XXXXXX

添付ファイル一覧

アップロードする添付ファイルを選択してください

添付ファイル (追加)	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル 選択	ファイルが選択されていません。	クリア

登録済添付ファイル一覧

No.	添付ファイル名
1	差替容量_事業者A_2034_000000xxxx.xlsx

実行

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 2-14 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ

表 2-6 「差替掲示板情報取消申込画面」での取消理由の記入例

No.	項目	記入例
①	取消理由欄	<p>具体的な取消内容を記入</p> <p>記入例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差替先差替可能容量が変更されたため、掲載情報の取消を申請します。 ・差替元電源等が見つかったため、掲載情報の取消を申請します。 ・掲載から1か月以上経過したものの、差替相手が見つからないため、掲載情報の取消を申請します。

2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

本項では、差替掲示板情報の取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-15 参照）。

2.3.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

2.3.2 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

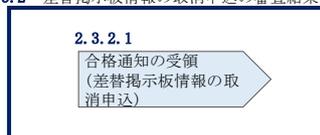


図 2-15 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）

2.3.2.1 合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替掲示板から情報が取り消されます。情報の取消が認められる事業者へは、合格通知がメールで送付されます。

なお、掲載の取消が反映される時期は、本機関が審査を合格とした後、直ちに掲載が削除されます。

2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、差替掲示板情報の掲載取消申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 2-16 参照）。

2.3.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

2.3.3 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

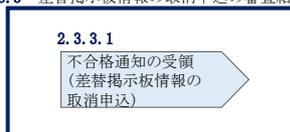


図 2-16 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）

2.3.3.1 不合格通知の受領（差替掲示板情報の取消申込）

差替掲示板から掲載中の情報を取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があった事業者へは、不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「差替掲示板情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「差替掲示板情報審査管理」リンクをクリックして、「差替掲示板情報審査画面」へ進みます。

「差替掲示板情報審査画面」で掲載が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「差替掲示板審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 2-8 参照）。

差替掲示板から掲載中の情報を取り消す場合、『2.3.1 差替掲示板情報の取消申込』を参照し、再度申込を行ってください。

第3章 電源等差替

本章では、電源等差替に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 電源等差替情報の登録手続き
- 3.2 電源等差替情報の変更手続き
- 3.3 電源等差替情報の取消手続き

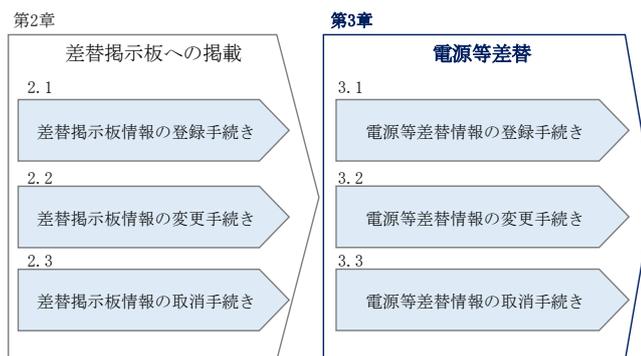


図 3-1 第3章の構成

3.1 電源等差替情報の登録手続き

本節では、電源等差替情報の登録手続きについて説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 電源等差替情報の登録申込
- 3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）
- 3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

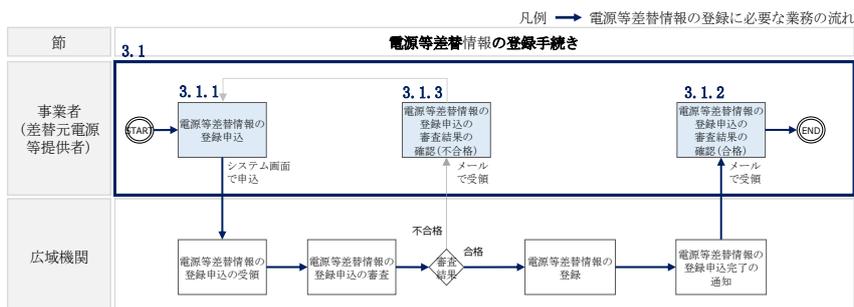


図 3-2 電源等差替情報の登録手続きの詳細構成

3.1.1 電源等差替情報の登録申込

本項では、差替先電源等の登録の申込について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 事前準備

3.1.1.2 電源等差替情報の登録申込の入力



図 3-3 電源等差替情報の登録申込

注：電源等差替の登録申込の締切について

電源等差替の登録申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月 11 日～当月 10 日までの期間に申込まれた電源等差替は、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から電源等差替が可能となります。

従って、例えば 5 月 1 日からの電源等差替を希望する事業者は、遅くとも 4 月 10 日までに登録申込を行うようにしてください。

3.1.1.1 事前準備

提出書類の準備

容量市場システムで電源等差替情報を登録するために必要な以下の書類（写しで可、ただし 4MB 以下の PDF ファイルとすること）を事前に準備願います。必要となる書類には、以下に記載のある項目が含まれている必要がありますので、ご注意ください。

- ・電源等差替に係る契約の内容が分かる書類

本機関において、電源等差替の契約内容を確認します。

必要となる提出書類

差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類
（署名・捺印していない差替契約書⁵）

書類には以下の項目について必ず記載してください。

⁵ 署名・捺印済の差替契約書は電源等差替情報の登録手続き完了後に提出していただきます

- ・ 差替元電源等提供者および差替先電源等提供者の事業者名
 - ・ 差替元電源等および差替先電源等の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名
 - ・ 差替元電源等および差替先電源等の電源等識別番号
 - ・ 差替実施期間
 - ・ 今回の差替契約に係る差替容量
- ・ 電源等差替を実施した電源等におけるペナルティ配分方法が分かる書類
- 本機関において、差替先電源等1つに対して、差替元電源等が複数存在する場合、リクワイアメント種別ごとのペナルティ配分方法が定められていることを確認します。

必要となる提出書類

差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が、電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す書類⁶

書類には以下の項目について必ず記載してください。

- ・ 以下のリクワイアメント種別ごとのペナルティ配分方法
- ①容量停止計画（日数カウント）
 - ②市場応札
 - ③一般送配電事業者からの供給指示への対応
 - ④一般送配電事業者からの発動指令への対応

①は安定電源、変動電源（単独）、変動電源（アグリゲート）が対象

②は安定電源が対象

③は安定電源が対象

④は発動指令電源が対象

- ・ 関係する全ての差替元電源等提供者および差替先電源等提供者の事業者名
 - ・ 関係する全ての差替元電源等提供者および差替先電源等の電源名の名称、小規模変動電源リスト名もしくは電源等リスト名
- ・ 電源等差替を実施する理由が分かる書類

⁶ 捺印前の合意文書で構いません。電源等差替が成立した後に署名・捺印済の書類を改めて提出いただきます。

本機関において、電源等差替を実施する理由が発電機トラブルまたは経済的な電源等差替であること確認します。

必要となる提出書類

電源等差替を実施する理由が発電機トラブルの場合
・ 電気事故速報の写し
電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合
・ 電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類

発電機トラブルとは、差替元電源等が稼働不可能となり、当該電源等で供給力を提供することが困難な場合を指します。

経済的な電源等差替とは、差替元電源等が稼働可能だが、電源等差替により経済的に供給力を提供できる場合を指します。

注1：電源等差替の実施期間についての留意点

電源等差替は月単位で行うため、必ず月初から月末までを差替実施期間としてください。例えば2028年4月～7月に電源等差替を希望する場合、差替実施期間は2028年4月1日～7月31日までとなります。

月中での差替はできないため、例えば2028年4月15日～7月15日を差替実施期間とすることは認められていません。

注2：発動指令電源の電源等差替について

発動指令電源の部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要があります。

注3：電源等差替後の差替先電源等によるリクワイアメント遵守の必要性について

電源等差替にあたっては、差替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が遵守する必要があるため、差替先電源等提供者との協議においては、事前に差替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が遵守できるのかのご確認も併せてお願い致します。

ただし、以下の場合、この限りではありません。

- ・ エリアをまたがる電源等差替の場合、リクワイアメントは差替元電源等のものを適用する。ただし、発動指令および電気の供給指示は差替先電源等のエリアの一般送配電事業者からの指令に従う。
- ・ 余力活用契約締結済の安定電源を差替えた場合、当該契約は差替先電源等へ

継承されません（差替先が安定電源（調整機能あり）の場合、差替先電源の余力活用契約の締結が必要となります）。

注4：電源等差替時の非効率石炭火力電源の稼働抑制のリクワイアメントについて
電源等差替によって非効率石炭火力電源に差替える場合、差替元電源等が非効率石炭火力電源かどうかに関わらず、差替先電源等は稼働抑制のリクワイアメントの対象となります。

非効率石炭火力電源をそれ以外の電源等に差替える場合、差替先電源等は稼働抑制のリクワイアメントの対象外となります。

注5：電源等差替時の供給力の提供について

電源等差替にあたっては、容量確保契約容量の全量を差替える場合は、差替先電源等が差替元電源等の応札容量ならびに月別アセスメント対象容量と同等の供給力を提供することが求められ、部分的に差替える場合は、差替元電源等と差替先電源等とで差替元電源等の月別アセスメント対象容量と同等の供給力を提供することが求められます。

表 3-1 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目
(差替元電源等・電源等差替への申込用)

No.	項目	留意点
(A) シート名：入力欄（基本情報）		
A①	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
A②	申請区分	「差替元電源等」を選択
A③	差替要件（差替元のみ選択）	「発電機トラブル」または「経済的な電源等差替」から選択
A④	参加登録申請者名	容量市場システムに登録した参加登録申請者名を入力
A⑤	事業者コード	容量市場システムに登録した事業者コードを入力
A⑥	容量を提供する電源等の区分	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した容量を提供する電源等の区分を入力
A⑦	発電方式の区分	容量市場システムの電源等情報（詳細情報）に登録した発電方式の区分を入力
A⑧	電源等の名称	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した電源等の名称/小規模変動電源リスト名または電源等リスト名を入力
A⑨	電源等識別番号	容量市場システムの「電源等情報一覧画面」の「電源等情報一覧」に表示される電源等識別番号を入力
A⑩	エリア名	容量市場システムの電源等情報（基本情報）に登録した容量を提供するエリア名を入力
A⑪	登録されている期待容量[kW]	容量市場システムにおける対象実需給年度の期待容量登録値を入力
A⑫	期待容量の増加有無	容量市場システムの「期待容量情報詳細画面」の「変更後期待容量」に値が登録されている場合は「有」を選択、登録されていない場合は「無」を選択
A⑬	期待容量の増加分[kW]	「期待容量の増加有無」で「有」を選択した場合は、容量市場システムの「期待容量情報詳細画面」の「期待容量」と「変更後期待容量」の値の差分を入力

No.	項目	留意点
A⑭	メインオークション	対象実需給年度のメインオークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択
A⑮	メインオークション応札容量 [kW]	対象実需給年度のメインオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、メインオークションへの応札容量を入力
A⑯	調達オークション	対象実需給年度の調達オークションが開催済の場合、調達オークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 調達オークションが未開催の場合は選択不要
A⑰	調達オークション応札容量 [kW]	対象実需給年度の調達オークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、調達オークションへの応札容量を入力
A⑱	リリースオークション	対象実需給年度のリリースオークションが開催済の場合、リリースオークションでのステイタスを「落札」、「非落札」、「非応札」から選択 リリースオークションが未開催の場合は選択不要
A⑲	リリースオークション応札容量 [kW]	対象実需給年度のリリースオークションで「落札」または「非落札」を選択した場合、リリースオークションへの応札容量を入力
A⑳	市場退出有無	差替元電源として電源等差替を行った容量がある場合、または部分的に市場退出（部分退出）した容量がある場合は「有」を選択、無い場合は「無」を選択
A㉑	退出容量 [kW]	当初に締結した際の容量確保契約容量のうち、差替元電源として電源等差替を行った容量、および部分的に市場退出（部分退出）した容量の合計値を入力 なお、全量を市場退出している場合は、電源等差替を実施できません。
A㉒	容量確保契約容量 [kW]	容量確保契約容量を入力
A㉓	【差替先電源等情報】事業者名	電源等差替を行う差替先の事業者名を入力

No.	項目	留意点
A⑳	【差替先電源等情報】電源等の名称	電源等差替を行う差替先の電源等の名称を入力
A㉑	【差替先電源等情報】電源等識別番号	電源等差替を行う差替先の電源等の電源等識別番号を入力

No.	項目	留意点
(B) シート名：入力欄（差替情報）※安定電源（純揚水・蓄電池除く）の場合		
B①	設備容量[kW]	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」の「詳細情報一覧」に表示される設備容量を入力
B②	各月の供給力の最大値[kW]	「各月の供給力の最大値」を月別に入力（「設備容量」以下の整数値を入力）
B③	差替可能容量（各月）	差替可能な容量を月別に入力（「各月の供給力の最大値」以下の値を入力。小数の場合は小数点以下を四捨五入した値となります）
B④	差替可能容量（年間）	入力不要（自動計算） 月ごとに小数点以下を四捨五入した差替可能容量（各月）の数値を平均し、小数点以下を四捨五入
B⑤	【差替元として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。
B⑥	【今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(C) シート名：入力欄（差替情報）※安定電源（純揚水・蓄電池）の場合		
C①	設備容量[kW]	容量市場システムの「電源等情報詳細画面」の「詳細情報一覧」に表示される設備容量を入力
C②	各月の送電可能電力[kW]	差替可能な「各月の放電可能電力」を月別に入力（「設備容量」以下の整数値を入力）
C③	各月の管理容量[kW]	差替可能な各月の管理容量を月別に入力（「各月の送電可能電力」以下の整数値を入力）
C④	各月の運転継続時間[h]	差替可能な各月の運転継続時間を整数値で入力

No.	項目	留意点
C⑤	各月の上池容量[kWh]	入力不要(自動計算)
C⑥	各月の調整係数[%]	入力不要(自動計算)
C⑦	差替可能容量(各月)[kW]	入力不要(自動計算)
C⑧	差替可能容量(年間)[kW]	入力不要(自動計算)
C⑨	【差替元として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F)シート名:入力欄(差替情報)※共通項目」の箇所をご確認ください。
C⑩	【今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G)シート名:入力欄(差替情報)※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(D) シート名:入力欄(差替情報)※変動電源の場合		
D①	太陽光-設備容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(太陽光)」の「設備容量」を入力 「入力シート(太陽光)」の「設備容量」に入力が無い場合は入力不要
D②	太陽光-送電可能電力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(太陽光)」の「送電可能電力」を入力 (「設備容量」以下の整数値を入力)
D③	太陽光-送電可能電力(各月)[kW]	入力不要(自動計算)
D④	太陽光-各月の供給力の最大値[kW]	入力不要(自動計算)
D⑤	太陽光-期待容量[kW]	入力不要(自動計算)
D⑥	太陽光-差替可能容量(各月)[kW]	入力不要(自動計算)
D⑦	太陽光-差替可能容量(年間)[kW]	太陽光で差替可能な容量を入力 (太陽光の「期待容量」以下の整数値を入力)
D⑧	風力-設備容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(風力)」の「設備容量」を入力 「入力シート(風力)」の「設備容量」に入力が無い場合は入力不要
D⑨	風力-送電可能電力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(風力)」の「送電可能電力」を入力 (「設備容量」以下の整数値を入力)
D⑩	風力-送電可能電力(各月)[kW]	入力不要(自動計算)

No.	項目	留意点
D⑪	風力-各月の供給力の最大値[kW]	入力不要(自動計算)
D⑫	風力-期待容量[kW]	入力不要(自動計算)
D⑬	風力-差替可能容量(各月)[kW]	入力不要(自動計算)
D⑭	風力-差替可能容量(年間)[kW]	風力で差替可能な容量を入力 (風力の「期待容量」以下の整数値を入力)
D⑮	一般(自流式)-設備容量[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(水力)」の「設備容量」を入力 「入力シート(水力)」の「設備容量」に入力が無い場合は入力不要
D⑯	一般(自流式)-送電可能電力[kW]	期待容量等算定諸元一覧の「入力シート(水力)」の「送電可能電力」を入力 (「設備容量」以下の整数値を入力)
D⑰	一般(自流式)-送電可能電力(各月)[kW]	入力不要(自動計算)
D⑱	一般(自流式)-各月の供給力の最大値[kW]	入力不要(自動計算)
D⑲	一般(自流式)-期待容量[kW]	入力不要(自動計算)
D⑳	一般(自流式)-差替可能容量(各月)[kW]	入力不要(自動計算)
D㉑	一般(自流式)-差替可能容量(年間)[kW]	水力で差替可能な容量を入力 (水力の「期待容量」以下の整数値を入力)
D㉒	【差替元として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F)シート名:入力欄(差替情報)※共通項目」の箇所をご確認ください。
D㉓	【今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G)シート名:入力欄(差替情報)※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(E)シート名:入力欄(差替情報)※発動指令電源の場合		
E①	差替可能容量(年間)[kW]	差替可能な容量を入力
E②	差替可能容量(各月)[kW]	入力不要(自動計算)
E③	【差替元として差替契約した差替容量】欄	本表の「(F)シート名:入力欄(差替情報)※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
E④	【今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(G) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目		
【差替元として差替契約した差替容量】		
<ul style="list-style-type: none"> ・過去に差替元電源として電源等差替を実施している場合のみ入力 ・複数の電源等と電源等差替を実施している場合は、当該電源等差替に関して全て入力 		
F①	差替先事業者名	差替先電源の事業者名を入力
F②	差替先電源等の名称	差替先電源の電源等の名称を入力
F③	差替先エリア名	差替先電源のエリア名を入力
F④	差替済容量（各月）[kW]	差替済の差替容量を月別に入力
F⑤	差替済容量（年間）[kW]	差替済の差替容量（年間）を入力

No.	項目	留意点
(G) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目		
【今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量】		
G①	差替期間	今回の電源等差替で差替を行う期間を入力 (入力例：2028年4月～2029年3月)
G②	差替先事業者名	入力不要 (シート名：入力欄（基本情報）の入力内容に基づき、自動で入力されます)
G③	差替先電源等の名称	入力不要 (シート名：入力欄（基本情報）の入力内容に基づき、自動で入力されます)
G④	差替容量（各月）[kW]	入力不要(自動計算)
G⑤	差替容量（年間）[kW]	今回の電源等差替で差替を行う容量を入力 【差替元電源の差替可能容量】欄の「差替可能容量（年間）」以下の整数値を入力

No.	項目	留意点
(H) シート名：提出用（算定諸元一覧（差替元））		
—	全項目	入力不要

No.	項目	留意点
		(シート名：入力欄（基本情報）、入力欄（差替情報）の入力内容に基づき、自動で入力されます)

※表中では入力や選択と記載がありますが、フォーマット上、更新できない部分もあります。もとの入力内容が登録したい内容と異なる場合は、使用しているフォーマットの選択に誤りがないかご確認ください。

表 3-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目
(差替先電源等・電源等差替への申込用)

No.	項目	留意点
(A) シート名：入力欄（基本情報）		
A①	提出目的	「電源等差替への申込」を選択
A②	申請区分	「差替先電源等」を選択
A③	申請要件（差替先のみ選択）	差替掲示板への掲載時に選択済のため、選択不要
A④	参加登録申請者名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑤	事業者コード	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑥	容量を提供する電源等の区分	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑦	発電方式の区分	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑧	電源等の名称	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑨	電源等識別番号	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑩	エリア名	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑪	登録されている期待容量[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑫	期待容量の増加有無	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑬	期待容量の増加分[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑭	メインオークション	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑮	メインオークション応札容量[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑯	調達オークション	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑰	調達オークション応札容量[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）

No.	項目	留意点
A⑱	リリースオークション	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑲	リリースオークション応札容量 [kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A⑳	市場退出有無	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A㉑	退出容量 [kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A㉒	容量確保契約容量 [kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
A㉓	【差替元電源等情報】事業者名	電源等差替を行う差替元の事業者名を入力
A㉔	【差替元電源等情報】電源等の名称	電源等差替を行う差替元の電源等の名称を入力
A㉕	【差替元電源等情報】電源等識別番号	電源等差替を行う差替元の電源等の電源等識別番号を入力

No.	項目	留意点
(B) シート名：入力欄（差替情報）※安定電源（純揚水・蓄電池除く）の場合		
B①	設備容量 [kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
B②	各月の供給力の最大値 [kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
B③	差替可能容量（各月） [kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
B④	差替可能容量（年間） [kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
B⑤	【差替先として差替契約した差替容量】欄	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
B⑥	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(C) シート名：入力欄（差替情報）※安定電源（純揚水・蓄電池）の場合		

No.	項目	留意点
C①	設備容量[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C②	各月の送電可能電力[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C③	各月の管理容量[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C④	各月の運転継続時間[h]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C⑤	各月の上池容量[kWh]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C⑥	各月の調整係数[%]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C⑦	差替可能容量（各月）[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C⑧	差替可能容量（年間）[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C⑨	【差替先として差替契約した差替容量】欄	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
C⑩	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(D) シート名：入力欄（差替情報）※変動電源の場合		
D①	太陽光-設備容量[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
D②	太陽光-送電可能電力[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
D③	太陽光-送電可能電力(各月)[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
D④	太陽光-各月の供給力の最大値[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
D⑤	太陽光-期待容量[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）

No.	項目	留意点
D⑥	太陽光-差替可能容量(各月) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑦	太陽光-差替可能容量(年間) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑧	風力-設備容量 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑨	風力-送電可能電力 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑩	風力-送電可能電力 (各月) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑪	風力-各月の供給力の最大値 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑫	風力-期待容量 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑬	風力-差替可能容量 (各月) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑭	風力-差替可能容量 (年間) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑮	一般(自流式)-設備容量 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑯	一般(自流式)-送電可能電力 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑰	一般(自流式)-送電可能電力(各月) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑱	一般(自流式)-各月の供給力の最大値 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑲	一般(自流式)-期待容量 [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D⑳	一般(自流式)-差替可能容量(各月) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D㉑	一般(自流式)-差替可能容量(年間) [kW]	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)
D㉒	【差替先として差替契約した差替容量】欄	入力不要 (差替掲示板への掲載時に入力済のため)

No.	項目	留意点
D②③	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(E) シート名：入力欄（差替情報）※発動指令電源の場合		
E①	差替可能容量（年間）[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
E②	差替可能容量（各月）[kW]	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
E③	【差替先として差替契約した差替容量】欄	入力不要（差替掲示板への掲載時に入力済のため）
E④	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】欄	本表の「(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目」の箇所をご確認ください。

No.	項目	留意点
(F) シート名：入力欄（差替情報）※共通項目		
F①	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】差替期間	今回の電源等差替で差替を行う期間を入力 (入力例：2028年4月～2029年3月)
F②	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】差替元事業者名	入力不要 (シート名：入力欄（基本情報）の入力内容に基づき、自動で入力されます)
F③	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】差替元電源の名称	入力不要 (シート名：入力欄（基本情報）の入力内容に基づき、自動で入力されます)
F④	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】差替容量（各月）	今回の差替契約で差替える容量について、差替元の差替容量算定諸元一覧に基づき入力
F⑤	【今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量】差替容量（年間）	今回の差替契約で差替える容量について、差替元の差替容量算定諸元一覧に基づき入力

No.	項目	留意点
(G) シート名：提出用（算定諸元一覧（差替先））		
—	全項目	入力不要 （シート名：入力欄（基本情報）、入力欄（差替情報）の入力内容に基づき、自動で入力されます）

※表中では入力や選択と記載がありますが、フォーマット上、更新できない部分もあります。もとの入力内容が登録したい内容と異なる場合は、使用しているフォーマットの選択に誤りがないかご確認ください。

3.1.1.2 電源等差替情報の登録申込の入力

差替元電源等提供者は、差替掲示板から差替先電源等を検索し、電源等差替情報を容量市場システムに登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「差替掲示板」リンクをクリックし、「差替掲示板画面」へ進みます。次に「差替掲示板画面」で差替先電源等となる電源等の検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「差替掲示板番号」リンクが「差替掲示板情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます（図 3-4 参照）。

「差替掲示板情報詳細画面」で「電源等差替申込」ボタンをクリックすると、「電源等差替情報登録申込画面」へ進みます（図 3-5 参照）。

次に「電源等差替情報登録申込画面」で電源等差替を行う差替元電源等の「電源等識別番号」を入力し、「差替元追加」ボタンをクリックすると、差替元電源等情報が表示されます。この際、電源等差替を行う差替先電源等の情報と差替元電源等の情報が正しく表示されているか確認してください。

続いて、「電源等差替理由」および「電源等差替実施期間」を入力・選択した後、提出書類の準備にて準備した書類および差替元電源等と差替先電源等の差替容量等算定諸元一覧を「差替容量等算定諸元一覧」箇所の「差替容量等算定諸元一覧（追加）」欄「ファイル選択」ボタンからアップロードします（図 3-6 参照）。

※「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。

また、電源等差替を実施する理由が「発電機トラブル」の場合は電気事故速報の写し（PDF ファイルで提出）を、「経済的な電源等差替」の場合は電源等差替によって発電

コストが経済的となることを証明する書類（PDF ファイルで提出）を、「添付ファイル一覧」箇所の「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードします（図 3-6 参照）。

必要事項を入力・選択後、「実行」ボタンをクリックして、電源等差替の登録申込を行います。

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 13:40
ユーザー: 担当 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

差替掲示板画面

TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面

事業者コード	半角英数字で入力してください
参加登録申請者名	全角または半角文字で入力してください
容量を提供する電源等の区分	容量を提供する電源等の区分を指定してください。 1:安定電源
実需給年度	* 半角数字で入力してください
エリア名	エリア名を指定してください
電源種類の区分	電源種類の区分を指定してください
発電方式の区分	発電方式の区分を指定してください

[検索](#)

「差替掲示板番号」リンクをクリックし、
「差替掲示板情報詳細画面」へ進みます。

差替掲示板情報一覧

1 - 11件 (全11件) << 最初 | < 前へ | 1 | 次へ | >> 最後

差替掲示板番号	事業者コード	参加登録申請者名	容量を提供する電源等の区分	実需給年度	電源等の名称	エリア名
000000005		事業者C	安定電源	2034		中部
000000001	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定1	東京
000000002	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定5	東京
000000003	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定6	東京
000000004		事業者C	安定電源	2034		中部
000001001	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定2	東京
000002001		事業者D	安定電源	2034		関西
000002002		事業者D	安定電源	2034		関西
000002003		事業者D	安定電源	2034		関西
000003001	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定3	東京
000003002	7Y01	事業者A	安定電源	2034	事業者A000_安定4	東京

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

図 3-4 「差替掲示板画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/11 18:20
ユーザー名: 102担当 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

差替掲示板情報詳細画面
[TOP](#) > [電源等差替](#) > [差替掲示板](#) > [差替掲示板画面](#) > [差替掲示板情報詳細画面](#)

差替掲示板番号	000000101
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
実需給年度	2034
エリア名	東京
電源種類の区分	火力
発電方式の区分	石油
掲示期限	2020/11/16
担当者の連絡先	
担当者名	トクモク 知子
電話番号	03-1234-1234
メールアドレス	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
所属部署	総務部

添付ファイル一覧

No.	添付ファイル名
1	差替容量_事業者A_2034_000000xxxx_R1.xlsx

[電源等差替申込](#)

Copyright ©CCTO. All Rights Reserved.

「電源等差替申込」ボタンをクリックし、「電源等差替情報登録申込画面」へ進みます。

図 3-5 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 12:58
ユーザー名: 7V02担当 ア(フェーズ2) [ログアウト](#)

電源等差替情報登録申込画面

TOP > 電源等差替 > 差替掲示板 > 差替掲示板画面 > 差替掲示板情報詳細画面 > 電源等差替情報登録申込画面

実需給年度	2034
① 事業者コード *	半角英数字で入力してください 7V02
② 電源等識別番号 *	半角英数字で入力してください

「電源等識別番号」を入力後「差替元追加」ボタンをクリックします。

[差替元追加](#)

差替先電源等情報	
差替掲示板番号	0123456789
実需給年度	2028
事業者コード	9999
参加登録申請者名	広域機関株式会社
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等識別番号	9999999999
電源等の名称	広域機関発電所
差替元電源等情報	
実需給年度	
事業者コード	
参加登録申請者名	
容量を提供する電源等の区分	
電源等識別番号	
電源等の名称	

電源等差替情報

③ 電源等差替理由 *	全角または半角文字で入力してください 理由XXXXXXXX
④ 電源等差替実施期間 *	yyyy/mm/dd形式で入力してください [] ~ []
⑤ 補足事項	全角または半角文字で入力してください

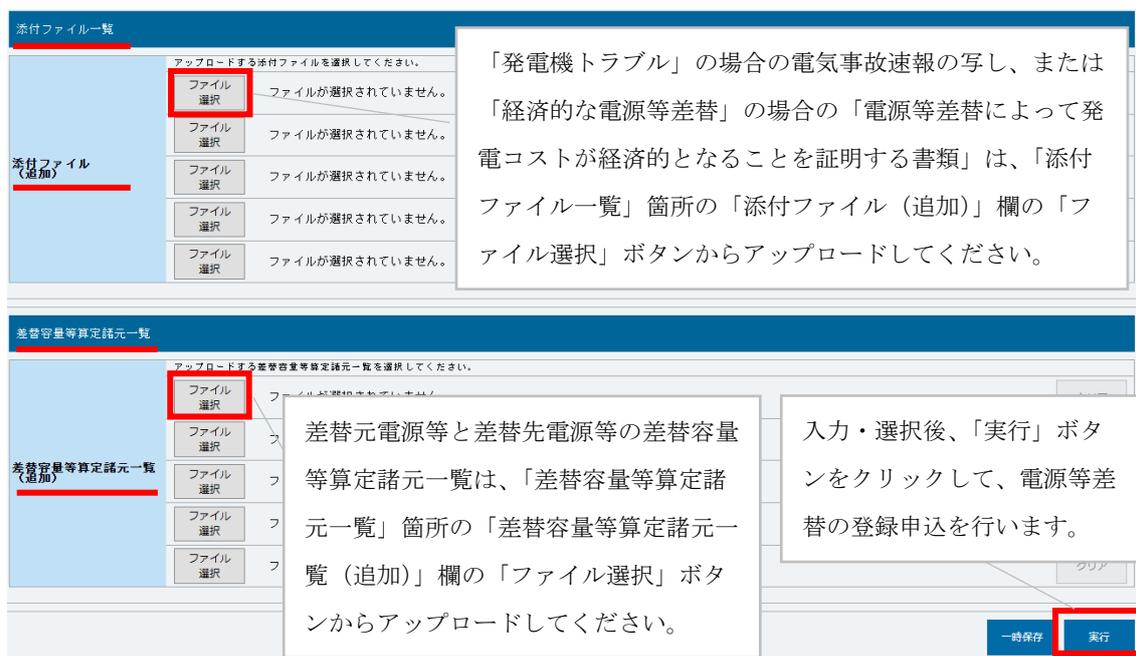


図 3-6 「電源等差替情報登録申込画面」の画面イメージ

表 3-3 「電源等差替情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧

No.	項目	留意点
①	事業者コード	入力不要
②	電源等識別番号	差替契約を締結する差替元電源等の電源等識別番号を入力
③	電源等差替理由	<p>「発電機トラブル」または「経済的な電源等差替」を入力</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源等差替を実施する理由が発電機トラブルの場合、「発電機トラブル」と入力し、電気事故速報の写し（PDF ファイルで提出）⁷も併せて提出ください。 電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合、「経済的な電源等差替」と入力し、電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類（PDF ファイルで提出）を併せて提出ください。
④	電源等差替実施期間	<p>1日～10日までの登録申込の場合、<u>翌月以降</u>の差替開始月を選択</p> <p>11日～月末までの登録申込の場合、<u>翌々月以降</u>の差替開始月を</p>

⁷ 差替元電源等提供者が産業保安監督部等および経済産業大臣に提出した「電気事故速報の写し」を提出していただきます。なお、「電気事故速報の写し」がない場合、「稼働不可能なことを証明する書類」などを代わりに提出していただきます。

No.	項目	留意点
		<p>選択</p> <p>なお、電源等差替実施期間は、差替容量等算定諸元一覧の「今回の差替に係る差替実施期間」と一致している必要があります。また、対象実需給年度内の月初から月末までになっている必要があります。</p>
⑤	補足事項	<p>補足事項があれば記入</p> <p>例)「電気事故速報の写し」がないため、代わりに「稼働不可能なことを証明する書類」を添付しました。</p>

3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

本項では、電源等差替情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-7 参照）。

3.1.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

3.1.2.2 容量確保契約書の変更



図 3-7 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

3.1.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は差替元電源等事業者に対して合格通知がメールで送付されます。

合格通知を受領後、登録申込時に申請した差替実施期間で差替契約を締結するために、差替元電源等事業者は差替先電源等提供者との契約締結に向けた手続きを開始してください。

差替契約締結後、署名・捺印済の差替契約の写しを PDF ファイルにして容量市場システムの「電源等差替情報変更申込画面」にアップロードすることにより、本機関へ差替契約の写しを提出してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「電源等差替情報管理」リンクをクリックして、「電源等差替情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、電源等差替区分で「差替元」を選択、電源等差替 ID 等を入力して「検索」ボタンをクリックします。

電源等差替情報一覧に登録済の電源等差替情報が表示されるので、差替契約書の写しを提出したい電源の「電源等差替 ID」をクリックすると、「電源等差替情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等差替情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックすると、「電源等差替情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等差替情報変更申込画面」の「捺印済差替契約書類一覧」箇所の「捺印済差替契約書類（追加）」欄の「ファイル選択」をクリックして差替契約書の写し（PDF ファイル）をアップロードします。また、「変更理由」欄には「電源等差替契約書の提出」と記入してください。記入後、内容を確認し「実行」ボタンをクリックします（図 3-8、表 3-4 参照）。申込が完了すると、その旨がメールにて送付されます。

注1：申込完了メールについて

差替契約書の写しの提出の申込完了メールには、電源等差替の登録申込を受け付けた旨が記載されています。

注2：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。
差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注3：市場支配力の行使が疑われる場合の対応について

「経済的な電源等差替」という理由で電源等差替に申し込み、審査に合格した場合であっても、市場支配力の行使が疑われる場合には、合格後に本機関から事業者に対して照会を行う可能性があります。

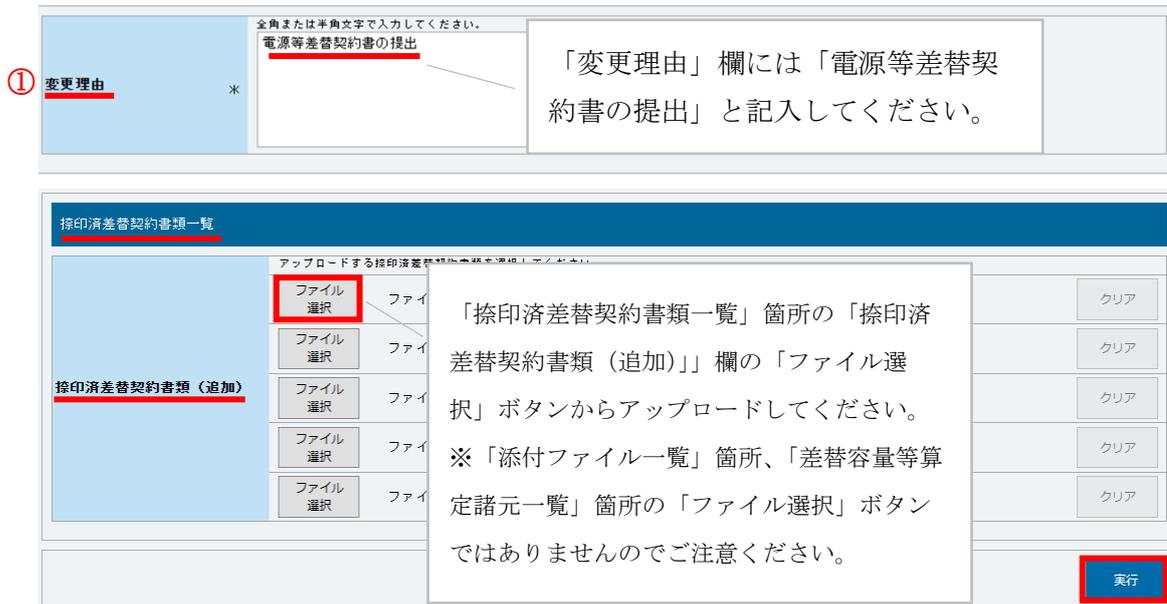


図 3-8 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-4 「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「電源等差替契約書の提出」と記入

3.1.2.2 容量確保契約書の変更

電源等差替情報の登録後、本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約書を変更する必要があります。

本機関より変更契約書の確認依頼が送付されますので、「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）」の6章2節を参照し、容量確保契約書の変更手続きを実施してください。

なお、容量確保契約書の「契約書詳細画面」の「対象契約電源等一覧」に、差替元電源等に紐づく差替先電源等の情報が表示されますので、内容を確認してください。

3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、電源等差替情報の登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-9 参照）。

3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

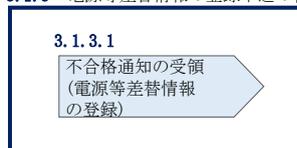


図 3-9 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

3.1.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録）

電源等差替の登録申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替元電源等事業者に対して不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「電源等差替情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等差替情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等差替情報審査画面」へ進みます。

「電源等差替情報審査画面」で電源等差替の登録申込が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「電源等差替審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください（図 3-10 参照）。

電源等差替を希望する場合、『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照し、再度申込を行ってください。

注：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。

差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

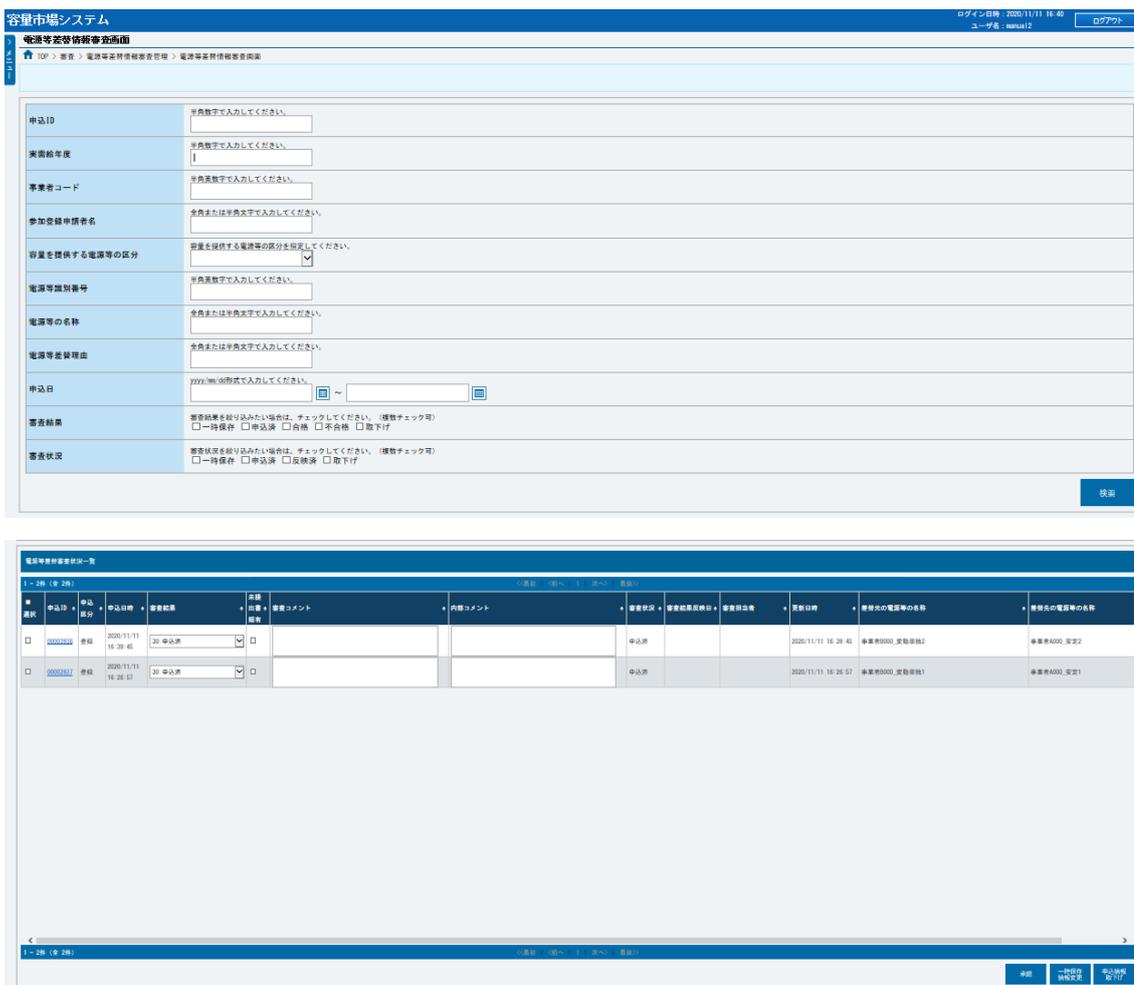


図 3-10 「電源等差替情報審査画面」の画面イメージ

3.2 電源等差替情報の変更手続き

本節では電源等差替情報の変更する手続きについて説明します（図 3-11 参照）。事業者は差替契約の変更等により、変更があった場合は、事業者自ら変更を行う必要があります。なお、電源等差替の変更手続きは、登録済みの電源等差替を取り消した上で、再度、登録します。

注：電源等差替情報の変更手続きが必要となる場合について
 以下の場合に電源等差替情報の変更手続きが必要となります。

- ・ 差替容量が変更となる場合
- ・ 差替相手が変更となる場合
- ・ 差替期間が変更となる場合

- 3.2.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込
- 3.2.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）
- 3.2.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）
- 3.2.4 電源等差替情報の登録申込
- 3.2.5 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）
- 3.2.6 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

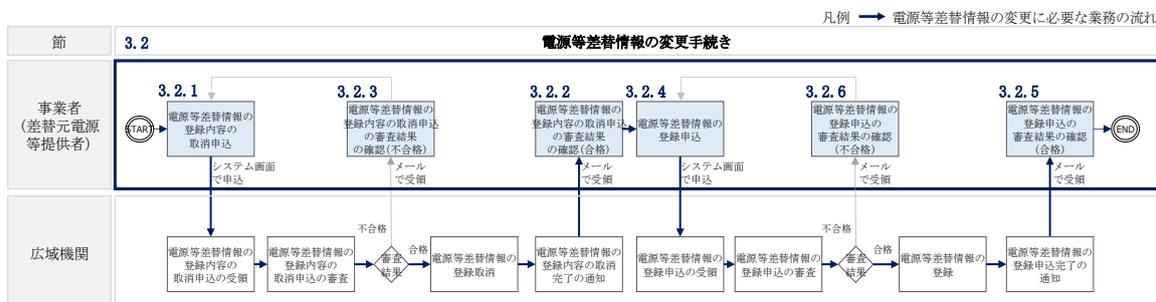


図 3-11 電源等差替の変更手続きの詳細構成

3.2.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

『3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込』を参照してください。

3.2.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

『3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

3.2.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

『3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

3.2.4 電源等差替情報の登録申込

『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照してください。

3.2.5 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）

『3.1.2 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）』を参照してください。

3.2.6 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）

『3.1.3 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）』を参照してください。

3.3 電源等差替情報の取消手続き

本節では、電源等差替情報を取り消す際の手続きについて説明します（図 3-12 参照）。

3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

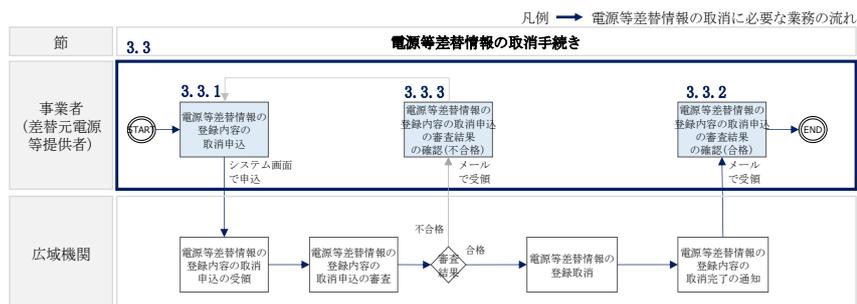


図 3-12 電源等差替情報の取消手続きの詳細構成

3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

本項では、電源等差替情報の登録内容の取消申込について説明します（図 3-13 参照）。

注：電源等差替情報の取消申込について

取消後、電源等差替情報の変更を希望する場合は、新規に電源等差替の登録申込を行ってください。

なお、新規の電源等差替の登録内容の取消申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。毎月 1 日～10 日までの期間に申込まれた電源等差替は、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から電源等差替の適用が可能となります。

3.3.1.1 電源等差替情報の登録内容の取消入力

3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込

3.3.1.1

電源等差替情報の登録内容の取消入力

図 3-13 電源等差替情報の登録内容の取消申込

3.3.1.1 電源等差替情報の登録内容の取消入力

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「電源等差替」タブから「電源等差替情報管理」リンクをクリックし、「電源等差替情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等差替情報一覧画面」で検索条件を入力・選択し、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に合致する電源等の「電源等差替 ID」リンクが「電源等差替情報一覧」に表示されますので、リンクをクリックして「電源等差替情報詳細画面」へ進みます（図 3-14 参照）。

「電源等差替情報詳細画面」で「取消」ボタンをクリックすると、「電源等差替情報取消申込画面」へ進みます（図 3-15 参照）。

次に、「電源等差替情報取消申込画面」で、「取消理由欄」に理由を記入し、「実行」ボタンをクリックします（図 3-16、表 3-5 参照）。



図 3-14 「電源等差替情報一覧画面」の画面イメージ

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編
 第3章 電源等差替
 3.3 電源等差替情報の取消手続き

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 10:54
 ユーザー名: 7Y02担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等差替情報詳細画面
 TOP > 電源等差替 > 電源等差替情報管理 > 電源等差替情報一覧画面 > 電源等差替情報詳細画面

電源等差替ID	0000000201
登録日	2020/11/12

差替先電源等情報	
差替掲示板番号	0000000002
実需給年度	2034
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	事業者A000_安定5

差替元電源等情報	
実需給年度	2034
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
容量を提供する電源等の区分	変動電源 (単独)
電源等識別番号	0000001620
電源等の名称	事業者B000_変動単独B

電源等差替情報	
電源等差替理由	発電機トラブル
電源等差替実施期間	2034/08/01 ~ 2034/12/01
補足事項	
削除状態	未削除

添付ファイル一覧	
No.	添付ファイル名
1	緊急事故連絡の要し.pdf
2	署名・捺印していない差替契約書.pdf

差替容量等算定諸元一覧	
No.	差替容量等算定諸元一覧ファイル名
1	差替容量 ○○○株式会社 2028_1234567890.xlsx
2	差替容量 △△△株式会社 2028_1234567890.xlsx

「取消」ボタンをクリックし、「電源等差替情報取消申込画面」へ進みます。

取消

Copyright ©CITO. All Rights Reserved.

図 3-15 「電源等差替情報詳細画面」の画面イメージ

電力広域的運営推進機関 容量市場業務マニュアル 電源等差替 編
 第3章 電源等差替
 3.3 電源等差替情報の取消手続き

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 11:34
ユーザー: 1002 担当: A(フェーズ1) ログアウト

電源等差替情報取消申込画面

TOP > 電源等差替 > 電源等差替情報管理 > 電源等差替情報一覧画面 > 電源等差替情報詳細画面 > 電源等差替情報取消申込画面

電源等差替ID	0000000201
登録日	2020/11/12
差替先電源等情報	
差替指示機番号	0000000002
実働始年度	2034
参加登録申請者名	事業者A
容量を提供する電源等の区分	安定電源
電源等の名称	事業者A000_安定5
差替元電源等情報	
実働始年度	2034
事業者コード	7102
参加登録申請者名	事業者B
容量を提供する電源等の区分	変動電源(単機)
電源等識別番号	0000001620
電源等の名称	事業者B000_変動単機B
電源等差替情報	
電源等差替理由	発電機トラブル
電源等差替実施期間	2034/08/01 ~ 2034/12/01
補足事項	

① 取消理由 *

添付ファイル一覧

アップロードする添付ファイルを選択してください。

添付ファイル (追加)	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア
	ファイル選択	ファイルが選択されていません。	クリア

登録済添付ファイル一覧

登録済添付ファイル名

- 電源等差替取消申請書_1.jpg
- 署名: [REDACTED]_1.jpg

差替容量等指定元一覧

差替容量等指定元一覧ファイル名

- 差替容量_0000000002_2034_1200000000.xlsx
- 差替容量_0000000002_2034_1200000000.xlsx

実行

Copyright 2020. All Rights Reserved.

図 3-16 「電源等差替情報取消申込画面」の画面イメージ

表 3-5 「電源等差替情報取消申込画面」での取消理由の記入例

No.	項	記入例
①	取消理由	<p>具体的な取消理由を記入</p> <p>記入例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差替実施期間中ですが、発電機のトラブルが解消されたため、20XX年X月X日をもって差替先電源提供者である〇〇株式会社との差替契約を解消しました。

3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

本項では、電源等差替情報の登録内容取消の申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-17 参照）。

3.3.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

3.3.2 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

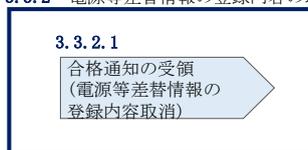


図 3-17 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）

3.3.2.1 合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

電源等差替情報の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備がない場合は電源等差替情報が取り消されます。電源等差替情報の取消が認められる差替元電源等提供者へは、合格通知がメールで送付されます。

合格通知を受領後、新規に他の差替先電源等提供者と差替契約を締結する場合、再度『3.1.1 電源等差替情報の登録申込』を参照して、登録申込を行ってください。

電源等差替情報の登録内容取消後、本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約書を変更する必要があります。

容量確保契約書の変更手続きについては、容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編） 第6章をご参照ください。

注：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。
差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

本項では、電源等差替情報の登録内容取消の申込後、本機関が内容を確認した結果、不備があった場合の審査結果の確認について説明します（図 3-18 参照）。

3.3.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

3.3.3 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

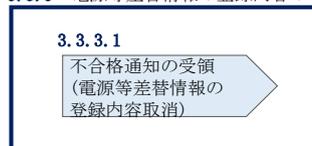


図 3-18 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）

3.3.3.1 不合格通知の受領（電源等差替情報の登録内容取消）

電源等差替情報の取消申込後、本機関による審査が行われ、不備があった場合は差替元電源等事業者に対して不合格通知がメールで送付されます。

なお、不合格理由は「電源等差替情報審査画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等差替情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等差替情報審査画面」へ進みます。

「電源等差替情報審査画面」で電源等差替情報の取消申込が不合格となった電源等の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「電源等差替審査状況一覧」に表示されます。「審査コメント」に記載されている不合格理由を確認してください。

電源等差替情報を取り消す場合、『3.3.1 電源等差替情報の登録内容の取消申込』を参照し、再度申込を行ってください。

注：審査結果の通知先について

メールによる審査結果の通知は、差替元電源等提供者に対して送付されます。
差替先電源等提供者への審査結果の通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

Appendix.1 差替容量等算定諸元一覧

差替容量等算定諸元一覧

項目			
提出目的			
申請区分			
申請要件（差替先のみ選択）			
差替要件（差替元のみ選択）			
参加登録申請者名			
事業者コード			
電源等の名称/小規模変動電源リスト名/電源等リスト名			
電源等識別番号			
対象実需給年度			
容量を提供する電源等の区分			
発電方式の区分			
エリア名			
今回の差替に係る 差替相手の情報	電源等の名称/ 小規模変動電源リスト名/ 電源等リスト名		
	差替相手の電源等識別番号		
今回の差し替えに係る差替実施期間			
	各月	4月	5月
今回の差替契約で差替元電源等として差替える場合の差替容量[kW]			
今回の差替契約で差替先電源等として差替える場合の差替容量[kW]		0	0
差替元として差替契約した 差替容量[kW]	事業者名		
	電源等の名称		
差替先として差替契約した 差替容量[kW]	事業者名		
	電源等の名称	0	0
差替先差替可能容量 算出のために必要な情報	登録されている期待容量[kW]		
	期待容量の増加分[kW]		
	容量確保契約容量[kW]		
	メインオークション		
	メインオークション応札容量[kW]		
	退出容量[kW]		
	調達オークション		
	調達オークション応札容量[kW]		
	各月	4月	5月
提供する各月の供給力[kW]		0	0
各月の管理容量[kW]			
実務上のアセスメント対象容量(月間)[kW]		0	0
差替元差替済容量(月間)[kW]			
差替元差替済容量(年間)[kW]			
差替元差替可能容量(月間)[kW]			
差替元差替可能容量(年間)[kW]			
差替先差替済容量(月間)[kW]		0	0
差替先差替済容量(年間)[kW]			
差替先差替可能容量(月間)[kW]		0	0
差替先差替可能容量(年間)[kW]			

Appendix.2 図表一覧

図 1-1 電源等差替の申込可能期間.....	4
図 1-2 電源等差替の登録手続き.....	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）.....	7
図 2-1 第2章の構成.....	9
図 2-2 差替掲示板情報の登録手続きの詳細構成.....	10
図 2-3 差替掲示板情報の登録申込.....	10
図 2-4 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ.....	20
図 2-5 「差替掲示板情報登録申込画面」の画面イメージ.....	24
図 2-6 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（合格）.....	27
図 2-7 差替掲示板情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）.....	28
図 2-8 「差替掲示板情報審査画面」の画面イメージ.....	29
図 2-9 差替掲示板の掲載変更手続きの詳細構成.....	30
図 2-10 差替掲示板への掲載取消手続きの詳細構成.....	33
図 2-11 差替掲示板情報の取消申込.....	33
図 2-12 「差替掲示板画面」の画面イメージ.....	34
図 2-13 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ.....	35
図 2-14 「差替掲示板情報取消申込画面」の画面イメージ.....	36
図 2-15 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（合格）.....	37
図 2-16 差替掲示板情報の取消申込の審査結果の確認（不合格）.....	38
図 3-1 第3章の構成.....	39
図 3-2 電源等差替情報の登録手続きの詳細構成.....	39
図 3-3 電源等差替情報の登録申込.....	40
図 3-4 「差替掲示板画面」の画面イメージ.....	59
図 3-5 「差替掲示板情報詳細画面」の画面イメージ.....	60
図 3-6 「電源等差替情報登録申込画面」の画面イメージ.....	62
図 3-7 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（合格）.....	64
図 3-8 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ.....	66
図 3-9 電源等差替情報の登録申込の審査結果の確認（不合格）.....	67
図 3-10 「電源等差替情報審査画面」の画面イメージ.....	68
図 3-11 電源等差替の変更手続きの詳細構成.....	69
図 3-12 電源等差替情報の取消手続きの詳細構成.....	71
図 3-13 電源等差替情報の登録内容の取消申込.....	71
図 3-14 「電源等差替情報一覧画面」の画面イメージ.....	73
図 3-15 「電源等差替情報詳細画面」の画面イメージ.....	74

図 3-16 「電源等差替情報取消申込画面」の画面イメージ.....	75
図 3-17 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（合格）.....	76
図 3-18 電源等差替情報の登録内容の取消申込の審査結果の確認（不合格）.....	78
表 1-1 電源等区分ごとの電源等差替申込可能期間.....	5
表 2-1 電源等区分ごとの差替容量等算定諸元一覧の作成単位.....	11
表 2-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替先電源等・差替掲示板への掲載用）.....	13
表 2-3 「電源等情報変更申込画面」での入力項目.....	20
表 2-4 「差替掲示板情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧.....	25
表 2-5 差替掲示板の掲載項目一覧.....	30
表 2-6 「差替掲示板情報取消申込画面」での取消理由の記入例.....	37
表 3-1 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替元電源等・電源等差替への申込用）.....	45
表 3-2 差替容量等算定諸元一覧の入力・選択項目（差替先電源等・電源等差替への申込用）.....	52
表 3-3 「電源等差替情報登録申込画面」での入力・選択項目一覧.....	62
表 3-4 「電源等情報変更申込画面」での入力項目.....	66
表 3-5 「電源等差替情報取消申込画面」での取消理由の記入例.....	76

Appendix.3 電源等差替に関する用語一覧

No.	用語	意味
1	電源等差替	容量確保契約に定める供給力を提供できなくなった場合等に、その電源等の代わりに容量オークションで落札していない電源等を用いて供給力を提供すること
2	差替先電源等	電源等差替により、容量確保契約を締結している電源等に代わって供給力を提供する電源等のこと
3	差替先電源等提供者	差替先電源等を提供する事業者のこと
4	元差替元電源	対象実需給年度の容量オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約を締結しており、且つ既に他の電源等差替の契約を差替元電源等として締結している電源等のこと
5	差替元電源等	電源等差替において、容量確保契約を締結している電源等のこと
6	差替元電源等提供者	差替元電源等を提供する事業者のこと
7	差替契約	差替元電源等提供者と差替先電源等提供者の間で締結される電源等差替に係る契約のこと ※なお、容量市場において、本機関と事業者の間で締結される契約は「容量確保契約（容量オークションの結果、本機関と電源等が約定した事業者の間で締結される契約）」のみです。
8	差替容量	差替先電源等と差替元電源等の間で差替える容量で、差替契約に記載される容量のこと
9	差替先差替可能容量	差替先電源等が電源等差替で差替え可能な容量のこと
10	差替先差替済容量	差替先電源等が電源等差替で既に差替えた容量のこと
11	差替元差替可能容量	差替元電源等が電源等差替で差替え可能な容量のこと
12	差替元差替済容量	差替元電源等が電源等差替で既に差替えた容量のこと

Appendix.4 業務手順全体図

第2章：差替掲示板への掲載

2.1 差替掲示板情報の登録手続き



第2章：差替掲示板への掲載

2.2 差替掲示板情報の変更手続き



第2章：差替掲示板への掲載

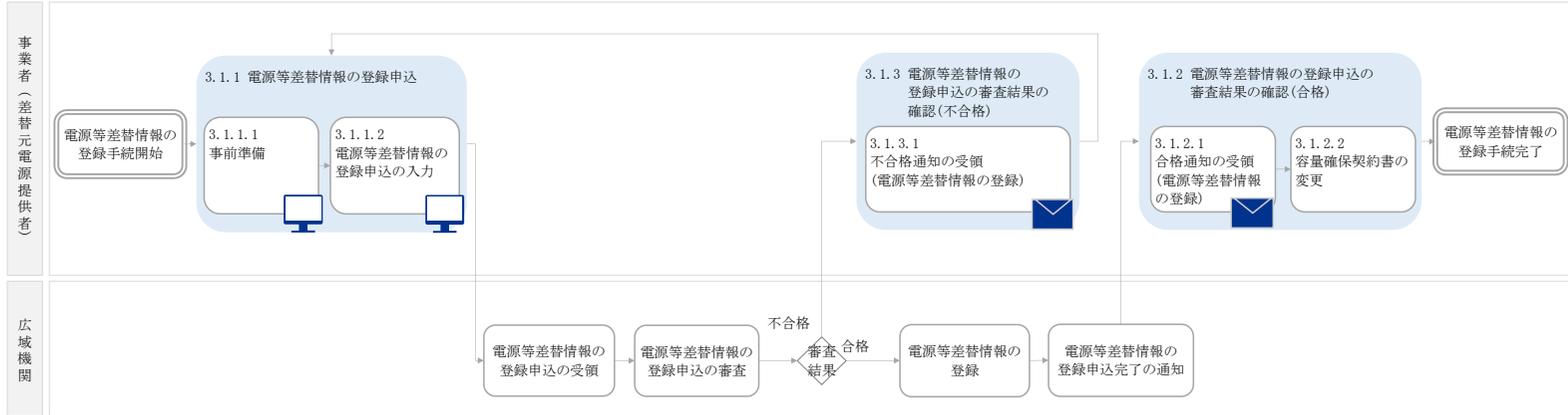
2.3 差替掲示板情報の取消手続き



凡例  容量市場システム操作  メール通知

第3章：電源等差替

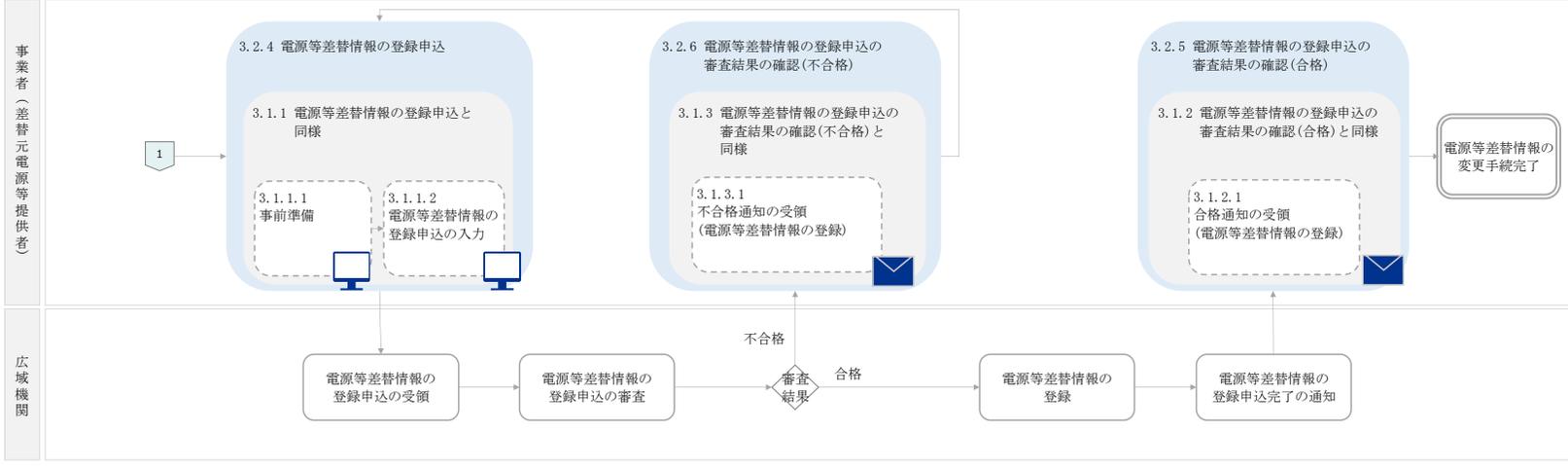
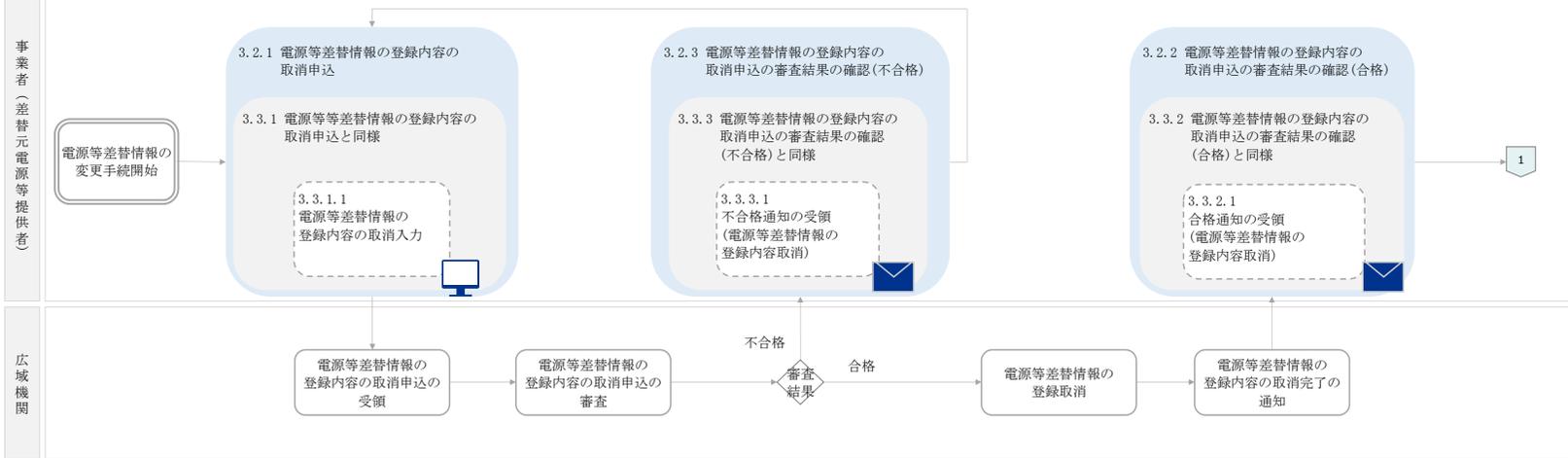
3.1 電源等差替情報の登録手続き



凡例  容量市場システム操作  メール通知

第3章：電源等差替

3.2 電源等差替情報の変更手続き



第3章：電源等差替

3.3 電源等差替情報の取消手続き

